

令和7年（2025年）12月5日（金曜日）

第 2 号

令和7年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第2号

令和7年(2025年)12月5日(金曜日)

出席委員 交代委員

委員長

渡邊靖司君

副委員長

木葉 淳君

清水敬弘君

角田 一君

藤井辰吉君

前田一男君

鈴木一磨君

佐々木大介君 林 祐作君

内田尊之君

笹田 浩君

新沼 透君

阿知良寛美君

藤沢澄雄君

出席委員外議員

山崎真由美君

出席説明員

警察本部長 友井昌宏君

総務部長 板東茂利君

警務部長 谷山敬一君

総務部参事官  
兼総務課長 渡部雅彦君

総務部参事官  
兼会計課長 高橋雄二君

施設課長 菊地敏之君

警務部参事官  
兼警務課長 岩崎靖一君

総務課調査官 高見昌志君

総務課長補佐 三上山祐太君

病院事業管理者 井上聡巳君

道立病院部長 東 幸彦君

道立病院局次長 古川秀明君

道立病院局次長  
兼指定管理室長 渡辺厚義君

総務課長 河谷 篤君

人材確保対策室長  
兼医療参事 三浦寛高君

経営企画課長 荻野洋平君

保健福祉部長 古岡 昇君

保健福祉部  
子ども応援社会  
推進監 竹澤孝夫君

保健福祉部次長 山谷智彦君

保健福祉部次長  
兼子ども施策連携  
担当局長 鈴木義和君

地域医療推進局長 竹内正人君

健康安全局長 植村直樹君

感染症対策局長  
兼感染症対策課長 岡村卓治君

子ども政策局長 片山 崇君

子育て支援担当局長 桑原知己君

総務課長 松田彰仁君

政策調整担当課長 佐々木隆行君

地域医療課長 川上禎之君

医師確保担当課長 本村 繁君

【第1分科会 12月5日 第2号】

医務薬務課長	吉田亮輔君	野生動物対策担当局長	三ツ木寛史君
食品衛生課長	佐藤吾郎君	総務課長兼政策調整担当課長	栗原肇君
地域福祉課長	鹿野なほみ君	野生動物対策課長	小島圭介君
法人運営担当課長	栗田吏恵君	エゾシカ担当課長	嶋本祐幸君
障がい者保健福祉課長	徳田泰則君	ヒグマ対策室長	市川善浩君
精神医療担当課長	西本司君	縄文世界遺産推進室長	木内武雄君
高齢者保健福祉課長	秋田裕幸君	スポーツ振興課長	清水直子君
介護運営担当課長	樋口知己君		
子ども政策企画課長	工藤晴光君		
子ども成育支援担当課長	岩木良成君	議会事務局職員出席者	
子ども家庭支援課長	中村浩君	議事課主幹	阿部厚次君
虐待防止対策担当課長	柿本英敏君	議事課主査	梅尾哲矢君
		同	相田恵君
		同	福士元啓君
環境生活部長	谷内浩史君	同	東優樹君
環境生活部次長	竹本広幸君	同	水口まち子君
自然環境局長	新井田順也君	同	加藤邦彦君
文化局長	越田習司君	同	屋木文映君
スポーツ局長	近藤史郎君	同	

午前 10 時 開議

○渡邊靖司委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

[梅尾主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

藤井辰吉委員

鈴木一磨委員

であります。

○渡邊靖司委員長 まず、本分科会における審査日程等についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることとし、あわせて、委員外議員山崎真由美君から、本分科会に出席し、保健福祉部所管部分について発言したい旨の申出がありますので、委員の質疑並びに質問終了時にこれを許可することにいたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊靖司委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

(上の審査日程は巻末に掲載する)

---

○渡邊靖司委員長 それでは、議案第1号、第19号、第22号及び第24号を一括議題といたします。

#### 1. 公安委員会所管審査

○渡邊靖司委員長 これより公安委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

内田尊之君。

○内田尊之委員 おはようございます。

それでは、私から、公安委員会のほうに質問をさせていただきたいと思います。

現在、道警におきましても女性警察官が活躍されているというふうに思っております。以前は、警察といえばもう男性のイメージでありまして、署に行きましても、眼光鋭い、いかつい方々がカウンターの前にいたわけですが、私も地元でよく署のほうにお伺いをするのですが、今は、受付のところに女性警察官が座っておりまして、にこやかに対応していただき、本当に時代も変わったなという思いがあります。

そういう中で、イメージだけではありませんで、女性警察官が採用されたことによりまして、やっぱり、女性の救護要請者ですとか、今は多くなりました性犯罪の対応ですとか、いろいろなそういう対応が円滑になされているように思います。今では、本当に警察活動に欠かせない存在なのだなという思いがあります。

このように、私の地元の地方でも警察官が採用されているわけでありまして、全道では相当な方々が採用されていると思うのですが、現在、女性警察官は、ここ20年間でどの程度増加しているのか、また、北海道警察において女性警察官の割合というのはどのぐらいになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○渡邊靖司委員長 警務部参事官兼警務課長岩崎靖一君。

○岩崎警務部参事官兼警務課長 警察官に占める女性の割合と増加の状況についてであります。本年4月1日現在、全警察官に占める女性の割合は12.8%となっており、記録が確認できる平成15年の割合と比較をいたしますと約2.3倍となっております。

○内田尊之委員 12.8%と言いますと、ざっと計算しても1000人を超えるのではないかと思います。

今年の9月に我が会派の政審委員が、老朽化した御幸交番、そして、新しい桑園交番を見学したそうです。そのときに、御幸交番というのが、非常に環境が劣化していて、窓はガムテープで

【第1分科会 12月5日 第2号】

塞がれていて、昭和のドラマに出てくるような、そういう交番だったそうです。そこで、うちの女性議員は、こういうところでは勤められないなということを書いていたようです。大概のことには動じない私どもの議員ですけれども、そう言うのですから相当だったのだなという思いがありますが、一方で、桑園交番というのは非常に快適だったと。

道内には680の交番、駐在所があると聞いているのですが、法定耐用年数を越えた交番、駐在所はどのくらいあるのか、お聞きします。

○渡邊靖司委員長 施設課長菊地敏之君。

○菊地施設課長 交番等の老朽化の状況についてであります。道内には交番、駐在所が680施設あり、法定耐用年数を越えて使用している施設は241施設で、このうち、交番が75施設、駐在所が166施設となっております。

○渡邊靖司委員長 内田委員に申し上げます。

通告時間が経過をいたしておりますので、そろそろまとめをお願いいたします。

○内田尊之委員 まとめさせてもらいましょう。

耐用年数を越えている建物が3分の1を超えているというのが分かりました。本当に確実に今は時代が変化しているわけでありますから、そういう中で言えば、職場の快適性というのは、快適性だけの問題ではなくて、治安維持機能の問題になるというふうに思います。

ここでは迅速な対応が必要と考えますけれども、北海道警察においては、老朽化している交番、駐在所の改築はどのように進めていくのか、お聞きいたします。

○渡邊靖司委員長 総務部長板東茂利君。

○板東総務部長 老朽化している交番、駐在所の改築や改修についてであります。交番、駐在所は、地域住民の皆様方の安全、安心を確保するための中核となる施設でありますことから、その機能を十分に発揮し得る施設の整備が重要であると考えております。

全警察官に占める女性警察官の割合が増加している現状にありますが、交番等の老朽化や狭隘化に加え、女性の勤務に配慮した環境が十分に整っていない施設もありますことから、休憩室やトイレをそれぞれ整備するなど、男性、女性とも働きやすく、また、交番等を訪れる皆様方にとっても利用しやすい施設となるよう整備を進めているところでございます。

道警察といたしましては、引き続き、女性をはじめとする道民の皆様方の安全、安心に対するニーズに的確に対応できるよう、交番等の計画的な整備に取り組んでまいります。

○内田尊之委員 終わります。

○渡邊靖司委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

木葉淳君。

○木葉淳委員 それでは、私から、警察官の成り手不足対策、そして、労働環境改善について伺います。

近年、警察官に求められる職務は、犯罪捜査や交通安全だけではなく、サイバー犯罪への対応や高齢社会に伴う地域支援、そして、SNSを利用した詐欺ですとか、災害対応、さらには、最

近は市街地などに出没するヒグマ等の野生動物に対する対処まで多岐にわたっております。

しかし、その一方で、全国的に警察官の成り手不足がこれまでも議会で議論されてきたかと思えます。少子化社会の中、人手不足は警察官に限った話ではありませんが、警察官の不足というものは、地域の安心、安全を守る力の低下につながりかねず、深い懸念を抱いています。住民の暮らしを支える治安体制を維持するためにも、警察官の働きやすい環境づくりや人材確保に向けた取組が急務と考えます。

そこで、まず、直近数年間の警察官採用試験の応募者数、倍率の推移、最終合格後の辞退率、そして、採用試験区分別の採用状況について伺います。

○渡邊靖司委員長 警務部参事官兼警務課長岩崎靖一君。

○岩崎警務部参事官兼警務課長 直近数年間の警察官採用試験の応募者数等の状況についてであります。過去3年の状況を各年別に申し上げますと、令和4年度警察官採用試験の応募者数が3609人、合格倍率が3.5倍、最終合格後の辞退率が48.2%、大学などを卒業または卒業見込みの者となるA区分の採用人数が101人、A区分以外の者となるB区分の採用人数が226人、令和5年度警察官採用試験の応募者数が3317人、合格倍率が2.4倍、最終合格後の辞退率が37.5%、A区分の採用人数が167人、B区分の採用人数が303人、最後に、令和6年度警察官採用試験の応募者数が3578人、合格倍率が2.8倍、最終合格後の辞退率が50.5%、A区分の採用人数が147人、B区分の採用人数が221人となっております。

○木葉淳委員 今、倍率も2倍から3倍というようなお話がありましたけれども、以前は、4倍、5倍というような状況であったのかなというふうに思います。2倍台と減少傾向が続いているということもお聞きしましたが、辞退者についても、合格者の半数近くに上っているという答弁でした。

こうした背景には、少子化の進行ですとか、民間企業との人材獲得競争の激化というものがあるかと思われまます。

本部として、成り手不足の要因をどのように分析されているのか、伺います。

○岩崎警務部参事官兼警務課長 警察官の成り手不足の要因についてであります。道警察では、警察官採用試験に合格し、採用を辞退した方に対するアンケートを行っております。その中で、「休日・休暇制度の充実度」や「転勤がない」といった項目などで、道警察以外の就職先に魅力を感じていた方が多かったことが判明しております。

このため、多くの辞退者にとっての道警察に対するイメージは、仕事と私生活の両立にやや不安を感じるものであったと分析しております。

○木葉淳委員 休日や休暇の充実、あるいは、居住地に重きを置くというのが若者世代の考えなのかなということは、私もいろいろ話を聞いて分かります。

警察官の勤務に対しては、やはり、当直、非番、休日といった勤務サイクルというのがあるのかと思いますけれども、長時間勤務や休暇が取得しにくいのではないかと、そういった印象を持たれている方も多いのかなというふうに思います。それから、様々な勤務をする中での精神的な

【第1分科会 12月5日 第2号】

負担ですね。そうした課題が指摘されていますけれども、警察本部として、こうした勤務環境の改善にどのように取り組んできたのか、伺います。

○岩崎警務部参事官兼警務課長 勤務環境の改善に向けた取組についてであります。道警察では、北海道警察におけるワークライフバランス等の推進に関する取組計画を定め、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進に向けた取組を進めているほか、職員からのメンタルヘルスに関する相談窓口の整備や研修会の開催などの取組を進めてまいりました。

その結果、例えば、職員の年次有給休暇の平均取得日数について、令和6年度中の数値は17.0日に達しており、厚生労働省が「令和6年就労条件総合調査の概況」において公表した、民間企業における労働者1人平均の11.0日よりも高水準となっております。

○木葉淳委員 年休の取得率が17日ということで、民間よりも高水準ということですが、もっとももっとこうしたことをアピールすることで、希望者というのは増えていくのではないのかなというふうに思います。

それで、次の質問なのですが、若手警察官の離職防止ということで伺いたいのですが、採用された若手の警察官が僅か数年で退職をしてしまうケースや、中堅の警察官の退職も増加傾向にあるというふうに聞きました。

若年、中堅の離職の直近の状況と主な理由、その防止に向けた取組について伺います。

○岩崎警務部参事官兼警務課長 警察官の辞職の状況などについてであります。令和6年度中に辞職をした警察官のうち、採用から3年未満の者が占める割合は26%、勤続3年以上40歳未満の者が占める割合は53%となっており、辞職の主な理由といたしましては、出身地等で生活したい、仕事に不安を感じるといったものが見受けられたところであります。

このため、道警察では、職員の辞職防止に向け、警部補以下の警察官を対象に、札幌市などを除く定住を希望する市町村を生活拠点として登録し、当該市町村またはその近郊の市町村を管轄する所属に配置する生活拠点人事制度を導入し、既に登録された職員がいるほか、警察署に勤務する若手警察官が不安を感じることなく自信を持って仕事に取り組めるようにするため、警察本部に派遣する研修の拡充といった取組を推進しております。

○木葉淳委員 3年未満の方が26%で、勤続3年以上40歳未満の方が53%というと、合わせると79%の方が途中で退職する若い世代の方ということでちょっと驚いたのですが、やはり、取組でやられている、今年から始められた生活拠点人事制度というのは非常に好評なのではないのかなというふうに思います。これから課題も出てくると思いますので、そうした課題にもしっかりと対応していただければと思います。

次に、女性警察官について伺います。

女性警察官の割合は、全国的に増加傾向と伺いますが、依然として比率は低いと感じています。民間企業では、女性が働きやすい職場は、高齢者や若手男性職員も働きやすく、離職率の低下、生産性の向上につながるものが指摘をされています。また、女性が意思決定に加わることで、勤務時間の柔軟化や負担軽減など、労働環境の整備が進みやすいとも言われています。

そこで、女性警察官の採用拡大や職場環境の整備に向けた取組と課題認識について伺います。

**○岩崎警察部参事官兼警務課長** 女性警察官の採用拡大や職場環境整備に向けた取組と課題認識についてであります。道警察では、女性職員が能力を発揮することのできる職場環境づくりが、警察に対する多様なニーズに的確に応えることにつながるという認識の下、北海道警察におけるワークライフバランス等の推進に関する取組計画において、女性職員の活躍推進を取組の柱の一つとして掲げており、採用の拡大や登用の拡大に向けたキャリア形成支援、女性職員が働きやすい職場環境づくりといった取組を進めております。

その結果、例えば、採用者に占める女性の割合は、過去3年平均で27.4%となっているほか、全警察官に占める女性の割合については、目標値を定めた平成23年と比較して、本年4月1日現在では約1.9倍の12.8%となっております。また、近年の警察学校における初任教養では、多くの女性警察官が優秀な成績を修めて卒業するなど、今後の幅広い活躍が期待されるところであります。

今後も、引き続き、女性警察官の意見を把握、反映するなどして、採用、登用の拡大や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めていく必要があるものと認識しております。

**○木葉淳委員** 今回、成り手不足ですとか中途退職、それから女性の登用ということで伺ってまいりましたけれども、今後、警察官の成り手不足などが深刻化すれば、地域の治安維持にも影響しかねません。

こうした状況を踏まえて、警察本部として、今後、どのように人材確保、労働環境改善を進めていくのか伺い、私の質問を終わります。

**○渡邊靖司委員長** 警務部長谷山敬一君。

**○谷山警務部長** 人材確保や職場環境改善に向けた今後の方針についてであります。道警察では、効果的な広報活動により、多くの方に道警察で働くことの魅力をはじめ、休暇の取得促進に向けた取組や、勤務地に関する制度などについて理解をしていただくとともに、最終合格者に対する説明会や、警察学校の見学といった取組により、採用後における不安の払拭を図るなどして、多くの受験者確保と辞退防止に努めているところであります。

また、本年11月に導入した、自己都合により退職した職員を選考により再び採用する退職者復職制度の活用などの取組も進めているところであります。

このほか、業務の合理化をはじめとした働き方改革のほか、職員からの職場環境改善に関する提案を受け付ける制度の活性化を進めることにより、職員のワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図り、職員にとって働きやすく魅力のある職場となるよう努めているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、こうした取組を効果的に推進して、人的基盤のさらなる強化を図り、道内の治安維持に万全を期してまいります。

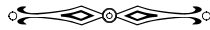
**○渡邊靖司委員長** 木葉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これもちまして、公安委員会及び通告のなかった企業局所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩



午前10時25分開議

○渡邊靖司委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 道立病院局所管審査

○渡邊靖司委員長 これより道立病院局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

角田一君。

○角田一委員 それでは、北海道病院事業改革推進プランについてお伺いしてまいります。

人口減少の進行に伴う患者数の減少や医療従事者不足に加え、昨今の物価高騰により、道立病院を含む各医療機関の経営は大変厳しい状況にあるものと承知しております。道立病院の令和6年度決算は、一般会計からの繰入金により黒字を確保したものの、医業収支は約78億円の赤字で、前年度から5億円以上悪化しており、道の財政負担面からも経営改善が急務となっているものと考えます。

こうした中、さきの保健福祉委員会に、今後の道立病院の経営改善に係る道筋を示すプランの素案が報告されたところですが、道立病院が今後とも地域に必要な医療を安定的に提供していくためには、医療需要の変化に的確に対応しながら、医療従事者の確保や経営基盤の強化に向けた実効性の高い取組を計画的に進めていく必要があると考えますので、以下、お伺いいたします。

まず、医療従事者の確保についてであります。

プランの中では、各道立病院の共通する課題として、人口減少、高齢化の急速な進行や、受診行動の変化による患者数の減少のほか、医師や看護師等の医療従事者の不足が挙げられております。

今後、生産年齢人口の減少に伴い、人材確保が難しくなっていく中、地域に必要な医療を継続して提供していくためには、医師、看護師をはじめとする医療従事者を安定的に確保していくことが求められますが、具体的にどのような取組を進めていくのか、お伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 人材確保対策室長三浦寛高君。

○三浦人材確保対策室長 医療従事者の確保についてでございますが、地域に必要な医療を安定的に提供していくためには、医療従事者の確保育成が重要であり、これまで、医育大学への医師派遣要請や道内外の大学、養成校等へのPR活動をはじめ、キャリアアッププラン等を活用した看護師の人材育成や、診療看護師、医療クラークの活用によるタスクシフト・シェアの推進などに取り組んできたところでございます。

このたびお示ししたプランの素案では、こうした取組に加え、江差病院では、南檜山メディカ

ルネットワークに参加する法人間での医療従事者の相互派遣、緑ヶ丘病院では、医師の負担軽減を図るためのオンライン診療の活用検討など、それぞれの病院の特色を踏まえた取組も盛り込んだところでございます。

道立病院といたしましては、今後とも、様々な確保策を積み重ねつつ、電子カルテなどICTの利活用による業務の効率化を図るほか、診療報酬改定に応じた処遇改善などにも努めながら、医療従事者に選ばれる職場づくりに取り組んでまいります。

**○角田一委員** 次に、病院経営に精通した事務職員の確保育成についてお伺いいたします。

医師をはじめとする医療従事者の確保はもとより、そうした方々とコミュニケーションを図りながら、診療報酬改定への的確な対応に向け、経営指標の分析や活用、病床稼働率の向上に向けた検討など、経営戦略の下支えとなる職員の確保も重要と考えます。

新たなプランでは、各病院の共通する取組事項として、病院経営に精通した事務職員の確保育成に取り組むとされておりますが、病院経営の課題が多様化する中、どのように確保し、育成していく考えなのか、お伺いいたします。

**○渡邊靖司委員長** 総務課長河谷篤君。

**○河谷総務課長** 病院経営に精通した職員の確保についてでございますが、収益の柱となる診療報酬制度の改定などに的確に対応し、適切な診療報酬の確保や経営の効率化を図っていくためには、各種医療制度や病院経営に精通した人材の確保育成が重要と認識しておりまして、これまで、総務省職員の受入れや北海道厚生局などとの人事交流のほか、医療事務担当職員の専門性の向上を目的とした外部講師による研修会の開催などに取り組んできたところでございます。

道立病院といたしましては、こうした取組に加え、今後、より適切な診療報酬請求による収益の確保や、医療データを活用した様々な経営分析を行うため、診療情報管理士等の配置にも努めるなど、専門知識を有する事務職員の確保育成に取り組んでまいります。

**○角田一委員** 次に、収支計画についてであります。

現行プランは、新型コロナウイルス感染症の影響等による患者数や収益の減など、今後とも厳しい病院運営が見込まれる中、複数年の収支を見通すことが非常に難しい状況にあるとして、中長期的な収支計画や数値目標を設定せず、毎年度の予算をベースとした数値を目標としている状況にあります。

それぞれの取組を計画的に進めていくため、また、必要に応じて取組内容をブラッシュアップするためにも、中長期的な収支計画を示し、各病院とも共通の認識を持った上で取組を進めていく必要があると考えますが、どう対応するのか、お伺いいたします。

また、国のガイドラインでは、プランの対象期間中に経常黒字化するよう求めておりますが、どのように対応するのか、併せてお伺いいたします。

**○渡邊靖司委員長** 道立病院局次長兼指定管理室長渡辺厚義君。

**○渡辺道立病院局次長兼指定管理室長** 収支計画の策定についてでございますが、人口減少の進行など社会経済情勢の変化に伴いまして、病院経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、道立病院

【第1分科会 12月5日 第2号】

が今後とも地域に必要な医療を安定的に提供していくためには、各病院が抱える課題に対しまして、職員全員が共通認識を持ち、中長期的な視点に立って経営改善を着実に進めていくことが必要でございます。

このため、次期プランの策定に当たりましては、病院ごとの現状や課題、今後の方向性などについて、各病院の職員も参加した有識者会議において議論を進めてきたところでございます。今後、令和12年度までの5年間の収支見通しを策定した上で、病院機能の維持充実や経営基盤の強化など、経営改善に向けた取組を計画的に推進することとしております。

また、現在の経営状況に鑑みますと、令和12年度までの経常収支の黒字化は大変厳しいものと考えておりますが、早期の黒字化に向け、できる限りの収益確保や費用削減に取り組み、収支改善を確実に進めてまいります。

**○角田一委員** 病院の経営や医療機能の状況を示す指標についても、収支計画と同様に数値目標が設定されていない状況にあります。国のガイドラインにおいては、収支改善に係る指標をはじめ、様々な指標が例示されておりますが、現行のプランでは採用されていないものも多く見受けられます。

今回のプランにおいては、どのような考えで指標を設定するのか、お伺いいたします。

また、数値目標については、全国の公立病院の平均や病床規模等が類似する病院の平均を踏まえ、その水準を設定する必要があると考えますが、併せてお伺いいたします。

**○渡邊靖司委員長** 経営企画課長荻野洋平君。

**○荻野経営企画課長** 経営指標等の数値目標の設定についてでございますが、現行のプランにおいては、経常収支比率や医業収支比率、病床利用率など収益性に係る指標と、手術件数や訪問看護件数など各病院の機能に関する指標を設定しているところでございます。

病院の経営改善を進める上で、指標の設定は、経営の健全性や医療機能の状況把握のほか、取組の効果を推しはかるために効果的なことから、総務省のガイドラインも踏まえ、各病院の役割や機能に応じて設定する指標の種類を充実させる方向で検討してまいります。

また、こうした指標の具体的な水準については、機能や病床規模が類似する他の公立病院の状況等を参考とすることとし、今後、道議会での御議論や有識者の御意見を伺いながら、各病院の目指す姿の実現や医療機能の充実に向け、数値目標の検討を進めてまいります。

**○角田一委員** 全国を上回るスピードで人口減少、少子・高齢化が進行する本道においては、民間医療機関が参入しにくい地域における医療の提供や、不採算・特殊部門に関わる医療の提供を担う道立病院の役割は、地域住民の生活を支える上でその重要性を増しています。

一方、道財政も厳しい状況が続いており、患者数の減少や医療従事者の不足、各種経費の増加に対応し、地域に必要な医療を提供し続けていくためには、地元自治体や医療機関等の理解を得ながら、道立病院局と各病院が一体となってプランに掲げる取組を着実に進めていく必要があると考えますが、経営改善の実現に向けた管理者の決意をお伺いして、質問を終わります。

**○渡邊靖司委員長** 病院事業管理者井上聡巳君。

○井上病院事業管理者 経営改善に向けた今後の取組についてでございますが、人口減少の急速な進行等に伴う医療需要の変化や医療従事者の地域偏在に加え、物価高騰等の影響による経費の増加など、病院経営を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、道立病院が地域に必要な医療を安定的に提供していくためには、こうした課題に迅速かつ的確に対応し、経営改善を着実に進めていくことが重要であります。

このため、このたびお示した次期プランの素案では、地域医療構想等との整合性を図りつつ、病院機能の維持充実、経営基盤の強化、医療従事者等の確保育成、働き方改革への対応と勤務環境の改善の四つの柱を基本的な考え方とし、各病院の役割、機能を踏まえた各般の施策に取り組むこととしております。

道立病院局といたしましては、今後とも、道議会での御議論はもとより、地元自治体や医療機関等の御理解と御協力をいただきながら、地域住民の皆様が安心して暮らし続けていけるよう、私が先頭に立ち、本庁と各病院の総力を挙げ、持続可能な病院経営の確立に向けて取り組んでまいります。

○角田一委員 ありがとうございます。

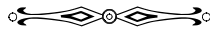
○渡邊靖司委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもちまして、道立病院局所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩



午前10時41分開議

○渡邊靖司委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 保健福祉部所管審査

○渡邊靖司委員長 これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 それでは、感染症対策のうち、初めにインフルエンザについて伺います。

インフルエンザは、12月から流行シーズンという印象がありますが、報道では、今年は注意報、警報が出るのが例年よりも早く、感染者が急増しており、学校でも休校や学級閉鎖が増加しているという記事をよく目にいたします。そこで、以下、伺ってまいります。

道内における最近のインフルエンザの感染状況について伺います。また、注意報、警報の発令状況について、過去との比較も含め、併せて伺います。

○渡邊靖司委員長 感染症対策局長兼感染症対策課長岡村卓治君。

○岡村感染症対策局長兼感染症対策課長 インフルエンザの道内の感染状況についてでございますが、本年9月以降、定点医療機関当たりの報告数は、10月6日の第41週が2.10人で流行シーズ

【第1分科会 12月5日 第2号】

ン入りの目安1.00人を、27日の第44週が24.87人で注意報発令の目安10.00人を、11月10日の第46週が44.01人で警報発令の目安30.00人を超えたところであり、17日の第47週には61.78人と、過去10年間で最も高い数値となったところです。

流行シーズン入り及び注意報発令は、過去10年間で令和5年に次いで2番目に早く、警報発令は、令和5年と並び最も早い発令となっております。

○藤井辰吉委員 2番目に早いということですが、年末年始にこれから向かいましてインフルエンザの感染がさらに拡大する可能性があることから、感染症対策がより重要になると考えます。

道として、感染予防にどう取り組んでいくのかを伺います。

○岡村感染症対策局長兼感染症対策課長 今後の対応についてでございますが、本年は、全国と同様、例年より早く感染が拡大しており、今後、年末年始を控え、人の移動の増加が予想されることから、引き続き、感染動向を注視するとともに、道民の皆様への正しい情報の周知が重要でございます。

道では、これまで、注意報や警報発令といった感染拡大のタイミングに合わせ、ホームページなどにより、手洗いの励行、小まめな換気、マスク着用等の基本的な感染対策や、ワクチン接種の検討について周知してまいりました。

また、先月には、地域の医療機関や福祉施設などに対しまして、インフルエンザを含む急性呼吸器感染症への対策の推進について通知を行っておりまして、引き続き、道内における感染動向を注視しながら、感染対策に関する正しい情報の適時的確な周知を図るため、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用し、きめ細かな情報発信に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 次に、RSウイルス感染症について伺います。

RSウイルス感染症に関しまして、妊婦へのワクチン接種について、昨年第4回定例道議会において我が会派の同僚議員から質問をしていますが、来春から定期接種化されるとの報道が先月あったところです。そこで、以下、伺います。

まず、RSウイルスの感染症とはどのような感染症なのか伺うとともに、予防策についても併せて伺います。

○岡村感染症対策局長兼感染症対策課長 RSウイルス感染症についてでございますが、この感染症は、発熱、鼻汁、せきなどの症状が数日続きまして、場合によっては気管支炎や肺炎になることもある急性の呼吸器感染症であり、生後2歳までにほとんどの乳幼児が少なくとも1回は感染し、特に生後6か月以内の乳児などが感染した場合には、重症化の可能性があるとしております。

また、予防については、飛沫感染や接触感染が感染経路とされていることから、マスクが着用できる年齢の子どもや大人はマスクを着用することや、手洗い、手指衛生などといった基本的な感染対策のほか、高齢者や妊婦を対象とした任意のワクチン接種も予防に効果があるとされております。

○藤井辰吉委員 先ほど申し上げましたとおり、妊婦へのワクチン接種について、来春から定期接種化されるとの報道がありましたが、国における現在の検討状況について伺います。

○岡村感染症対策局長兼感染症対策課長 国の検討状況についてでございますが、国では、令和6年1月に、母子免疫による新生児、乳児の予防を目的とするRSウイルスワクチンを薬事承認し、同年3月から、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会のワクチン評価小委員会において、RSウイルスワクチンの妊婦を対象とした定期接種化に係る検討を進めていたところです。

こうした中、先月19日に開催されました同分科会の予防接種基本方針部会において、RSウイルスワクチンの妊婦への接種について、令和8年4月1日から予防接種法上の定期接種に位置づけること、また、対象者は妊娠28週から37週に至るまでの者とするなどことが了承されたところであり、今後、同分科会での承認を経まして、国において政省令改正などの手続が進められるものと承知しております。

○藤井辰吉委員 妊婦を対象としたワクチンの定期接種化に向けた進展は非常に喜ばしいものがありますが、実施に向けて混乱が生じないように、きめ細やかな情報共有が重要と考えます。

予防接種は、感染症予防のための重要な対策の一つであり、その実施主体は市町村であります。定期接種化に向けた準備が円滑に行われるよう、道は、広域自治体として市町村へ積極的な情報提供等を行う役割があると考えます。

道として、今後、ワクチンの定期接種化に向けてどのように取り組むのかを伺います。

○岡村感染症対策局長兼感染症対策課長 今後の対応についてでございますが、ワクチン接種は、希望される方が、その有効性や副反応などのリスクについて十分御理解した上で接種について検討していただくことが重要であり、そのためには、ワクチンに関する正しい情報の周知が必要と認識しております。

道としては、引き続き、定期接種化に向けた国の動向を注視しながら、実施主体である市町村に対し、国からの情報について速やかな周知に努めるとともに、道民の皆様や市町村からのワクチンに関する様々な相談等にも丁寧に対応するなどして、令和8年4月からの定期接種化に向けて、地域におけるワクチン接種が確実かつ円滑に実施されるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 感染症対策については以上で終わりました、次に、ギャンブルやアルコール等依存症対策について伺ってまいります。

先日、第3期となる北海道アルコール健康障害対策推進計画及び北海道ギャンブル等依存症対策推進計画について、それぞれ素案が示されました。両計画の策定に関連し、順次、伺ってまいります。

ギャンブル等依存症への対策としては、依存症はどのようなものかを多くの方々に理解していただくことや、オンラインカジノなど違法なギャンブルにアクセスしないよう、広く周知を行うといった1次予防の取組が重要と考えております。

近年、アクセスが増加しているとされるオンラインカジノを含め、インターネットを介してギャンブルへのアクセスはどこからでも非常に容易になっている状況を踏まえ、実際にギャンブル

にのめり込んでしまい、ギャンブル等依存症が疑われるような状況になってしまった際、速やかに御本人や御家族が相談できるような体制を確保していくことが必要であります。

また、ギャンブル等依存症の治療を行う医療機関の偏在や、自助グループや家族会が地域にないため、参加が難しいといった状況もあり、全道どこの地域においても相談や治療が受けられ、社会復帰ができるようにしていくことが非常に重要と考えております。

道としては、ギャンブル等依存症が疑われる方を、どのように相談支援や治療、社会復帰につなげていこうと考えているのかを伺います。

○渡邊靖司委員長 精神医療担当課長西本司君。

○西本精神医療担当課長 相談支援等の取組についてでございますが、ギャンブル等依存症は、御本人やその御家族が病気であることに気づきにくく、保健所や医療機関等への相談につながることがありますが、適切な支援により回復が可能であることから、ギャンブル等依存症が疑われる方を、早期に相談や治療、さらには社会復帰に結びつけていくための取組が重要です。

このため、道では、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及するとともに、市町村等の協力を得ながら、道立の精神保健福祉センターや保健所の相談窓口を周知するほか、専門医療機関や自助グループ等との連携強化に努めているところであり、今後も、ギャンブル等依存症が疑われる方の早期の発見に向けて、普及啓発や相談窓口の周知の強化を図るなど、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援となるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 次期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画には、具体的にどのような取組を盛り込み、また、実効性の確保に向け、どのような指標を設定するのかを伺います。

○西本精神医療担当課長 次期計画についてでございますが、次期計画の素案では、基本法の改正や国の基本計画を踏まえ、発生予防の取組として、新たに、道警察や事業所等と連携したオンラインカジノに関する正しい知識の普及啓発や、産業医等を通じた職域関係者への啓発を実施することとしており、また、支援体制の取組として、専門医療機関の整備に向けた精神科医療機関への働きかけの強化、基盤整備として、治療や相談対応の人材の育成確保などの強化を図ることとしております。

また、これらの取組が実効性のあるものとなるよう、400以上の事業所に対して、産業医等を通じた普及啓発を行うこと、依存症の専門医療機関を第3次医療圏に1か所以上整備すること、人材育成のための研修の受講機関及び受講者数を現状よりも増加させることなどの指標を設定したところです。

○藤井辰吉委員 私の選挙区であります函館も、競馬場、競輪場、また、パチンコ屋さんもたくさんありまして、ギャンブルに触れる機会は大変多いまちではあるかなと思いますけれども、その中で、ギャンブル等依存症の疑いというか、そういう方も結構いらっしゃると思います。

第3次医療圏に1か所以上整備するということですが、地域の中で参加できるように、各地における依存症が疑われる方が日常の中で回復に向けての支援を受けるためには、正直、医療圏ごとに1か所では足りないかなと思いますので、その1か所以上というのは複数の整備であ

ることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、アルコール健康障害について伺ってまいります。

アルコール健康障害対策においては、内科等を受診するアルコール性肝疾患等の患者でアルコール依存症が疑われる方が、なかなか依存症の治療を行う精神科につながらないといったことが課題になっています。

道として、医療連携の取組をどのように進めていくのかを伺います。

○西本精神医療担当課長 医療連携の取組についてでございますが、アルコール依存症は、アルコール性肝疾患等の治療を行う関係診療科の医療従事者に対し、依存症に関する知識を周知することはもとより、各医療機関等が連携する仕組みを構築し、アルコール依存症が疑われる方を早期に精神科による適切な治療に結びつけていくことが重要であります。

このため、道では、道内各地の依存症の専門医療機関及び治療拠点機関を中心に、かかりつけ医や産業医、アルコール依存症の治療をしていない精神科医療機関、民間団体等との連携強化に努めているところであり、今後も、治療拠点機関等と効果的な手法について検討を行うなどしながら、必要な方が治療につながるよう取組を進めてまいります。

○藤井辰吉委員 次期北海道アルコール健康障害対策推進計画には、具体的にどのような取組を盛り込み、また、実効性の確保に向け、どのような指標を設定するのかを伺います。

○西本精神医療担当課長 次期計画における取組についてでございますが、次期計画の素案では、現在、国が策定を進めているアルコール健康障害対策推進基本計画の改定案を踏まえ、昨年2月に厚生労働省が公表した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を活用した周知のほか、20歳未満の者や女性、高齢者に対する教育機関、市町村、地域包括支援センターを通じた周知の強化、専門医療機関の整備に向けた精神科医療機関への働きかけ、治療や相談対応の人材の育成確保などを進めることとしております。

また、これらの取組が実効性あるものとなるよう、普及啓発に関しては、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性は17.7%以下、女性は8.2%以下に低下させることとしたほか、専門医療機関については、第3次医療圏に1か所以上整備すること、人材育成のための研修については、受講機関及び受講者数を現状よりも増加させることなどの指標を設定したところです。

○藤井辰吉委員 道として、ギャンブル等依存症対策及びアルコール健康障害対策について、次期計画の目指す姿をどのように考え、今後、次期計画の策定にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長 次期計画の策定についてでございますが、このたびお示しした二つの次期計画の素案では、国における法改正や基本計画の見直しのほか、これまでの取組の評価、検証、指標の達成状況を踏まえつつ、治療や相談対応に従事する人材の育成確保や、専門医療機関の整備に向けた働きかけを強化することに加え、オンラインカジノに関する正しい知識の普及啓

【第1分科会 12月5日 第2号】

発、飲酒のリスクに関する教育や啓発などを強化することとしております。

道といたしましては、依存症で悩む御本人やその御家族が、それぞれの地域において適切な支援を受けられ、安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、引き続き、道議会での御議論やパブリックコメントにおいて、道民の皆様からの御意見をいただきながら、来年3月を目途に次期計画を策定してまいります。

○藤井辰吉委員 では、依存症対策についてはこれで終わりました、次に、福祉施策について伺ってまいります。

災害大国である我が国では、災害はいつ発生するか分からず、平時からの備えが重要と認識しています。さきの能登半島地震では、地域医療の医師等で構成する災害派遣医療チーム、いわゆるDMATをはじめ、様々な被災地派遣チームが現地で活動されました。

また、医療チーム以外に、避難所で生活機能の低下が招く健康2次被害の防止のため、高齢者や障がい者、子どもなどに対する福祉的なサポートを行う災害派遣福祉チーム、いわゆるDWA Tも派遣されたと承知しています。

令和7年7月に災害救助法が改正されるなど、災害時における福祉的支援の充実が一層求められていることから、災害派遣福祉チームについて伺います。

まずは、道におけるDWA Tの現状や派遣実績について伺います。

○渡邊靖司委員長 法人運営担当課長栗田史恵さん。

○栗田法人運営担当課長 北海道DWA Tについてであります。DWA Tは、社会福祉施設に勤務する介護福祉士等で構成される災害派遣福祉チームで、北海道においては令和3年に発足したところであり、本年11月現在、21団体、81法人と派遣協力協定を締結し、チーム員として232名が登録されているところです。

これまでの派遣実績は、昨年発生した能登半島地震の1回のみでございますが、24日間で、計6チーム、延べ18名を派遣いたしました。

○藤井辰吉委員 災害派遣時の課題を踏まえた道の対応について伺います。

昨年の第2回定例会の議会議論において、能登半島地震における道の災害派遣チームの活動に関し、北海道DWA Tについては、指揮系統の明確化や他職種との連携といった課題が挙げられましたが、これらの課題に対し、道はどのような取組を行ったのか、伺います。

○栗田法人運営担当課長 課題への対応についてであります。道では、能登半島地震の被災地支援で得られた知見を次の災害に生かすため、昨年度、道社会福祉協議会や道社会福祉士会などの関係団体で構成する北海道災害福祉支援ネットワーク会議におきまして、被災地への派遣者から活動状況を報告していただいたほか、DWA Tチーム員を対象とした研修会を開催し、被災者支援における他の職種との連携に関するグループ討議を行ったところです。

道といたしましては、関係団体と連携の上、こうして得られた内容を今年度においても研修内容に反映することとしており、今後の災害支援活動に生かすことができるよう対応してまいります。

○藤井辰吉委員 能登半島地震での検証を踏まえた国の対応について伺います。

株式会社日本能率協会総合研究所では、能登半島地震でのDWA T活動等の検証を行い、本年3月、報告書を公表しています。国においても、この地震での災害対応の在り方の検討を行い、そこで出された課題等を踏まえ、本年7月に災害救助法等を改正していますが、福祉的支援についての改正の概要を伺います。

○栗田法人運営担当課長 国の対応についてであります。国の中央防災会議が取りまとめた報告書である「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」におきまして、災害関係法制における福祉の位置づけの検討や、在宅避難者、車中泊避難者等への支援の必要性などが指摘されたことを受け、国では、本年7月に災害救助法を改正し、救助の種類として、福祉サービスの提供を追加したほか、災害対策基本法におきましても、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めることを追加する改正を行ったところでございます。

また、これら法改正を踏まえ、厚生労働省では、DWA Tの活動の基礎となる「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を改正したところです。

○藤井辰吉委員 山並みの多い半島である能登半島の地理的特徴や高齢化が進んでいる状況は、道内でも共通する地域が多く、能登半島地震で直面した課題は、道内でも起こり得る可能性があります。

能登半島地震における福祉的支援に係る教訓を踏まえ、今後、道はどのように取り組むのかを伺います。

○山谷保健福祉部次長 北海道災害派遣福祉チームに関し、今後の取組についてでございますが、道では、本年7月の災害救助法や災害対策基本法、DWA Tに係る厚生労働省のガイドラインの改正を踏まえ、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱や活動マニュアルなどを改正したほか、国が各都道府県に設置することとした、DWA Tをコーディネートする災害福祉支援コーディネーターを、能登半島地震での活動経験を踏まえ、新たに配置したところでございます。

道といたしましては、今後とも、被災地支援で得られた知見を生かした研修の開催や、他の職種と連携した訓練などを通じて、DWA Tチーム員の資質向上を図り、災害福祉支援体制の強化に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 続きまして、子ども施策について伺ってまいります。

初めに、我が会派の代表格一般質問でも伺いましたが、「こども誰でも通園制度」について伺ってまいります。

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化する目的で創設され、令和8年度からは、全国、全市町村で新たな給付制度として実施されます。以下、道内での円滑な制度の実施に向けて伺います。

「こども誰でも通園制度」は、令和6年度は国の試行的事業、令和7年度は地域子ども・子育て

て支援事業として、実施を希望する市町村において実施されております。

道内市町村の実施状況とともに、道が把握している課題について伺います。

○渡邊靖司委員長 子ども成育支援担当課長岩木良成君。

○岩木子ども成育支援担当課長 「こども誰でも通園制度」の実施状況などについてでございますが、道内では、令和6年度に8市町、30か所の保育所等が、令和7年度は9月末現時点で15市町、90か所で実施をしております。

道では、これまで、事業を実施している市町村や事業所の職員と意見交換を行ってきており、保護者の育児負担が軽減されたことや、多様な交流、経験を通じて子どもの成長につながったなどの効果が認められる一方、利用可能時間が限られている、初めて受け入れる子どもを安全に預かる負担が大きい、現在の補助単価では必要な人材確保が難しいといった課題を伺っております。

○藤井辰吉委員 「こども誰でも通園制度」では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することが目的とされておりますが、本制度の従事者が提供する保育の質はどのように担保されているのか、従事者確保の観点と併せて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 保育の質の確保などについてでございますが、国の配置基準では、職員の半数以上が保育士であることのほか、保育士資格を有しない職員は市町村が実施する研修を終了する必要があること、事業者には、関係職員の知識取得のための研修機会を確保することなどが定められておりますが、道といたしましては、今後、国が改定を予定しております、子どもを安全に預かる上での留意事項等に関する手引を情報提供するなど、事業の適切な運営が図られるよう努めてまいります。

また、従事者確保への対応に関しては、事業所の定員の範囲内で受け入れる余裕活用型を活用することや、「こども誰でも通園制度」に関する定員を別に設ける一般型であっても、保育所本体や他の事業の職員配置基準に問題がない場合は、職員の兼務が可能であることなど、実施主体である市町村に対して、人員配置に関する具体的な助言を行ってきているところであります。

○藤井辰吉委員 代表格一般質問では、定期的に市町村の進捗状況を把握し、個別具体的な助言などの答弁がございましたが、今後、来年4月からの道内全市町村での「こども誰でも通園制度」の円滑な実施に向けて、道としてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○渡邊靖司委員長 子ども政策局長片山崇君。

○片山子ども政策局長 今後の取組についてでございますが、道では、来年4月から本制度が円滑に実施できるよう、各市町村の準備状況の調査や個別ヒアリングを行いますとともに、市町村や事業所の職員をはじめ、保育関係団体の方々と制度の意義や課題などに関する意見交換を実施してきたところでございます。

道としては、今後とも、市町村における条例の整備や事業者確保に向けた準備などの進捗状況を定期的に把握しつつ、人員配置の工夫など個別具体的な助言を継続して行いますほか、今後示される制度の詳細を市町村へきめ細かに情報提供しますとともに、保育関係団体の方々と、適

宜、意見交換を重ねながら、人員配置や利用可能時間等、地域の実情に応じた柔軟な制度となるよう国に要請するなどして、本制度が全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援に資するよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 次に、少子化対策に関して、妊産婦支援について伺います。

国の人口動態統計によれば、令和6年の道内の出生数は、前年度より約1800人減の2万2658人となっています。少子化が進む本道においては、子どもを持ちたいと希望する方が安心して出産できる環境が必要です。広域な道内では、不妊治療や妊産婦健診、産後ケアなどの医療やサービスを身近な地域で受けづらい方もおられると聞いています。そこで、以下、伺ってまいります。

道内では、不妊治療が可能な医療機関は都市部に集中していると承知しています。御自宅から遠方に医療機関のある方に対し、道はどのように支援しているのかを伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 不妊治療を受けられる方への支援についてでございますが、道では、不妊治療のうち、1回の治療費が高額で経済的負担が重い体外受精と顕微授精につきまして、平成16年度から治療費の一部を助成してきたところでありますが、令和4年度に体外受精等が保険適用されることとなったため、令和5年度から事業内容を見直し、保険適用外の先進医療を併用して受ける場合の治療費助成と、遠方の先進医療を提供する医療機関へ通院する際の交通費等の助成を実施してきているところでございます。

○藤井辰吉委員 道内では、分娩可能な医療機関が減少していることもあり、遠方の医療機関に通院するなど、妊婦の経済的な負担が生じています。また、安心、安全な出産のためには、妊婦健診が重要であり、これも遠距離の通院となるケースもあると聞いています。

道は、妊産婦に対してどのように支援しているのか、伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 妊産婦健診に係る支援についてでございますが、道内で分娩を取り扱う医療機関数は、令和元年度の89機関から令和6年度は66機関に減少していることから、道では、身近に分娩可能な医療機関がなく遠方に通院しなければならない妊産婦の方々の経済的負担を軽減するため、自宅から最寄りの医療機関までの距離が25キロを超える妊産婦の方々に、交通費等の一部を助成する妊産婦安心出産支援事業を実施しているところでございます。

国では、令和6年度から、妊産婦の支援事業として新たな国庫補助制度を創設しましたが、道では、従前から対象範囲を国の補助基準より広範囲としてきましたほか、段階的に助成対象や補助基準額を拡大してきており、今年度からは、里帰り先からの健診受診につきましても新たに対象とするなど、事業の拡充を図っているところでございます。

○藤井辰吉委員 居住地にかかわらず、安心して妊娠、出産、さらには、産後ケアといった適切な医療や各種サービスを受けることができるように妊産婦を支援することは、少子化対策としても非常に重要と考えます。

道としては、今後どのように妊産婦への支援を充実していくのか、見解を伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部次長兼子ども施策連携担当局長鈴木義和君。

○鈴木保健福祉部次長兼子ども施策連携担当局長 妊産婦の方々への支援に関する今後の取組に

【第1分科会 12月5日 第2号】

ついてでございますが、産科医療機関が偏在している本道におきましては、居住する地域にかかわらず、安心、安全に出産ができ、産後ケアなど適切な医療やサービスを受けることができる環境を整備することは大変重要であると認識しており、道では、これまで、市町村と連携しながら、不妊治療や妊産婦健診等に要する費用について助成し、妊産婦の方々の不安や経済的負担の軽減に取り組んできたところでございます。

国の来年度の概算要求には、産後ケアや乳幼児健診に要する交通費助成など、妊産婦等支援の拡充が盛り込まれていることから、道といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、未実施市町村へ事業実施の働きかけを行うほか、市町村と緊密に連携しながら、対象となる地域の妊産婦の方々に本事業を利用していただけるよう、事業内容の周知を図るなどして、今後とも、子どもを産みたいと考える方が、居住地にかかわらず、安心して安全に出産できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 続きまして、保育所等の職員による虐待通報義務について伺います。

子どもの安全、安心な環境が配慮されるべき保育所等において、職員による子どもの虐待はあってはなりません。残念ながら、全国各地の保育所等において、職員による子どもへの暴言やたたきなど、虐待や不適切な保育が行われていたという報道も目にするところであります。

こうしたことから、国は、児童養護施設や障がい児・者施設、高齢者施設と同様に、職員による虐待を発見した際の通報義務などの仕組みを新たに設けたと承知しており、以下、保育所等の職員による虐待通報義務等について伺ってまいります。

本年4月の児童福祉法等の改正では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が新たに設けられましたが、保育所等にこの仕組みが必要になったのはどういう理由からか、法改正に至る背景を伺います。

また、今回の改正内容についても併せて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 児童福祉法の一部改正についてでございますが、国は、保育所等における虐待などの不適切事案が相次いで発生していることを受け、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等を利用できる環境を整備するため、保育所等の職員により虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務や、都道府県等における事実確認、児童の安全な生活環境の確保のために必要な措置や、都道府県等が行った措置を児童福祉審議会に報告することなどの規定を設け、本年10月1日より施行されているものでございます。

○藤井辰吉委員 保育所等における子どもへの虐待防止に向けては、保育所のみならず、幅広い施設や事業が対象であることが必要と考えられますが、今般の法改正により、虐待通報義務の対象となる施設や事業は、具体的にどのようなものが追加されたのかを伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 対象施設等についてでございますが、今般の法改正により、保護者と離れた環境下において児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設及び事業であります保育所、認定こども園、幼稚園のほか、認可外保育施設、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育、放課後児童クラブや一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業などが対

象とされたところでございます。

○藤井辰吉委員 都道府県または市町村が虐待通報を受けた後、施設や事業を所管する行政庁が適切に対応することが必要となります。

保育所等において職員が子どもに虐待を行っているという通報を受けた場合、道では保育所等に対してどのような対応を行うのか、また、これまでの対応とどのような点が変わるのかを伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長 道の役割についてでございますが、道では、保育所等において職員による虐待の通報があった場合、これまでも、通報内容の事実確認を行うとともに、事案に応じ、指導監査を実施し、施設等に改善に向けた指導助言を行ってきており、今後も、市町村と連携し、適切に指導を実施してまいります。

今般の法改正では、こうした指導等を行った場合、子どもの最善の利益を守る観点から児童福祉審議会等への報告が必要になったことから、道といたしましては、弁護士や学識経験者などで構成する北海道子ども施策審議会の部会に報告をし、委員からの専門的・客観的意見も参考にしながら、よりの確な対応に努めることとしております。

○藤井辰吉委員 保育所等において職員による子どもへの虐待はあってはならず、虐待の未然防止はもとより、虐待を発見した後の対応は大変重要となります。

保育所等における職員による子どもへの虐待防止に向けて、道は、今後どのように取組を進めていくのかを伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、保育所は、子どもの育ちの支援や共働き世帯などの多様な子育てニーズを支える役割を果たしており、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心、安全に過ごせる保育環境の整備は大変重要であります。

このため、道では、事業者や関係職員を対象に、保育所等での虐待を未然に防止するための研修を北海道幼児教育推進センターと連携して実施しておりますほか、保育所等の職員による虐待の通報があった場合には、速やかに事案の内容を確認し、指導監査を行ってきたところであります。

道といたしましては、指導監査を担当する振興局職員を対象に、虐待対応に関する知識や技術の向上を図るための研修を実施しますほか、今後、審議会の御意見も伺いながら適切な指導を行い、保育や子育て支援の実施主体である市町村とも緊密に連携をし、保育所等における虐待の防止や子どもの安全確保に向けて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 それでは、子ども施策はこれで終わりました、次に、ケアラー支援について伺ってまいります。

令和5年3月に策定した北海道ケアラー支援推進計画について、今年度で3年間の期限を迎えることから、先日の前日委員会で次期計画の素案が示されたところです。今定例会の我が会派の代表格一般質問では、次期計画策定の考え方などを伺いましたが、具体的な取組などについて、

【第1分科会 12月5日 第2号】

以下、伺ってまいります。

道は、これまで、ケアラー支援についてどのように取り組んできたのか、また、その結果、明らかとなった課題について伺います。

○渡邊靖司委員長 高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長 これまでの取組などについてでございますが、ケアラーの方々を孤立させることなく、適切な支援につなげるため、道では、これまで、ケアラーに対する理解促進に向け、道内各地域で企業などとの連携によるポスターの掲示や店内放送、シンポジウムの開催、市町村が相談支援体制を構築できるよう支援に携わる方々への研修会を開催してきましたほか、ヤングケアラーに対する専門相談窓口の設置や、学校など関係機関との調整を行うコーディネーターの配置などに取り組んでまいりました。

一方、このたび道が実施した調査におきまして、道民の皆様のケアラーの認知度は高まっているものの、若年層を中心に内容を理解していない方が一定程度存在すること、ケアラー御自身の悩みに対応する相談窓口を明確化できていない市町村が約1割あること、児童生徒のヤングケアラー相談窓口の認知度が低く、学校におけるコーディネーターの活用も十分に進んでいないこと、ワーキングケアラーの増加が見込まれる中、事業者における従業員の介護状況の把握が低調であることといった課題が明らかになったところでございます。

○藤井辰吉委員 次期計画では、認知度が低い若年層に対する情報発信の強化を行っていくとのことですが、具体的にどのような取組を盛り込み、また、その効果を図るため、どのような数値目標を設定しているのかを伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 普及啓発についてでございますが、ケアラーの方々を適切な支援につなげていくためには、これまでの普及啓発の取組が十分に届いていない層の方々にも支援の重要性を正しく理解していただき、社会的認知度を向上していくことが重要でございます。

このため、道では、次期計画においても、毎年11月をケアラー支援推進月間と位置づけ、シンポジウムをはじめ、市町村や関係機関、企業などとの連携によるイベントの開催や啓発資材の配架、デジタルサイネージによる広告などといった集中的な広報啓発活動を実施いたしますほか、若年層に対しては、親和性の高い動画による広告や、SNSを活用した広報を行うなど、年代等に合わせた普及啓発活動により一層取り組むこととしており、また、ケアラーについての認知度向上を実効性のあるものとするため、その内容まで理解する18歳以上の道民の割合を、現状の51.6%から80%以上とすることを目標に設定をしたところでございます。

○藤井辰吉委員 相談の場の確保について、次期計画では、ケアラーが何でも相談できるよう、相談窓口の明確化と協議の場の整備を進めていくとのことですが、具体的にどのような取組を盛り込み、また、その効果をはかるため、どのような数値目標を設定しているのかを伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 相談の場の確保についてでございますが、様々な悩みや負担を抱えるケアラーの方々を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、身近な市町村において、自発的に何でも相談しやすい環境づくりを行うとともに、複雑化、複合化する支援ニーズに

対し、各分野の関係機関や支援団体が連携して対応する体制整備が必要でございます。

このため、次期計画においては、市町村職員向けの研修会の開催はもとより、相談窓口の明確化や協議の場の整備が進んでいない市町村に対して、本庁及び振興局職員による働きかけに加え、関係者の連携強化に向けた助言を行うアドバイザーを派遣し、体制構築を支援するとともに、道のケアラー支援のポータルサイトで新たに各市町村の相談窓口を周知することとしております。

また、こうした取組を通じ、市町村の相談体制整備を実効性のあるものとするため、相談窓口の明確化と協議の場の設置について、現状の154市町村から全市町村とすることを目標に設定したところでございます。

○藤井辰吉委員 ヤングケアラーの支援について、次期計画では、学校と連携したヤングケアラーの相談体制の一層の周知を行っていくとのことですが、具体的にどのような取組を盛り込み、また、その効果をはかるため、どのような数値目標を設定しているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 虐待防止対策担当課長柿本英敏君。

○柿本虐待防止対策担当課長 ヤングケアラーの方々への支援についてでございますが、ヤングケアラーを把握し、適切な支援につなげるためには、学校などと連携し、ヤングケアラーの相談体制に関する児童生徒や教職員の認知度を着実に高めていくことが必要でございます。

このため、次期計画におきましては、専門相談窓口を記載し、児童生徒向けに配付しております周知カードの配付対象を拡大するほか、コーディネーターが学校を訪問し、児童生徒への出前授業を行う機会を拡充するとともに、具体的な支援内容を含めた活用事例を周知することで教職員の理解を深めていただく考えでございます。

こうした取組を通じて、児童生徒のヤングケアラー相談窓口の認知度を現状の27.1%から50%以上とすることを目標に設定したところでございます。

○藤井辰吉委員 次期計画では、ワーキングケアラーへの支援の促進を新たに追加し、仕事と介護の両立支援に関する事業者の理解促進に取り組むとのことですが、具体的にどのような取組を盛り込み、また、その効果をはかるため、どのような数値目標を設定しているのか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長 ワーキングケアラーの方々への支援についてでございますが、事業者による仕事と介護の両立支援の取組は、ケアラー御本人がキャリアを続けることが可能となるだけでなく、事業者にも人材確保や企業価値の向上などのメリットがあることから、事業者の理解を深め、ワーキングケアラーの方々働きやすい環境づくりを促進することが必要でございます。

このため、道では、次期計画にワーキングケアラーへの支援の促進に関する項目を追加し、人事労務担当者などを対象とした、仕事と介護の両立に関するセミナーを新たに開催いたしますほか、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行や、企業の意欲的な取組を後押しする働き方改革推進企業認定制度を引き続き実施することとしております。

【第1分科会 12月5日 第2号】

また、こうした取組を通じ、自社の従業員がケアラーであるかを把握する事業所数を増やすことを実効性あるものとするため、現状の26.9%から60%以上とすることを目標として設定したところでございます。

○藤井辰吉委員 悩みや不安を抱え、支援を必要とするケアラーやヤングケアラーの方々を支えるために、道としてどのような社会づくりを目指し、今後どのように次期計画の策定に取り組んでいくのかを伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部長古岡昇君。

○古岡保健福祉部長 ケアラーの方々への支援に関しまして、今後の取組についてでございますが、道といたしましては、ケアラー支援条例が目指す、全てのケアラーとその御家族が夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現に向けまして、次期計画がケアラーの方々やその御家族にとって有益な支援の提供につながるものとしていくことが大切であると考えております。

このため、このたびお示しをした次期計画の素案では、ケアラーの認知度が低い若年層に対する情報発信の強化や、市町村における相談窓口の明確化と機能の強化、学校と連携したヤングケアラー相談体制の一層の周知のほか、新たに仕事と介護の両立支援に関する事業者の理解促進などに取り組むこととしてございます。

道といたしましては、今後、道議会での御議論や、道民の皆様からの御意見をいただきながら、実効性ある計画となるよう取りまとめてまいります。

○藤井辰吉委員 ケアラー支援につきましては終わりました、ここから長くなるのですが、最後の大項目、地域医療の確保について、15問ほど質問させていただきたいと存じます。

国では、先日、新たな総合経済対策を閣議決定し、医療機関等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげる支援策が示されたところですが、以下、医療機関への支援に関する取組について伺います。

道では、国の補正予算を活用した医療施設等経営強化緊急支援事業を第1回定例会で措置しましたが、4月に国から示された病床数適正化支援事業の1次内示では、道内は4862床の事業計画に対して352床にとどまり、自治体病院の多くが対象とならなかったところです。

病床数適正化支援事業は、6月に2次内示があったと承知をしていますが、2次内示後の道の対応について伺います。

○渡邊靖司委員長 地域医療課長川上禎之君。

○川上地域医療課長 病床数適正化支援事業についてでございますが、2次内示では、1次内示で自治体立病院を対象外とする要件は削除されるなど、一定の見直しは行われたものの、トータルの内示率が15%程度にとどまったところです。

内示額が計画を大幅に割り込むことは、本道の医療提供体制の確保に大きな影響を与えることから、道では、様々な機会を捉え国に要望してきたところであり、先月7日に行いました国の補正予算に関する提案要望におきましても、当初、国が示した要件に基づき、事業活用を希望した全ての医療機関に支援が行き届くよう、必要な財源を十分に確保することなどを要望したところ

でございます。

○藤井辰吉委員 病床数の適正化に資する事業として、従来、地域医療介護総合確保基金事業の一つとして病床機能再編支援事業がありますが、この事業は今後どうなるのかを伺います。

○川上地域医療課長 病床機能再編支援事業についてでございますが、本事業は、地域における病床機能の分化や連携のため、病院などが削減する病床について、病床稼働率に応じて給付金を支給するものであり、国の来年度の概算要求にも盛り込まれているものと承知しております。

なお、昨年末に国の検討会が公表した、新たな地域医療構想に関する取りまとめにおきましても、引き続き、病床減少を伴う病床機能再編や、医療機関の統合等の支援方を講じることが適当とされておきまして、今後の検討状況を注視してまいります。

○藤井辰吉委員 昨年度の補正では、病床数適正化以外にも、施設整備支援、小児・周産期医療への支援などがありましたが、今回の国の補正予算案の内容と今後の道の対応について伺います。

○川上地域医療課長 国の総合経済対策に伴う補正予算案についてでございますが、先週示されました補正予算案では、医療機関、薬局などにおける物価上昇、賃上げ等に対する支援のほか、昨年度と同様、物価高に大きく影響を受ける事業者等を支援する重点支援地方交付金や、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化、産科・小児科医療機関等への対応などに関する内容が盛り込まれているところでございます。

道といたしましては、引き続き、詳細な把握に努め、必要な対策を検討し、適切に対応してまいります。

○藤井辰吉委員 では、次に、医師確保について伺います。

昨年末に国が策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」では、診療所開業等支援を先行して取り組んでいます。そのほかにも、国において全国的なマッチング機能の支援について事業を進めていると承知しています。

国における事業の内容及び道の対応について伺います。

○渡邊靖司委員長 医師確保担当課長本村繁君。

○本村医師確保担当課長 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業についてでございますが、国は、少子・高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、全国の中堅、シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心を持つ医師の掘り起こしを行い、医師少数地域の医療機関とのマッチング及び定着支援に取り組むこととし、令和6年度補正予算で所要の予算措置を講じた上で、今年度から本事業の実施を日本医師会に委託したところでございます。

道としては、日本医師会など本事業の実施に関わる様々な団体などと情報共有を図りながら、1人でも多くの医師に道内で働いていただけるよう努めてまいります。

○藤井辰吉委員 国では、医師確保計画の見直しや計画の実効性の確保のため、医師偏在是正プランを策定することを都道府県に求めており、ガイドラインについて、今年度中に一定の取りま

【第1分科会 12月5日 第2号】

とめを行うと承知しています。

しかし、地域における医師不足は深刻であり、道は、パッケージの具体的内容やガイドラインの情報収集を行い、国が今後示す対策に遅れることがないように、医師偏在の是正に向けた取組をしっかりと進めていくべきと考えますが、所見を伺います。

○渡邊靖司委員長 地域医療推進局長竹内正人君。

○竹内地域医療推進局長 医師確保対策についてでございますが、国では、現在、対策パッケージに基づく施策の推進に向け、ガイドライン策定に向けた検討を進めており、今年度中に一定の取りまとめを行うとしているものと承知してございます。

道は、こうした国の動向を注視いたしますとともに、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、医師少数区域等で承継または開業する診療所への支援に新たに取り組むこととし、さきの第3回定例道議会におきまして必要な補正予算を計上したところでございます。

道といたしましては、今後とも、医育大学など関係団体との意見交換を行うなどしまして、医師確保計画に基づく各種取組を着実に進め、医師の地域偏在是正に向けて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 では、次に、医師確保における地域枠制度についてです。

総合的な対策パッケージには、医師養成課程を通じた取組として、医育大学卒業後、地域での勤務を要件とする、いわゆる地域枠も位置づけられているところですが、その地域枠について、本人が希望しても制度離脱を認めない都府県があると聞いています。地域枠制度に関連し、以下、伺います。

道が実施する修学資金貸付制度の概要を伺うとともに、地域枠の学生や医師が制度から離脱する際、どのような場合に貸し付けた修学資金が返還免除となるのかを伺います。

○本村医師確保担当課長 道の医師養成確保修学資金貸付制度についてであります。この制度は、医学生に道が修学資金を貸し付け、卒後9年間のうち、一定期間、地域枠医師として地域医療に従事することで貸し付けした修学資金の返還を全額免除するものです。

貸付けを受けた方が制度から離脱した場合は、貸し付けた修学資金の額に違約金を合わせた全額を返還していただくこととしておりますが、貸付けを受けた御本人が亡くなられた場合や、重度の心身障がい、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認められる場合は、返還の債務の全部または一部を免除することとしております。

○藤井辰吉委員 道の地域枠制度を開始してから、これまで制度を利用した人数及び何らかの理由により離脱した者の人数について伺います。

○本村医師確保担当課長 貸付制度の利用者数などについてであります。本制度を開始した平成20年度から令和6年度までの17年間で、修学資金貸付制度を利用している方は427名であり、そのうち離脱した方は37名となっております。

○藤井辰吉委員 それでは、制度から離脱した理由にはどのようなものがあるのか、また、その理由別の人数と併せて伺います。

○本村医師確保担当課長 離脱理由についてであります、御本人の疾病や死亡、退学などが13名、出産や育児、介護などの家庭の事情が11名、道外や道の指定する医療機関以外での勤務など、キャリア形成などの個人の理由が13名となっております。

○藤井辰吉委員 大方、やむを得ず離脱した方が多いという状況かとは思いますが、離脱してしまう人数を減らし、1人でも多くの医師に地域勤務していただくよう、道はこれまでどのような対策を行ってきたのかを伺います。

○本村医師確保担当課長 道の対応についてであります、道では、これまで、地域枠学生や医師の大学院進学などに対応するため、最長4年間の義務の中断を可能とするほか、地域から派遣希望が多い内科、外科、産婦人科、小児科、救急科及び総合診療科を特定診療科として設定し、これらの診療科を選択した医師に対しては、地域勤務の時期を研修のため希望する地域で勤務できる時期と入替え可能とするなど、専門医取得のキャリア形成に配慮して制度の見直しを行ってきたところです。

また、医師との個人面談を通じて、本人のキャリア形成や勤務先の希望を丁寧に確認するなど、地域枠医師が制度を離脱することなく勤務できるよう対応しているところです。

○藤井辰吉委員 医師偏在対策は、国の対策パッケージのほか、地域枠制度などの施策と一体的に取り組むべきと考えますが、今後、道は、地域における医師確保や偏在是正に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○古岡保健福祉部長 医師確保などに関しまして、今後の取組についてでございますが、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道におきまして、医師の地域偏在の是正は喫緊の課題でございますことから、道では、これまで、医育大学に設置をする地域医療支援センターからの常勤医の派遣、地域枠医師や自治医大卒業医師の配置など、様々な取組を進めてきてございます。

道といたしましては、対策パッケージに基づく施策の推進に向けたガイドラインに係る国の検討動向などを注視いたしますことはもとより、道医師会や医育大学、市町村などで構成をする北海道医療対策協議会において、関係団体との議論を深めながら、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域医療を担う医師の確保に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 医師確保と地域枠につきましては以上で終えまして、次に、地域医療構想について伺ってまいります。

道では、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えて、地域医療構想の取組を進めてきたと承知しています。

地域医療構想の現状と課題について伺います。

○川上地域医療課長 現行の地域医療構想についてでございますが、道では、これまで、平成28年に策定した地域医療構想を推進するため、2次医療圏ごとに設置した地域医療構想調整会議におきまして、医療機能の分化、連携などの重点課題を設定しながら協議を進めてきており、本道全体の病床数は、平成28年の8万1165床から令和5年の7万4881床と、構想に掲げる必要量7万3190床に近づきつつあるものの、機能別では、急性期が約1万床多く、回復期は約1万1000床不

足している状況にあります。

医療機関の機能転換や再編等は経営に大きく影響し、関係者の合意形成に時間を要することなどからこうした差が生じているものと考えておりますが、道といたしましては、引き続き、バランスの取れた医療提供体制の構築を目指し、調整会議での議論を深めるなど、構想の推進に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者のさらなる増加と、生産年齢人口の減少に伴う医療従事者の確保の制約が見込まれる中、治す医療から、治し支える医療を実現していくために、国では、令和5年の改正医療法により、本年4月から、かかりつけ医機能報告制度を開始しましたが、その概要や目的について伺います。

○川上地域医療課長 かかりつけ医機能報告制度についてでございますが、本制度は、患者がそのニーズに応じて、日常的な診療の実施や在宅医療の提供、介護サービスなどとの連携といった、かかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう情報提供を強化するとともに、地域の実情に応じて必要なかかりつけ医機能を確保することを目的としており、毎年度、病院及び診療所が、都道府県に対し、自らが有するかかりつけ医機能を報告するものでございます。

初回の報告は、来年1月から3月までで、都道府県におきましては、報告された内容を確認の上、公表するとともに、市町村や医療関係者等と、地域で不足するかかりつけ医機能の確保に向け、協議を行うこととされており、こうした取組を通じ、国民、患者にとって医療サービスの向上につなげることを目的としております。

○藤井辰吉委員 高齢者の増加に伴い、今後、在宅医療の需要が増加していくことが見込まれております。

道では、令和6年度から開始した現医療計画において、在宅医療を推進するため、新たに39の在宅医療圏を設定し、在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関を整備する方針としていますが、現在の取組状況について伺います。

○川上地域医療課長 在宅医療の取組状況についてでございますが、道では、昨年3月に策定した医療計画から、在宅医療の連携圏域を、2次医療圏を基本とした21から、より身近な39圏域に設定し、圏域ごとに、群市医師会や医療機関等のいずれかを在宅医療の提供体制を構築するための連携調整を図る拠点に位置づけるとともに、自ら在宅医療を提供しつつ、他の医療機関や多職種連携の支援を行う積極的役割を担う医療機関を整備することといたしました。

現在、拠点と積極的役割を担う医療機関を共に整備したのは4圏域、拠点のみの整備が3圏域となっているほか、その他の圏域につきましても、群市医師会、医療機関、市町村と整備に向けた協議を進めているところでございます。

○藤井辰吉委員 現在、国では、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会において、新たな地域医療構想の検討を進めているものと承知しております。

しかしながら、地域医療の確保は待ったなしの喫緊の課題であり、道は、国のガイドライン等の情報収集を行いながら、遅れることのないように、しっかりと検討、準備を進めていくべきと

考えますが、見解を伺います。

○川上地域医療課長 新たな地域医療構想についてでございますが、国では、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や、人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、新たな地域医療構想の検討を重ねているところでございます。

昨年12月に公表された新たな構想の基本的な考え方では、入院医療のみならず、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定し、これに伴い、新たな構想を医療計画の上位概念に位置づけ、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進めることとされ、今年度、国において、都道府県が新たな構想を策定するためのガイドラインを作成し、来年度、都道府県が策定するスケジュールが示されております。

道といたしましては、引き続き、こうした国の検討状況を注視しつつ、現行の構想に基づく取組につきましても着実に進めてまいります。

○藤井辰吉委員 人口減少に伴い、患者の減少や医療従事者の不足が今後ますます進行することが見込まれている中、医療機関の共倒れを防ぎ、地域に必要な医療を確保するためには、各圏域における議論を活性化し、地域医療構想の取組をより一層進めることが重要と考えますが、道は今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○古岡保健福祉部長 地域医療構想の取組についてでございますが、道では、これまで、平成28年に策定をした地域医療構想を推進するため、2次医療圏ごとに重点課題を設定し、病床機能の分化、連携などに向けた協議を進めてきており、本道全体の病床数は構想に掲げる必要量に近づきつつあるものの、機能別では、急性期が多く、回復期は不足するなど、引き続き、バランスの取れた医療提供体制を目指していく必要がございます。

こうした中、圏域別では、南空知で国公立病院の再編統合、また、上川北部では公立病院間で病床機能の分化、連携が進められておりますほか、四つの圏域で地域医療連携推進法人が設立をされ、共同研修や人事交流など地域課題に即した取組が行われております。

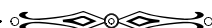
道といたしましては、国における新たな構想の検討状況を注視しつつ、引き続き、地域医療構想アドバイザーと連携をし、これまでの取組事例を全ての圏域で共有するなどして、道内各圏域における議論を促進し、持続可能な地域医療の確保に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 終わります。

○渡邊靖司委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩



午後 1 時 開議

○渡邊靖司委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

木葉淳君。

○木葉淳委員 まずは、吃音について伺います。

先日の第3回定例道議会の一般質問においても、吃音当事者、家族への支援ということで伺いました。答弁は、乳幼児健診での助言ですとか、発達障害者支援センターとの連携、パンフレットによる普及啓発など、私から見たら、障がいを抱えている方々全般への取組という枠を出ていない内容で、やはり、吃音の方というのは、見た目では、吃音の障がいを持っているということが分からなくて、なかなか伝わらないと。そういうことに起因して、からかわれたりだとか、そういったことがあるということで、吃音当事者、家族に対する支援というのはまだまだ必要ではないのかなというふうに私は感じています。

現状、吃音が原因で、学校生活、職場で困難を抱えているですとか、鬱病等の疾患を併発して孤立してしまうというようなこと、特に、相談窓口がどこなのかということが分からないという声を伺っているのですよね。こうした状況を踏まえると、吃音当事者の生きづらさに対する支援というのはまだまだ不十分であると私は考えるのですけれども、道としての認識を伺います。

○渡邊靖司委員長 精神医療担当課長西本司君。

○西本精神医療担当課長 吃音の方々に対する支援についてでございますが、小児期からの吃音は、その多くが自然に治癒するものの、早期に発見し、必要な訓練等を受けることが重要でありますことから、市町村の乳幼児健診等で吃音が発見された場合には、必要に応じて児童発達支援事業所等の療育機関につなぎ、専門的な支援を行うほか、症状の軽減を目指し、医療機関での専門的な言語訓練等が行われているところです。

一方で、学童期や成人期まで症状の残る方もおり、こうした方々の吃音の状況や統合失調症等の併発状況、周囲の環境等の影響により抱える生きづらさも様々にありますことから、学校生活や職場等での不当な差別的取扱いを受けないよう、吃音を含む障がいに対する理解促進や様々な課題解消に向け、地域が一体となって取り組んでいくことが大切であると考えているところでございます。

○木葉淳委員 今お答えになったのは、考えというか、認識なのかなというふうに思うのです。

十分な支援が行われているのか、不十分なのではないでしょうかということを知りたかったのですけれども、もう一度お願いします。

○西本精神医療担当課長 吃音当事者への支援についてでございますが、吃音を抱える方の生きづらさについては、吃音の状況や周囲の環境等により様々にありますことから、引き続き、生きづらさを抱える方が必要とする適切な支援につながるよう、体制の充実に取り組んでまいります。

○木葉淳委員 様々あるのはそうなのですけれども、やはり、見た目では伝わらないというところが非常に課題なのかなというふうに思うのです。

それで、吃音の方は、医療、教育、福祉、いずれにも該当し得ますけれども、どこに相談すればいいかが分からない、分かりづらいということを非常に多く伺うのですね。前回の答弁では、障がい者権利擁護センター、それから、地域づくり委員会、発達障害者支援センターなど、複数

の機関があるということで答弁がありました。そこで、それぞれの役割分担がどのようになっているのか、伺います。

また、道として、吃音当事者がまず相談できる主たる窓口を示して、発達障がい、精神疾患、就労、教育等の関連機関へつなぐ仕組みを構築していく必要があるのではないかと、また、そのための来年度の予算はどのように考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

**○西本精神医療担当課長** 吃音のある方への相談支援体制についてでございますが、道では、本庁に設置の障がい者権利擁護センターや、振興局ごとに設置している地域づくり委員会において、障がいによる差別や暮らしづらさを感じる方の相談を受け付け、必要に応じ、市町村や企業等の関係者の方々と協議を行うなど、その解決に向けて対応しているところでございます。

また、道が委託設置している発達障害者支援センターでは、吃音を含む発達障がい者の障がい特性や課題を見極め、その方が必要とする医療や福祉、教育等の関係機関につなぎますほか、福祉的な支援を必要とする方々が適切な支援につながるよう、地域における様々な関係機関と連携しながら支援体制の充実に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした役割分担の下、支援を必要とする方々がより利用しやすい体制となるよう、不断の見直しに努めてまいります。

**○木葉淳委員** 解決に向けて対応されているとか、関係機関につないでいるということで、今答弁があったのですけれども、そうした実績がどのようになっているのかということをお聞かせください。

**○西本精神医療担当課長** 相談対応実績についてでございますが、障がい者権利擁護センター等においては、現時点では、吃音を主たる理由とした相談を受け付けた実績はないところでございます。

**○木葉淳委員** 利用しやすいようにやられているということなのですけれども、やはり、相談実績がないということと、吃音の方というのは100人に1人いると言われております。そうしたことを考えると、支援を必要としている方々が、やはり、より利用しやすいような体制というのをつくらなければならないと思うのですね。

不断の見直しを行うと、先ほど答弁があったのですが、まずは、道として主たる相談窓口を明確にすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○西本精神医療担当課長** 吃音の方々に対する支援についてでございますが、道といたしましては、福祉的な支援を必要とする方々が適切な支援につながりますよう、地域における様々な関係機関と連携しながら、支援を必要とする方々がより利用しやすい体制となりますよう、不断の見直しに努めてまいります。

**○木葉淳委員** 不断に見直されるということで、恐らく、この後、検討されるのかなというふうには思うのですけれども、ちょっと次の質問に移りますが、前回の答弁で挙げられたパネル展ですとかパンフレットは、限定的な効果にとどまっており、当事者の生きづらさの解消につながっていないのではないのかなと私は感じるのです。

【第1分科会 12月5日 第2号】

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例では、第4条に、意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進、第12条に、社会的障壁について、道民等に対する普及啓発ということが明記をされています。

そこで、伺いますけれども、吃音に関する理解促進を教育現場、医療機関、企業、行政に広く展開するために、普及啓発のプログラムを作成し、来年度の事業として実施していかれてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊靖司委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則君。

○徳田障がい者保健福祉課長 吃音に関する理解促進についてでございますが、道では、これまで、障がい者条例や意思疎通支援条例等の普及啓発に当たり、毎年12月の障害者週間等におきまして、吃音を含む様々な障がいや障がいのある方に対する理解促進のほか、障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁等に関するフォーラムの開催やパネル展の実施、パンフレット等の配布などにより、広く道民に対する普及啓発に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした取組の成果を踏まえるなどしながら、引き続き、吃音を含めた障がいや障がいのある方への理解を促進し、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを推進してまいります。

○木葉淳委員 いろいろ障がいはあるのですけれども、今回、私が話をしているのは、吃音という見ただけでは分からない障がいを抱えている方への理解促進ということなのですよ。それがどのように周囲に伝わっていくかということが非常に重要だと思いますので、もう一度伺いますが、普及啓発のプログラムを作成してはいかがでしょうかと思っておりますのですけれども、どうでしょうか。

○徳田障がい者保健福祉課長 吃音に関する理解促進についてでございますが、道では、吃音を含めた障がいや障がいのある方への理解を促進し、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを推進してまいります。

○木葉淳委員 では、ちょっと聞き方を変えるのですけれども、理念的な答弁にとどまらず、やはり、道として明確な方針が必要なのではないかなと思うのですよね。

吃音当事者、それから家族の支援に関するアクションプランのようなものを策定して、そこに窓口も明確化をしていったりだとか、支援体制の整備、理解促進を図るだとか、そういった具体策を示していく必要があると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○西本精神医療担当課長 吃音の方々への支援についてでございますが、道では、障がい者条例において、障がいによる暮らしづらさを感じる方への対応や差別の禁止等を定め、これまで、様々な機会や広報媒体を活用し、条例の趣旨や障がいに対する理解促進に向けた普及啓発を行ってきたところです。

また、障がいのある方やその御家族の支援体制としては、地域づくり委員会での相談対応をはじめ、条例に基づき策定した地域づくりガイドラインを活用し、市町村による相談支援体制の確保等について助言を行うとともに、発達障害者支援センターによる市町村を含めた地域支援体制

の充実に取り組んできているところでありまして、引き続き、障がい者条例の目指す、障がいのある方々が住み慣れた地域で暮らしやすい地域づくりの実現に向け、様々な施策の不断の見直しに努めてまいります。

○木葉淳委員 先ほどもちょっと答弁の中にあっただけですけれども、例えば、地域づくり委員会に相談がこれまでもあるというのだったら私も分かるのです。しかし、先ほどの答弁では、相談実績がないということでしたので、やはり、アクションプランなどを策定するだとか、相談窓口を明確化する必要があると強く思うのですけれども、いかがでしょうか。

○西本精神医療担当課長 吃音の方々への支援についてでございますが、道では、障がい者条例や地域づくりガイドラインに基づき、吃音を含む障がいによる暮らしづらさを感じる方への対応や理解促進、相談支援体制の充実等に取り組んできているところでありまして、引き続き、障がいのある方々が住み慣れた地域で暮らしやすい地域づくりの実現に向け、様々な施策の不断の見直しに努めてまいります。

○木葉淳委員 繰り返しませんけれども、不断の見直しに努めていただくということで、この時期がちょうどいいタイミングなのかなというふうに思うのですね。次年度に向けていろいろと計画なども考えられるかと思しますので、今後に向けてどのように考えていらっしゃるのか、決意を伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長 今後の対応についてでございますが、道では、これまで、障がい者条例等に基づき、地域づくり委員会などによる差別解消に向けた取組や、暮らしづらさに関する相談対応、障がい等に対する理解促進など、障がいのある方々が住み慣れた地域で暮らしやすい地域づくりを実現するため、関係機関と連携しながら様々な取組を推進してきております。

道といたしましては、暮らしづらさを感じている障がいのある方に地域づくり委員会を積極的に御利用いただけるよう、SNSなど様々な媒体を活用した委員会活動の周知を図るとともに、障がいのある方やその支援者の方々からの御意見も伺いながら、吃音を含む障がい等に対するさらなる理解促進をはじめ、市町村や関係機関と連携し、地域が一体となって取り組む支援体制の充実を図るなど、権利擁護や暮らしやすい地域づくりのため、各種施策を進め、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図ってまいります。

○木葉淳委員 強く要望いたします。

次の質問に移ります。

北海道精神保健福祉審議会の委員の選任について伺いますが、まず初めに、設置経過、目的、運用状況について伺います。

○西本精神医療担当課長 北海道精神保健福祉審議会についてでございますが、道では、精神保健福祉法第9条に基づき、本道の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について調査審議させることを目的として、昭和40年に北海道地方精神衛生審議会条例を制定し、同年10月に審議会を設置したところです。

【第1分科会 12月5日 第2号】

なお、法改正に伴い、条例の名称をこれまで3回改正しており、平成11年12月に現在の北海道精神保健福祉審議会条例に改正しております。

近年の審議会においては、北海道医療計画の見直しや北海道の精神医療の状況などに関して、有識者等の委員の皆様から御意見をいただいております、毎年度、開催しております。

○木葉淳委員 次に、委員の構成、それから、選任に対しての考え方ということで伺います。

○西本精神医療担当課長 委員の構成についてでございますが、条例第2条において、審議会は委員15名以内で組織することとしており、その任命は、学識経験を有する者、精神障がい者の医療に従事する者、精神障がいの社会復帰等の事業に従事する者と規定しております。

なお、現在の委員構成と人数は、医育大学の教授や弁護士など、学識経験者6名、精神科医療機関の医師や看護師など、精神障がい者の医療に従事する者4名、精神障がい者の家族の会や、精神障がい者に対する社会福祉事業に従事している方など、精神障がい者の社会復帰促進等の事業に従事する者5名となっております。

委員の選任には、関係団体からの推薦によるほか、委員のうち1名を公募により選任しております。

○木葉淳委員 今、こういう方々が委員になっているということで御答弁があったのですが、公募の方が1名いるというお話だったのですけれども、私は、当事者の方が入ることがすごく大事なのかなというふうに思います。

今は、当事者のピアサポートの方が入っていらっしゃるというふうには聞いています。北海道はそういう状況なのですけれども、他県の状況がどのようになっているのか、そして、道としてどういった委員構成が望ましいと考えていらっしゃるのか、その辺りを伺います。

○西本精神医療担当課長 他都府県の状況等についてでございますが、精神保健福祉法に基づき審議会を設置している38都府県における委員の要件は、道と同様の規定を条例で定めているのが35都府県、道とは違う要件の規定を条例で定めているのが1県、規定を定めていないのが2県となっております。当事者やその家族の参画に関する規定は、いずれの都府県においても設けられていないところです。

道といたしましては、委員の構成について、精神保健等に関わる様々な立場の方々から御意見を伺い、施策に反映するため、学識経験者のほか、当事者御本人やその御家族の方々の御意見を伺うことは重要であると考えているところです。

○木葉淳委員 規定では、他県でも、当事者が必ず入るというふうにはなっていないという御答弁だと思いますけれども、道のほうでは、やはり、当事者の声というのは非常に大事だと考えていらっしゃるかと最後にありました。

現状、この審議会には、いわゆる当事者枠というのが、先ほどから申し上げているように設けられていないのですけれども、精神保健医療福祉の政策形成において、当事者参画というのは極めて重要だというふうに思います。

審議会でのこれまでの議論ですとか、今後どのような方向で検討していくのか、私からすれ

ば、条例の改正も含めて、当事者枠を設置してはいかがかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○山谷保健福祉部次長** 当事者意見の反映についてでございますが、道では、精神保健医療福祉の施策を推進するに当たり、当事者やその御家族の方々の御意見を伺うことは重要であると考えております。

こうした中、令和6年2月に開催した審議会におきまして、委員から、当事者が継続して参加できるよう委員の枠を確保していく必要があるとの御意見をいただいたところでございまして、道といたしましては、今後の委員の選定の方法について、審議会委員の御意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

**○木葉淳委員** ぜひとも、当事者枠の検討を進めていただければというふうに思います。

最後に、地域医療について伺います。

先月26日、厚労省が公表した昨年度の医療経済実態調査によれば、一般病院の1施設当たりの利益率は7.3%の赤字、前年度よりは改善が見られたとのことですが、厚労省の分析では、一般病院の72.7%が赤字という報告でした。

道議会でのこれまでの議論、それから、マスコミの報道等でも繰り返し指摘されているのですが、公的、公立、民間を問わず、道内の医療機関は経営が大変厳しい状況だというふうに私は思います。物価高騰、それから、控除対象外の消費税、人件費の増加など、原因は様々ありますけれども、こうした病院経営の厳しい現状について、道としてどのように認識をされているのか、まず伺います。

**○渡邊靖司委員長** 医務薬務課長吉田亮輔君。

**○吉田医務薬務課長** 医療機関の経営状況についてであります。道内の自治体立病院において経常利益で赤字となっている病院の割合は、令和4年度決算では78団体のうち26団体で33.3%、同様に、5年度決算では49団体で62.8%、6年度決算では54団体で69.2%と、年々増加しているところでございます。

また、道内の数値はございませんが、厚生労働省が取りまとめた「医療法人の経営情報のデータベースを活用した分析等」によりますと、全国で経常収益が赤字になっている医療法人の割合は、令和4年度では24.6%、5年度では27.2%、6年度では33.8%と、自治体立病院と同様に増加しており、医療機関の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

**○木葉淳委員** 決算における収益は大変厳しい状況だという答弁だったのですけれども、ただ、今年8月に公表された全国自治体病院協議会の調査では、回答した687病院の医業収益が、2019年度の約4兆738億円から、2023年度は約4兆5503億円、2024年度は約4兆6403億円となり、2023年度から2024年度では、医業収益は約900億円増えています。病床規模別で見ても多くの病院で増収となっているのですね。

私の地元の江別市立病院でも、月別の診療収益を比較すると、2024年度は2023年度を上回る月もありまして、今年度は、ほぼ毎月、昨年度の実績を上回っています。入院・外来単価も上昇し

ています。

こうした収益の改善というのは、医師の確保がぎりぎりの中で、病院の職員さんが一体となって努力をしている結果だというふうに思います。しかし、それ以上に物価が高騰したり、消費税、さらには人事院勧告などで、外的要因が経営を圧迫しているというふうに考えます。

改めて、こうした経営悪化の構造についての認識を伺います。

○吉田医務薬務課長 厳しい経営環境にある構造的要因についてでございますが、新型コロナウイルス感染症を契機として受診行動が変化した中、令和6年度の診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響を踏まえた引上げが行われましたものの、運営コストはこれを上回って上昇しているため、公定価格である診療報酬で運営され、様々な経費の上昇分を価格に転嫁できない医療機関の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

○木葉淳委員 病院の職員さんはすごく頑張っているのですけれども、物価上昇分を価格転嫁できていない。これは、やはり、何とかしていかなくてはならないのかなというふうに思います。

そこで、国や道からの支援について伺いますが、まず、コロナ禍以降、医療機関に対し、国や道が講じてきた財政支援策について、具体的な内容と支援額を伺います。

また、道内の公立病院では、病床数適正化支援事業に関し、留萌市立病院が経営改善を図るために大幅な病床削減を行ったほか、市立室蘭病院でも、補助金の受給を期待していたにもかかわらず、補助対象外とされ、大きな混乱が起き、第2次補正でも、支援は、先ほど答弁でもありましたけれども、10床分ということでした。これは、国の財政支援の見通しが甘かったと言わざるを得ないというふうに思います。

政府は、先月28日に総合経済対策に基づく補正予算案を閣議決定し、その中で医療機関への支援にも触れられていますが、現時点でどのような事業が想定されているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 地域医療課長川上禎之君。

○川上地域医療課長 医療機関への支援についてでございますが、道では、これまで、公定価格に基づき運営され、物価高の影響を直ちにサービスの価格に転嫁できない医療機関に対し、国の重点支援地方交付金を活用し、光熱費や食材料費等に対する支援を行ってきており、令和5年度、6年度の2年間で42億円の支援を行うとともに、地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した支援として、同じく令和5年度、6年度の2年間で、病床機能の分化、連携や病床削減の取組に対し61億円、在宅医療の推進の取組に対し6億円、医療従事者の確保や医師の働き方改革への取組に対し43億円を支援してまいりました。

また、先週示されました国の補正予算案におきましては、医療機関、薬局などにおける賃上げ、物価上昇に対する支援のほか、昨年度と同様、物価高に大きく影響を受ける事業者等を支援する重点支援地方交付金や、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化、産科・小児科医療機関等への対応などに関する内容が盛り込まれているところでございます。

○木葉淳委員 今回、昨年とはなかった、賃上げ、物価上昇に対する支援があるという答弁があったのですけれども、大いに期待をされるものではないでしょうか。

次に、ベースアップについて伺います。

現在、2026年の診療報酬改定に向けた議論が進んでおります。自治体病院協議会などは、診療報酬の大幅引上げを国に求めています。2024年度改定では、ベースアップ評価料として、2024年度は2.5%、2025年度は2.0%分の財源が確保されました。しかし、人事院勧告では、2024年度は2.76%、2025年度は3.62%、北海道人事委員会勧告も、2024年度は3.01%、2025年度は2.94%となっており、ベースアップ評価料を大きく上回っています。

そこで、道内の病院で、ベースアップ評価料を導入している病院数はどのくらいあるのか、分かれば教えてください。

**○吉田医務薬務課長** ベースアップ評価料についてであります。ベースアップ評価料は、産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするため、令和6年度の診療報酬改定において新たに設けられた仕組みであり、本年11月1日現在で、道内の526病院のうち、452施設、約86%の施設でベースアップ評価料を算定しております。

**○木葉淳委員** 約86%の施設で行われているということなのですが、これは、しっかりと上げていかなければならないのかなというふうに思います。

次に、診療報酬改定の在り方について伺うのですが、医療機関の経営悪化は、単なる収支の問題ではなく、医療提供体制そのものに関わる課題です。

住民の安心、安全を守り、医療を担う人材と制度を維持するためには、診療報酬制度の抜本的な見直しや安定財源の確保が不可欠です。

診療報酬は公的価格であり、物価高、賃金上昇を反映することは理解できますが、そのままでは患者負担増につながります。そのため、診療報酬改定と国の補助金をうまく組み合わせる必要があると考えますが、道の認識を伺います。

**○渡邊靖司委員長** 地域医療推進局長竹内正人君。

**○竹内地域医療推進局長** 診療報酬などについてでございますが、診療報酬は、原則として2年に一度の改定とされておりまして、予見性が高い一方で、社会経済情勢の変化に対して機動的な対応が取りづらいこと、また、その増額は、社会保障制度の安定的な運営に資する一方で、患者の負担増にもつながるといった面があると考えてございます。

このため、道では、これまで、物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や、積雪寒冷といった本道の実情に応じた財政措置の充実、また、今年度の補正予算において、経営及び処遇の改善につながる補助金を措置することなどを国に要望するとともに、全国知事会と連携し、医療保険制度の運営に当たりましては、国民や事業者に過度な負担や急激な変化が生じないよう十分な配慮を行い、丁寧に検討を進めるよう要望しているところでございます。

**○木葉淳委員** 要望実現に向けて、取組を強化していただければというふうに思います。

医療機関を取り巻く環境が厳しさを増している中で、国は、医療機関への支援を盛り込んだ経済対策を取りまとめました。そもそも、医療機関の経営が成り立ってこそ、地域医療の確保が図

られると考えますが、道は、医療機関の経営支援にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**竹内地域医療推進局長** 医療機関の経営などについてでございますが、公定価格で運営される医療機関の経営は大変厳しい状況にありますことから、道では、これまで、物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や財政措置のさらなる充実のほか、今年度の補正予算において、経営及び処遇の改善につながる補助金を措置することなどを国に要望してまいりました。

こうした中、先週示された国の補正予算案には、医療機関、薬局等における賃上げ、物価上昇に対する支援のほか、病床数の適正化、産科・小児科医療機関等への対応などに関する内容が盛り込まれておりますところであり、道といたしましては、国の動向を注視しつつ必要な対策を検討してまいります。

○**木葉淳委員** 厚労省では、2040年を見据えて、来年度、各都道府県において新しい地域医療構想を策定することとし、現在、ガイドラインの検討が進められています。

また、新たな構想は、医療計画の上位に位置づけられるとされていますが、現行の構想と比べて、新たな構想において特にどのような点が求められるのか、伺います。

○**川上地域医療課長** 新たな地域医療構想についてでございますが、国では、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や、人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、新たな地域医療構想の検討を重ねており、昨年12月に公表されました基本的な考え方では、入院医療のみならず、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定することとされております。

また、これに伴いまして、新たな構想を医療計画の上位概念に位置づけるとともに、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進めることとされているところであり、道といたしましては、引き続き、国の検討状況を注視しつつ、現行の構想に基づく取組につきましても着実に進めてまいります。

○**木葉淳委員** 今の答弁の中に、介護との連携ということがあったのですけれども、医療と介護の連携というのは、これまで以上に重要になってくるというふうに考えます。医療機関と介護施設の連携を中心に様々な取組が求められ、国の検討においても、構想区域単位で、都道府県、市町村、医療・介護関係者が将来の提供体制を協議する、あるいは、圏域内で特に課題のある地域については、既存の協議の場も活用しながら具体的に検討するとされています。

国の検討を踏まえ、道としてどのように取り組んでいくつもりなのか、医療と介護の連携について伺います。

○**川上地域医療課長** 医療と介護の連携についてでございますが、道では、長期にわたる療養や介護を必要とする患者の方々が病気と共存しながら療養生活を続けられるよう在宅医療を推進してきており、これまで、医療や介護など様々な職種が他の職種について理解を深め、協働による在宅チーム医療を学ぶ研修を実施してきております。

また、介護保険制度の地域支援事業で全ての市町村が実施している在宅医療・介護連携推進事業に対し、専門職の派遣や助言を行うほか、昨年3月に策定した医療計画から、在宅医療の連携

圏域を2次医療圏を基本とした21から、より身近な39圏域に設定し、多職種連携調整を図る拠点の整備などを進めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、医師会等関係団体と連携し、こうした様々な取組を進めていくことに加え、市町村の方々にも地域医療構想調整会議に参画いただくなど、地域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の提供体制の確保に取り組んでまいります。

○木葉淳委員 次に、ICTの活用について伺います。

医療と介護の連携に向けた協議や取組について伺いましたけれども、実際に医療、介護の現場でサービスを提供する場面において、今後、担い手不足や本道の広域分散という特性を踏まえると、限られた資源を有効活用するため、ICTなどを活用した取組が必要となってくるというふうに考えますけれども、道では、これまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組むのか、伺います。

○川上地域医療課長 ICTの活用についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、限られた医療資源を有効に活用し、多様なニーズに対応するためには、ICTを活用しながら、関係者が情報を共有し、必要なサービスを提供していくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関の電子カルテ情報や介護保険施設等におけるケアプランなどの情報を共有するネットワークシステムの導入経費などを支援してきております。

道といたしましては、導入地域の活用状況を適切に把握しつつ、引き続き、地域医療構想調整会議などの場で、好事例やネットワーク構築アドバイザーの活用を周知するとともに、国に対し、ネットワークの運用に対する補助制度の充実を要望するなど、効率的で良質なサービスの提供が図られるよう取り組んでまいります。

○木葉淳委員 ネットワークの活用ということでありましたけれども、私の地元でも徐々に進んできているというふうに聞いております。

そこで、最後に、現在、国において検討されている新たな地域医療構想が、入院のみならず、外来や在宅医療、医療と介護の連携のほか、医療従事者確保までを含めたあるべき医療提供体制全体の構想として策定すること、構想に即して医療計画の取組を進めることなど、伺ってまいりました。

具体的にはこれからとなりますが、この広い北海道で、人口減少に伴い、担い手不足が進む地域での医療に支障を来すことも懸念されます。地域医療の確保に向けてどのように取り組んでいくのか伺い、私の質問を終わります。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部長古岡昇君。

○古岡保健福祉部長 地域医療の確保についてでございますが、広域分散で医療資源が偏在する本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要でございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

現在、国では、生産年齢人口の減少が加速していく2040年頃を見据え、新たな地域医療構想の検討が進められているところであり、道といたしましては、国における検討状況を注視することはもとより、医療機能の分化、連携や地域包括ケアシステムの推進、医療分野のデジタル化の促進のほか、医師をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上など、様々な施策を効果的かつ総合的に進めてまいります。

また、2次医療圏ごとの地域医療構想調整会議において、それぞれの地域の実情をきめ細かに伺い、北海道総合保健医療協議会での議論を深めながら、地域医療の確保に取り組んでまいります。

○木葉淳委員 終わります。

○渡邊靖司委員長 木葉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

角田一君。

○角田一委員 それでは、障がい福祉施策について、順次聞いてまいります。

初めに、障害福祉サービス事業所等サポート事業についてお伺いいたします。

医療や介護と同様に、障がい福祉分野においても人材確保が喫緊の課題となっております。このため、国では、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定で、処遇改善加算の一元化及び加算率の引上げの措置を講じました。一方、障がい福祉分野は、比較的小規模な事業者が多いとされ、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策など、事業所における事務処理について一定の支援が必要であることから、道では、障害福祉サービス事業所等サポート事業を令和6年度から実施したと承知しております。

そうした中で、より多くの障がい福祉サービス事業所等における人材確保、処遇改善の促進や業務負担軽減等の実現に取り組む事業として大変期待されるところであります。具体的な取組状況について、以下、お伺いいたします。

まず初めに、道が実施しているこの事業の概要及び実績についてお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則君。

○徳田障がい者保健福祉課長 障害福祉サービス事業所等サポート事業についてでございますが、この事業は、人材の確保や定着を目指す事業所等を支援することを目的に、昨年度、設置しました北海道障害福祉サービス事業所等サポートセンターにおいて、社会保険労務士などの専門家による電話相談をはじめ、訪問による事業所等の職場環境の改善や労務管理等への相談支援、賃金引上げのための処遇改善加算の取得に関する支援などを行っております。

なお、これまでの実績でございますが、相談対応が令和6年度29件、7年度は11月末までで23件、社会保険労務士等による経営改善セミナーが令和6年度2か所、7年度5か所、個別相談会が令和6年度6か所、7年度7か所となっており、また、人材確保のため、障がい福祉の仕事の魅力を伝えるPR動画を作成し、道のホームページに掲載しておりますほか、小・中・高校の出前授業は令和6年度6か所で実施し、7年度は8か所を予定しているところでございます。

○角田一委員 この事業の実績を通じて把握した具体的な課題についてお伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 事業実施における課題についてでございますが、昨年度、事業所等からセンターに寄せられた相談では、処遇改善加算取得や施設運営、人材確保に関する内容が多く、また、経営改善セミナーや個別相談会では、事業所から、職場へのイメージや理解不足、労働環境への不安といった声が寄せられております。

こうした課題のほか、小・中・高校生の世代に向けた学校での出前授業では、障がい福祉サービスの仕事への関心を高めることはもとより、仕事の理解から就職への動機づけとなる継続的な働きかけが必要であるといった課題が把握できたところでございます。

○角田一委員 障がい福祉サービス事業所等における人材確保や職場環境の改善などを一層加速するために、道は、これまで把握した課題にどう対応し、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長 障害福祉サービス事業所等サポート事業に関して、今後の取組についてでございますが、道では、障がい福祉サービス事業所等に対して、センターからの支援により、職員のキャリアアップの方法や職場環境改善のための助言、賃金引上げのための加算に係る業務負担の軽減など、組織経営等に関する相談支援を引き続き行っていくほか、出前授業の拡大やPR動画によるさらなる周知に取り組み、障がい福祉サービスを担う人材の確保、定着を進めてまいります。

また、こうした取組に加えて、昨年3月に策定しました第1期ほっかいどう障がい福祉プランに基づき、障がい福祉サービスの充実といった施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある全ての方が安心して地域で暮らせるよう、関係者の皆様と協働して障がい福祉の向上に取り組んでまいります。

○角田一委員 次に、就労選択支援についてお伺いいたします。

障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業が令和7年10月に創設されたと承知しておりますが、道内における就労選択支援事業所の整備状況及びサービス普及に向けての今後の道の取組についてをお伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 就労選択支援事業についてでございますが、この事業は、昨年4月の法改正で制度化され、本年10月に施行されたもので、障がいのある方の特性や希望を重視しながら、本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう支援するものであり、道では本年11月末時点で14事業所を指定しております。

道では、就労選択支援事業所の増加に向け、サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒、御家族を対象とした制度周知に活用するリーフレットの作成のほか、市町村、サービス事業者、特別支援学校を対象に、制度の理解を深めてもらうための研修会の開催を予定しているところであり、今後も、こうした取組を通じて、地域間の均衡に配慮した就労選択支援事業所の整備の促進に努めてまいります。

○角田一委員 14事業所を指定している中で、やはり、北海道の広域性を考えると、いかに地域間の均衡に努めていくかということも大切になります。

さらに、そのサービス利用者といいますか、障がい者の方が就労先や働き方についてよりよい選択ができる、そのためには、やはり、選択肢というものが大切になってきます。そういう視点から、次に、就労継続支援事業所についてお伺いいたします。

障がいのある方が働きながら技術を身につける就労継続支援A型事業所については、令和6年の報酬改定によって基本報酬が引き下げられたことにより、A型事業所の廃止やB型事業所へ移行する事業所があったと聞いております。さらに、社会保険適用ということもあり、かなりのA型事業所が影響を受けているということも新聞で報道されております。そこで、以下、お伺いいたします。

就労継続支援事業所の事業所数と廃止の状況について、まず、就労継続支援事業所の過去3年間と直近の事業所数と廃止状況についてお伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 就労継続支援事業所についてであります。いずれも年度末時点で、A型事業所は、令和4年度が123か所、5年度が129か所、6年度が115か所、7年度が11月末時点で109か所、B型事業所は、4年度が593か所、5年度が614か所、6年度が647か所、7年度が11月末時点で659か所となっております。

また、廃止された事業所は、A型は、4年度が3か所、5年度が20か所、6年度が18か所、7年度が11月末時点で10か所、B型は、4年度が21か所、5年度が13か所、6年度が16か所、7年度が11月末時点で6か所となっております。

○角田一委員 就労継続支援事業所の経営継続のため、A型事業所からB型事業所へ移行することはやむを得ないこととはいえ、A型事業所と利用者との雇用契約がなくなることで利用者の収入が減ってしまうケースがあると考えます。

報酬改定前の令和5年度以降、A型事業所からB型事業所に移行した事業所は道所管分でどのくらいあるのか、また、その場合、利用者の処遇はどうなるのかをお伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 A型事業所からB型事業所への移行状況についてでございますが、令和5年度は0件、6年度は8件、7年度は11月末現在で2件となっております。

なお、事業所の移行に当たりましては、事業所が利用者の方々に対しまして丁寧な説明と意向確認を行うこととされており、B型に移行した事業所を引き続き利用することも、別のA型事業所を利用することも可能となっております。

○角田一委員 実際、このような形で可能だという言葉がありましたが、地域によってはA型事業所が全くない振興局もあります。そういった意味では、やはり、実態として、よりよい環境、ニーズに合ったものがきちんとできているのかといったことは疑問がありますので、その辺は指摘させていただきます。

経営が厳しいからといって不正な請求を行うことはあってはならないことですが、先日、札幌市内の就労継続支援事業所において、虚偽申請による詐欺の疑いで3名の逮捕者があった旨、報

道されました。

今後、札幌市において事業所に対して監査や行政処分がなされると思いますが、道所管分の就労継続支援事業所において、不正請求などで指定の取消しになった事案は過去5年でどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 指定取消し事案についてでございますが、過去5年間における道所管分の就労継続支援事業所の指定取消しは、令和2年度と6年度で各1件となっております。

○角田一委員 道では、就労継続支援事業所の指定とともに、運営についても指導を行っていると思いますが、各事業所に対してどのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

○徳田障がい者保健福祉課長 事業所への指導についてでございますが、道が策定しております指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づき、各振興局において、就労継続支援事業所は、3年に1回以上、運営指導を実施することとしており、A型事業所については、新規指定の場合、指定の半年後を目途に1回目を実施することとしております。

なお、十分に収益を確保できていない事業所に対しましては、年に一度、経営改善計画書の提出を求め、経営改善に向けた指導や必要な支援を実施しております。

○角田一委員 障がい者が生き生きと働くことができる社会の実現のためには、A型事業所などの福祉的就労における賃金の向上とともに、事業所の安定的な運営が必要です。

道として、今後、就労継続支援事業所の支援にどのように取り組むのかをお伺いいたします。

○山谷保健福祉部次長 就労継続支援事業所に関し、今後の取組についてでございますが、道内における就労継続支援事業所の平均賃金・工賃の月額額は、年々、増加傾向にはあるものの、一般就労と比べて低い状況にあります。

このため、道では、商業施設などでの販売会の開催による販売機会の拡大のほか、製品、サービスの発注に関し、事業所と企業をマッチングするポータルサイトの運営、昨年度、設置した障害福祉サービス事業所等サポートセンターにおける、経営に悩む事業所等の事業経営などに関する相談支援といった取組を通じて、事業所の経営力を高め、利用者の賃金、工賃が向上するよう引き続き取り組んでまいります。

○角田一委員 ありがとうございました。

以上で質問は終わりますが、最後に、一言申し述べたいと思います。

今回のA型事業所の解散とか、そういうことが多くなったときに、道内でも200人以上の障がいの方が次の場所を確定できなかったという事実がございます。そういった意味では、単なる統計的な数字だけではなく、現場の状況、そして、それぞれの御家族の方、地域の現状も含めて、さらに精査して計画を立案されることを望みまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○渡邊靖司委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従い、質問してまいります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

2000年に介護保険サービスがスタートし、措置から契約へ、施設から在宅へと高齢者支援の在り方が大きく変わりました。一方で、昨今は、介護付有料老人ホームや住宅型有料老人ホームが、物価高騰などにより入居費用が高く、入居に踏み切れない高齢者の方々が急増しています。そうした背景の下、訪問介護は、最期まで自宅で生活をしたいという思いにも応える重要なサービスです。

しかし、2024年度からの介護報酬の引下げや、利用者宅への移動コストなど経費の増加により、各訪問介護事業所は経営困難な状況が続いています。慢性的な人材不足の中、まちの面積が広く、家屋が点在する地域では、移動距離や職員の拘束時間が長くなる傾向があり、賃金的にも精神的にも大きな負担が強いられ、すぐ辞めてしまう介護職員の方もいる実態もあります。

私の地元の北見市でも、経営難などにより、社会福祉協議会が2027年3月末をもって訪問介護事業からの撤退を決めました。市街地から遠い常呂地域においては、北見市社協がサービスを提供する唯一の事業者であり、撤退後の地域格差を懸念する声も上がっています。そこで、以下、数点伺います。

まず、訪問介護の実態について、核家族化や独居高齢世帯の増加に伴い、訪問介護のお世話になる方々が増えているものと推察されますが、近年、訪問介護を受ける高齢者の数と訪問介護事業所数の推移について伺います。

また、地域によって需給の格差が懸念されます。各地の訪問介護体制がサービス利用者数に見合っているのか、所見を伺います。

○渡邊靖司委員長 介護運営担当課長樋口知己君。

○樋口介護運営担当課長 訪問介護の状況についてでございますが、直近3年間の6月における道内の訪問介護サービス実利用者数は、令和5年4万9602名、6年4万8980名、7年4万9198名であり、一方で、道内の訪問介護事業所数は、5年1727か所、6年1739か所、7年1714か所となっているところでございます。

また、本年6月のデータを基に、1事業所当たり1か月間の実利用者数を振興局別に見ますと、最も多い振興局は49.4名、最も少ない振興局は23.6名であり、地域により差が見られるところでございます。

○鈴木一磨委員 訪問介護事業所の総数には大きな差異は見られないものの、都市部と地方部では状況が異なっているものと承知します。

道内の政令市、中核市に所在する事業所数と、それ以外の市町村に所在する訪問介護事業所数について、過去3年前との比較でお伺いします。

○樋口介護運営担当課長 訪問介護事業所数についてでございますが、本年6月末時点における政令市、中核市に所在する事業所数は953か所で、令和4年6月末時点の928か所よりも25か所増加しております。

また、政令市、中核市を除く市町村に所在する事業所は761か所で、令和4年6月末時点の783か所よりも22か所減少しております。

○鈴木一磨委員 支援制度等について、順次お伺いしていきますが、まず、介護職員初任者研修等への支援についてお伺いします。

厚生労働省では、訪問介護の人材不足を補うため、平成30年に生活援助従事者研修を創設し、地域医療介護総合確保基金において、都道府県等が介護職員初任者研修や生活援助従事者研修の受講支援として活用可能なメニューに位置づけており、都道府県の判断により研修受講料の補助等に活用でき、道では介護技能習得支援事業として実施しているものと承知します。

訪問介護の人材不足を補うため、介護職員初任者研修などを通じて新たな訪問介護従事者を増やし、訪問介護サービスの提供支援に資することが重要と考えますが、この事業を活用した研修の令和6年度の実績や効果について何うとともに、研修機会の充実化や啓発がどのように図られているのか、お伺いします。

○樋口介護運営担当課長 介護技能習得支援事業についてでございますが、道では、介護分野への就業を希望する介護未経験者や、介護事業所で就労する初任段階の介護職員を対象に、サービスの提供に必要な知識や技術を習得するための介護職員初任者研修や生活援助従事者研修の受講費用を軽減し、着実な雇用を図ることを目的に本事業を実施しております。

令和6年度は、介護職員初任者研修が184名、生活援助従事者研修が9名の計193名が受講しており、受講された方々は、それぞれの職場において、入浴や排せつ介助を行う身体介護業務や、調理や洗濯を行う生活援助業務に従事しているところでございます。

なお、この研修は、受講者の負担軽減のため、カリキュラムの一部をオンラインで行うことも可能でありまして、道では、オンライン研修を行う研修指定事業者の情報などをホームページで周知しているところでございます。

○鈴木一磨委員 同行訪問への支援について、次にお伺いします。

訪問介護人材の確保が重要な課題である中、就労希望が少ない理由の一つとして、一人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が大きいなどの声も多く上がっていることから、厚生労働省では、令和6年度補正予算や令和7年度予算を活用して、経験年数の短いホームヘルパーへの同行支援などの強化を行っており、補助対象にしていることを承知します。

しかし、本道においては、利用者等の同意が得られない場合、安全確保のためのいわゆる2人加算を認めず、地域要望にできていないとの声も聞きます。先輩職員が同行訪問して指導する場合に限らず、安全確保のための2人訪問などへの加算相当額への助成や、ICレコーダーなどセキュリティシステムの導入に必要な経費の補助など、地域医療介護総合確保基金を活用した利用者の安心と職員の定着につながる支援を充実させるべきと考えますが、所見を伺います。

○樋口介護運営担当課長 同行訪問などについてでございますが、訪問介護サービスでは、利用者の身体的理由により、1名の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合や、暴力行為、著しい迷惑行為が認められる場合などで、利用者等に同意を得ていることを要件に、2名分の介護報酬の算定が可能となっております。

しかしながら、同意を得られず、報酬算定に至らない事業所もあるなど、多くの地域で同様の

【第1分科会 12月5日 第2号】

課題が生じていることから、道としては、全国一律の制度として適切に対応することが重要との考えの下、国に対し、報酬算定要件を見直すなど、必要な改善を求めているところでございます。

また、暴力やハラスメント対策として、事業所向けの講習会や利用者へのチラシの配付等に加え、安全確保にも活用可能なカメラ付ICレコーダーの整備も対象となる補助事業なども実施しており、こうした事業の一層の周知を図るなど、今後とも、利用者の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組んでまいります。

**○鈴木一磨委員** 同行訪問等への支援についても、道として先陣を切ってしっかりと考えていただきたいと思います。

次に、訪問介護員の移動手段の確保支援について伺います。

訪問介護の介護報酬は、移動も含めたサービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされており、その上で、中山間地域や離島など、地域の状況によってやむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない地域に事業所が存在している場合には、加算により評価するなど、訪問介護の移動の負担に配慮した仕組みを設けていることを承知いたします。

その一方で、地域の介護事業者から、介護報酬とは別に、事務所から3キロを超える利用者宅への訪問に対して燃料代等の補助をしてほしいとの声もあり、道としても訪問実態に見合った移動負担支援を加算して行うべきと考えますが、所見を伺います。

また、訪問介護員の移動手段の安定的確保のために、公共ライドシェア等の導入を検討せざるを得ない地域もあります。規模や立地など現場実態を丁寧に把握しながら、安定的な移動手段の確保対策に取り組むべきと考えますが、道の所見をお伺いします。

**○樋口介護運営担当課長** 介護報酬における移動の評価などについてでございますが、訪問介護サービスの提供における移動に係るガソリン代等は、介護報酬の中で包括的に評価されるものでございますが、現状、本道の地域特性に配慮した加算措置は講じられていないところです。

道では、エネルギー価格や物価高騰によって、公定価格により経営を行う介護事業所に影響が生じる経費について、臨時的な介護報酬の改定などにより、全国一律の対策を講じるよう、全国知事会と連携し、国に要望しているところでございます。

今後とも、市町村や関係団体との連携の下、訪問介護員の移動手段の確保など、事業者が抱える課題をしっかりと把握しながら、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して介護サービスを利用できるよう、事業者の支援に努めてまいります。

**○鈴木一磨委員** 先ほどから、答弁では、全国一律の対策を講じるよう国に要望するということばかりですね。

次に、ICT等テクノロジーの活用について伺います。

訪問介護サービスを効率的かつ効果的に実施するため、利用者が希望する場合において、見守りシステムの導入支援などを求める声が上がっています。

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金や令和6年度補正予算を活用した補助事業により、訪問介護サービス事業所を含めて、介護事業所などが、介護テクノロジー利用の重点分野に該当する製品を導入する場合の費用等に対する支援を行っていることは承知しますが、この補助事業の実施主体は都道府県です。

道では、介護ロボット導入支援事業を実施していると承知しますが、本事業の令和6年度の実績について伺うとともに、予算規模的に地域要望との乖離はないのか、伺います。

また、ICT等の活用にあたって、どのような効果があつて、どう取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○樋口介護運営担当課長** 介護ロボット導入支援事業についてでございますが、この事業は、介護職員の業務負担の軽減や介護サービスの質の向上につなげることを目的に、移動支援などを行う介護ロボットの導入や見守りセンサーなどの通信環境の整備、介護ソフトやタブレット端末によるICTの導入などの経費に対し補助を行っております。

令和6年度の実績は、介護ロボットの導入が225か所、見守りセンサーなどの通信環境の整備が109か所、ICTの導入が125か所であり、要望に対する採択率は51.8%となっております。

ICTには、離床状況や心拍数などを自動で計測管理する見守りセンサーや、介護記録を自動で記録するアプリなどがございまして、事業所からは、記録時間の短縮により利用者に関わる時間が増えた、あるいは、職員間の情報共有を図ることができるようになったなど、介護サービスの質の向上や、業務の負担が軽減されたとの報告をいただいております。

道といたしましては、引き続き、介護職員の負担軽減などに効果がある介護ロボット等の導入促進に向け、必要な予算の確保に努めてまいります。

**○鈴木一磨委員** 次に、身寄りのない高齢者等への対応について伺います。

身寄りのない高齢者が入院や施設入所する場合に、病院や事業者から求められることが多い連帯保証人について、担当のケアマネジャーが依頼され、お断りすることができずに就任しているケースがあります。また、保証人を引き受けることをなりわいとした事業者が、当事者に遺言書を書かせて、遺産と引き換えに就任するケースもあります。

一方、厚生労働省は、平成30年に、入院や入所に当たり、身元保証人等がないことのみを理由に拒否することは適当ではないとする通知を発出し、現在、厚生労働省の審議会等で、地域ケア会議の活用を推進するなど、地域課題として対応するための方策について議論を進めているものと承知します。

また、独居の高齢者を含め、高齢者の方々の身元保証等を行う高齢者等終身サポート事業者については、令和6年6月に、関係省庁とともにガイドラインを取りまとめ、業界の適正な事業運営について方向性が示されたことも承知します。

しかし、実際の介護現場では、連帯保証人の就任問題以外にも、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への対応をケアマネジャーなどが法定外業務として実施せざるを得ないケースが増加しており、国によるさらなる法的整備や具体的な対応策が示されない限りは抜本的な解決に

至っていないものと思います。

道では、こうした現状をどのように把握し、介護現場に対し、どのように指導助言し、対応を図っているのか、お伺いします。

○渡邊靖司委員長 高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長 身寄りのない高齢者への対応についてでございますが、身寄りのない高齢者には、これまで、主に家族や親族が担ってきたと考えられる日常生活の支援や入院・入所時の手続、御自身が亡くなった場合の葬儀や遺品の処分といった支援がないため、必要なサービスの利用などに困難が生じやすいといった課題がございます。

このため、道では、医療機関や介護施設に対して、入院や入所などの際に身元保証人などがないことのみを理由にサービス提供を拒むことは不適切とする国の通知はもとより、市町村や介護施設等に対して、民間事業者が、入院や入所、日常生活の支援を家族や親族に代わって行う高齢者等終身サポート事業について、利用者が安心して活用できるよう、国が策定したガイドラインの周知に努めてまいりました。

また、身寄りのない高齢者を介護施設などで受け入れる際、入所から退所までの各段階における介護事業者や従事者に求められる対応策について国が取りまとめた「「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れるときの主なポイント」を周知し、参考にいただいているところでございます。

○鈴木一磨委員 次に、社会福祉協議会の存続支援について伺います。

社会福祉協議会は、地域の福祉サービスを支える、なくてはならない重要な機関ですが、物価や人件費の高騰などにより、厳しい経営が続いている一方で、頼みの綱である市町村も財政難で補助の増額が見込めない実態にあります。

国、道、市町村などが連携して、より一層の支援が必要であると考えます。社会福祉協議会存続のための支援について、道の所見をお伺いします。

○渡邊靖司委員長 地域福祉課長鹿野なほみさん。

○鹿野地域福祉課長 社会福祉協議会についてであります。社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられており、また、市町村社協は、住民に最も身近な地域で高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、様々な福祉サービスや創意工夫を凝らした独自事業に取り組んでいます。

都道府県社協は、広域的見地から事業を企画、実施するとともに、市町村社協の相互の連絡と調整を図るなど、それぞれが地域福祉を推進する上で中核的役割を担っています。

道では、道社協が実施する市町村社協を対象とした職員の資質向上や経営の安定などをテーマとした研修の開催経費等に対して補助するなどしており、今後とも、地域住民の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社協との連携した取組に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 市町村社協の継続に係る抜本的な解決がなかなか見えないと思うので、ぜひ、道としても、現場、地域に入って様々な課題解決の支援をお願いしたいと思います。

それから、次に、高齢者等の健康増進について確認をしたいと思います。

高齢者等の健康増進の取組は、介護予防や認知症予防、医療費抑制等につながり、要介護状態の発生や悪化を少しでも防ぐ役割があります。

市町村では、地域支援事業として、地域の高齢者が集まり交流する「通いの場」をはじめ、高齢者の社会参加や介護予防に向けた取組等を進めていますが、独居高齢者等を中心に健康増進を後押しする施策メニューをより充実させて、地域包括ケアシステムを深化、推進していくことが重要と考えますが、所見を伺います。

**○秋田高齢者保健福祉課長** 地域包括ケアシステムの推進についてでございますが、広域な本道では、高齢化のスピードや社会資源など、地域ごとに異なる実情を踏まえながら、医療、介護、住まい、生活支援などのサービスを一体的に切れ目なく提供し、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めていくことが重要でございます。

このため、道では、市町村において中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議などの充実を図るため、センターの職員に対する研修会や、センター間の連携を強化するための意見交換会を開催しております。

また、介護予防を目的とした体操などを行う「通いの場」の設置を住民の方々が主体となって進めていただくため、市町村へアドバイザーを派遣しておりますほか、アクティブシニアの方々がボランティア活動などの社会参加の機会を確保するためのセミナーを開催するなどしております。

道としましては、今後とも、こうした取組を着実に進め、市町村や関係機関の皆様と連携協力して、地域全体で高齢者の方々とその御家族を支える地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

**○鈴木一磨委員** 次に、安定的な訪問介護報酬の確保について伺います。

中山間・人口減少地域での訪問介護サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者間の移動の負担が大きく、高齢者人口の減少によるサービス需要の縮小、季節による繁閑の厳しさなど、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

安定的な経営を行うための報酬の仕組みが必要ですが、訪問介護報酬の包括払いや利用回数に左右されない定額報酬制度などについて国の介護保険部会で議論しているものと承知しますが、道では、どのように課題を受け止め、どうあるべきと考えているのか、所見を伺うとともに、国に対してどのように働きかけているのか、伺います。

また、国による介護事業所職員の処遇改善の取組が進んでおらず、道や市町村に追加支援を求める声もあります。地域間格差や介護人材不足の解消に向け、これまで、国では、処遇改善加算の取得要件の弾力化や、物価高騰及び賃金引上げ対応支援などを措置されてきたことは承知しますが、介護人材の定着も考慮し、より一層、支援を強化すべきと考えます。道の所見を伺います。

**○渡邊靖司委員長** 保健福祉部次長山谷智彦君。

○**山谷保健福祉部次長** 介護報酬についてでございますが、国では、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みとして、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と、利用回数に左右されない月単位の定額報酬を選択可能とする枠組みが議論されておりますが、定額報酬は、安定的、予見性のある経営が可能となるといったメリットや、事業者が利用者への必要なサービス提供を控えるといったデメリットも併せて議論されていると承知しております。

広域分散で訪問介護事業所が偏在する本道におきましては、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保が重要と認識しており、道といたしましては、これまでも、本道の地域特性や事業所規模に応じた介護報酬等の設定のほか、職員等の資格や経験に見合った適切な給与水準の確保などを国に要望しているところであり、引き続き、介護を必要とされる皆様が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、様々な取組を着実に推進してまいります。

○**鈴木一磨委員** 最後に、地域の訪問介護サービスの存続支援等について伺います。

先ほど、北見市の例を挙げましたが、人手不足や経営難などにより、社会福祉協議会等が訪問介護事業から撤退せざるを得ない事態も生じ、地域によっては訪問介護サービスが全く受けられなくなる懸念が生じています。

総じて、道内の訪問介護事業所数については、特に小規模事業者が支える地方部の市町村で著しく減少していると承知しますが、介護難民が増えれば、地域包括ケアシステムの深化、推進に逆行する懸念があることから、地域の訪問介護事業の存続のため、道は今後どのように支援していくのか、お伺いします。

○**渡邊靖司委員長** 保健福祉部長古岡昇君。

○**古岡保健福祉部長** 訪問介護サービスの確保などについてでございますが、訪問介護サービスは、地域で暮らす高齢者の方々の生活を支える重要な役割を担っており、道では、これまで、介護事業所の負担軽減に向けた支援金の支給をはじめ、介護職員の負担軽減に効果がある介護ロボットの導入促進、職場環境の改善に関する介護事業者向け相談窓口の開設や事務の協働化を促進するための支援を行っておりますほか、処遇改善加算未取得の事業所に対する個別の相談に加え、計画書作成から取得までの伴走支援などを行う事業により、加算の取得の促進に努めてきたところでございます。

また、国に対しましては、本道の地域特性や事業所規模をはじめ、介護職員等の適切な給与水準が確保される介護報酬を設定するよう要望しているところございまして、今後とも、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護サービス提供体制の確保に向け、取り組んでまいります。

○**鈴木一磨委員** 年齢到達により皆が一律に介護保険料を納めているにもかかわらず、地方に住んでいるというだけで訪問介護サービスなどが受けられない実態があり、道に対し、積極的な不公平是正を求めましたが、国の対応に依拠する答弁ばかりが目立ちます。

一方、地方によっては、社協をはじめ、介護サービス事業者が撤退し、介護が受けられなくなる不安に陥っている地域が現にあります。

介護報酬の引上げはもとより、介護の担い手確保や介護事業所の負担軽減、地域偏在の解消など、課題を真摯に受け止め、誰もが平等かつ公平に介護サービスを受けることができるよう、道としても、訪問介護等への支援強化などを一層図るべきと考えますので、その点を知事に直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○渡邊靖司委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐々木大介君。

○佐々木大介委員 自民党・道民会議の佐々木大介でございます。

それでは、通告順に従い、質問してまいります。

初めに、プレコンセプションケアについて伺います。

我が国では、晩婚化、晩産化が進み、その結果として、不妊や流産に悩む御夫婦が少なくありません。国においては、令和4年4月から、人工授精などの一般不妊治療のみならず、体外受精や顕微授精といった生殖補助医療にも公的医療保険が適用されることとなり、不妊治療に関する経済的負担の軽減が図られてきました。最近では、生殖補助医療で生まれた子どもの数は約9人に1人と言われており、その割合は年々高まっています。

一方で、実際に不妊治療を経験された方々からは、治療そのものの身体的・精神的負担や仕事との両立の困難さに加え、やはり、もっと若い頃から、妊娠、出産にはタイムリミットがあることや、妊孕性に関する正しい知識を知っていれば、ライフプランの考え方が違っていただかもしれないという声も数多く聞かれます。

私自身も不妊治療に取り組んだ経験から、特に、女性においては、体調管理や1週間に複数回の通院が必要になるなど、費用負担だけではない大きな負担が生じる現実があることを痛感してまいりました。仕事を続けながら治療を続けることの難しさ、また、治療の結果が出ない不安や焦り、周囲に言いづらい心理的な負担など、数字だけでは見えない重い現実がそこにはあるというふうに思います。

不妊治療の普及や卵子凍結などによって、妊娠、出産に関する選択肢は広がってきたものの、結婚、妊娠、出産、そして仕事との両立については、早い段階から自分の人生を主体的にデザインできるよう、妊孕性を含む正しい知識と、相談先、支援先に関する教育を充実させることが極めて重要であるというふうに考えます。

北海道では、道内の高校、大学、専門学校等を対象に「ライフデザインゼミ！出前講座」を実施し、プレコンセプションケアの講座を開催していることから、以下、伺ってまいります。

初めに、道では、七つのテーマについて出前講座を実施していますが、出前講座の実施回数、参加校数、受講した生徒・学生数の推移を伺うとともに、プレコンセプションケアに係る実施状況がどのようになっているのかも併せて伺います。

○渡邊靖司委員長 子ども政策企画課長工藤晴光君。

○**工藤子ども政策企画課長** 出前講座の実施状況についてでございますが、道では、若い世代の方々に対し、将来のライフプランを考えるための機会を提供することや、結婚、妊娠、出産等への前向きな意識の醸成を図ることを目的に、道内の高校や大学等に出向き、若者の自立や母子保健などをテーマとした出前講座を実施しております。

直近3か年における参加校数、実施回数及び受講者数は、令和6年度は22校で24回、延べ1999名、5年度は23校で27回、延べ2272名、4年度は20校で30回、延べ2296名であり、今年度からテーマに追加したプレコンセプションケアにつきましては、母子保健のテーマの一環として、現時点において4校で4回実施し、延べ425名が受講しております。

○**佐々木大介委員** それぞれお答えをいただきまして、おおむね出前講座は横ばいで推移しており、今年度からのプレコンセプションケアについては4回実施されているということでありませう。

次に、プレコンセプションケアに係る出前講座を受講した学生、生徒からのアンケート結果や学校側の評価がどのようになっているのか、また、生徒や学校からの評価を踏まえ、プレコンセプションケアの意義をどのように道として認識しているのかも併せて伺います。

○**工藤子ども政策企画課長** プレコンセプションケアの評価などについてでございますが、出前講座に出席した学生へのアンケートでは、プレコンセプションケアという概念を初めて知ったとの声のほか、将来の妊娠や出産の可能性に備え、生活習慣を見直したい、これを機に深く調べてみたいなどといった回答があり、学校側からは、学生にとって貴重な学びの場になったとの声もいただいております。

プレコンセプションケアにつきましては、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや将来の健康を考え、日頃からの健康管理につながる取組であり、若い世代の方々にとって、概念を理解し、関連する知識を身につけることは大変重要であると考えております。

○**佐々木大介委員** 国においても、今、「プレコンセプションケアの提供のあり方に対する検討会」が設置をされておまして、本年の5月には、今後5年間の取組の基盤となるプレコンセプションケア推進5か年計画が示されるなど、性と健康、妊娠について正しい知識を普及することの重要性が評価されており、プレコンセプションケアの理解が進むよう、自治体や企業、教育機関が連携して取り組むことが期待をされているところです。

道として、出前講座の充実など、こういった実施促進にどのように今後取り組んでいくのか、伺います。

○**工藤子ども政策企画課長** 出前講座の充実等についてでございますが、道では、高校生などを対象とした出前講座や、市町村や関係団体の職員等を対象とした子育て・ライフデザインセミナーやイベントを開催するとともに、今年度から、新社会人などを対象に、若い世代の方々が将来のライフデザインを描く上で参考となる知識や考え方を学ぶことができるセミナーとワークショップを新たに開催するなど、取組の充実を図ってきたところであり、今後とも、教育庁や経済団

体等の協力を得ながら、プレコンセプションケアの概念の普及に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 ただいまお答えをいただきまして、今年度からは、新社会人を対象としたライフデザインに関するセミナーやワークショップも開催しているということであります。

ただ、このライフデザインセミナーというのは、一般的に、結婚や子育てなどの両立といった働き方とかキャリア形成が中心となっているところでありまして、こういった不妊や妊孕性などについては、私自身も30代中盤から不妊治療を始めましたが、より早く始めたほうが治療成績がよいことや、やっぱり、治療に係る経済的負担のみならず、仕事と通院といった時間的な制約、身体的な負担などが大きい、そういった現実を初めて知って、こういったことを知っていればもっと早い段階から相談や治療を選べた、もっと早く知っていれば違う選択をしていたかもしれないという後悔があります。少しでもこういった思いの方を減らすためには、もちろん、結婚や子どもを持つ持たないに関しましては個人の選択ではありますが、まず第一に、前提として、若い世代の方が妊孕性や不妊治療の現実も含めた正しい知識を得て、将来のライフデザインを自ら考えられるよう提供していくことが必要だというふうに思います。

そういった意味も含めて、今後、プレコンセプションケアの理解醸成により取り組んでいく必要があるというふうに考えますが、今後の対応について伺います。

○渡邊靖司委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部子ども応援社会推進監 プレコンセプションケアに関する今後の取組についてでございますが、国が策定しましたプレコンセプションケア推進5か年計画では、プレコンセプションケアに関する概念の普及に向けて、自治体や企業、教育機関が連携をしながら、ライフステージに応じて妊娠や健康等に関する知識を習得する機会を提供することや、相談支援体制の充実、普及に向けた人材育成などの取組を進めることとされているところでございます。

道といたしましては、従前から開催をしております高校等での出前講座に加えまして、プレコンセプションケアの理解促進に向け、今年度、新たに、こども施策審議会委員の大学生からの意見聴取を行いましたほか、新社会人等を対象としたワークショップの開催や、教育庁とも連携をしながら、児童生徒をはじめ、教員などを対象として「性と健康」をテーマにした研修会を開催いたしますとともに、道のホームページで自身の健康状態を確認するためのチェックシートの活用を周知するなど、今後とも、関係機関と連携しながら、道民の皆様がプレコンセプションケアについての知識を持ち、実践できる社会の実現に向け、より一層の普及啓発に努めてまいります。

○佐々木大介委員 それでは、次に移ります。

HACCPの五つ星事業の普及促進についてであります。

本道は、日本の食料基地として、その豊富な食材を生かした食が大きな魅力となっており、やはり、本道を訪れる旅行者の目的としても、食事、グルメが上位に挙げられています。国内外から多くの観光客が訪れる北海道において、観光産業を支える食の安全、安心、すなわち、飲食店や宿泊施設、食品製造・販売業に対する信頼を高めていくことは、北海道ブランドの価値向上に

【第1分科会 12月5日 第2号】

つながる取組であるというふうを考えます。

一方で、改正食品衛生法が令和3年6月1日に完全施行され、原則として、全ての食品事業者等に対し、HACCPに沿った衛生管理が制度化をされておりますが、小規模事業者や個人経営店舗においては、人手やコストの制約から衛生管理の見える化が十分には進んでいないのではないかとこのようにも聞いているところです。

こうした中、公益社団法人日本食品衛生協会が実施する「食の安心・安全・五つ星事業」、いわゆるHACCPの五つ星事業は、事業者が日々取り組んでいる衛生管理の実施状況を店頭で分かりやすく提示し、消費者にとって安全な店舗選びの目安とすることを目的とした取組であり、HACCPに沿った衛生管理の徹底や消費者理解にもつながる取組で、令和7年11月末現在、全国では4614店舗、道内では32店舗が登録をされているところです。そこで、この五つ星事業について、以下、伺います。

初めに、道として、本事業をどのように評価しているのか、また、事業主体である北海道食品衛生協会とこの事業においてどのように連携をしているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 食品衛生課長佐藤吾郎君。

○佐藤食品衛生課長 「食の安心・安全・五つ星事業」についてでございますが、公益社団法人北海道食品衛生協会が実施しております「食の安心・安全・五つ星事業」は、食品等事業者における自主衛生管理を推進し、消費者に対して食品衛生対策の適切な情報提供を行う事業と承知をしております。令和3年に施行されました食品衛生法に基づき、原則として、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいる中、本道の食品衛生管理レベルの向上に寄与するものと認識しております。

道では、これまで、協会との連携の下、食品等事業者への指導や普及啓発など、道産食品の安全確保と衛生的な付加価値向上に向けて取り組んできたところでありまして、この五つ星事業の実施についても、その普及促進のほか、事業者を確認、判定する食品衛生指導員の育成などについて、連携して取り組んでいるところでございます。

○佐々木大介委員 次に、小規模事業者への支援について伺います。

改正食品衛生法の完全施行により、HACCPに沿った衛生管理は、一部の先進的な企業だけのものではなく、全ての食品等事業者に求められる標準となっております。小規模事業者においては、手引書を参考にした簡略化されたアプローチも認められているものの、実務上は、記録の作成、保管や、従業員教育、設備の衛生対策など多岐にわたる対応が求められており、とりわけ人手や資金面で制約の大きい個人経営店舗にとって、外部からの支援なく取り組むことは大きな負担になっているというふうに伺っております。

一方、この五つ星事業は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画・記録簿を活用している施設を全国の食品衛生指導員が訪問し、重点となる5項目に絞って実施状況を客観的な視点から確認、判定する仕組みであり、小規模事業者にとっても取り組みやすい入り口になるものと考えます。

先ほど、五つ星事業の普及促進に取り組むという答弁をいただいたところでもありますが、改めて、小規模事業者等への支援と併せて、この普及に具体的にどのように取り組むのか、伺います。

**○佐藤食品衛生課長** 小規模事業者への支援などについてでございますが、道では、これまで、小規模事業者に対し、H A C C Pに沿った衛生管理に係る講習会の開催や手引書の配付、保健所による現地での衛生指導等を通じ、事業者の取組意欲の向上や技術的支援に取り組んできたところでございます。

こうした中、食品衛生協会が実施する五つ星事業は、食品衛生指導員が施設を訪問して、確認、判定を行うものであり、小規模事業者がより高度な衛生管理レベルを目指す上で効果的な事業でありますことから、道では、ホームページにおいて、当該事業を掲載し、事業の有効性を啓発しているところであり、今後とも、協会が五つ星事業を推進するため開催する会議に出席し、参加者に衛生管理についての助言を行うなど、この事業のさらなる普及啓発に努めてまいります。

**○佐々木大介委員** 道としても、今後とも、この普及啓発に努めていただけるという答弁でありました。

道は、平成19年に独自の自主衛生管理認証制度である北海道H A C C Pを創設し、食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を推進してきているというふうに承知をしております。

一方、今、取り上げた五つ星事業は、より広く、中小規模を含む多様な業態の事業者が日々の衛生管理に第一歩として取り組み、その実施状況を見える化する点に特徴があるというふうに考えます。

安全、安心な食の提供を通じて、北海道ブランド全体としての信頼性向上を図っていくためには、H A C C Pの五つ星事業の普及により、小規模事業者も含めた裾野の拡大を図ることが重要であり、私は、高度な衛生管理を行う施設を認証する制度である北海道H A C C Pとこの五つ星事業をうまく組み合わせることにより、本道全体としての衛生管理のレベルを底上げしていくことができるのではないかとこのように考えますけれども、両制度間の連携や一体的な普及促進についてどう考えているのか、伺います。

**○渡邊靖司委員長** 健康安全局長植村直樹君。

**○植村健康安全局長** 今後の取組についてでございますが、H A C C Pに沿った衛生管理は、事業者自らが衛生管理を計画、実施し、記録、検証することで食の安全性の確保につながることから、施設規模によらず実施が求められるものでございます。

また、北海道H A C C P自主衛生管理認証制度は、高度な衛生管理を行う施設を認証する制度であり、食品衛生協会が実施する五つ星事業は、飲食店などの小規模事業者にも取り組みやすい事業でありますことから、五つ星の取得を目指すことで、事業者の意識や衛生管理がさらに向上し、北海道H A C C Pの認証施設の増加につながるなど、本道の食品衛生管理レベルの底上げが図られるものと認識をしております。

【第1分科会 12月5日 第2号】

道といたしましては、引き続き、事業者への技術的支援に取り組むとともに、協会との連携をより密にしながら、事業者の自主衛生管理の推進を図り、安全、安心な道産食品への信頼性の維持向上に努めてまいります。

○佐々木大介委員 今、お答えをいただきまして、それぞれの相乗効果が期待できるのではないかというお答えでありました。

特に、HACCPの施行につきましては、コロナ対策中だったということもあわせて、飲食事業者さんに対しては、法改正の周知よりもコロナ対策に時間を割いていたという状況であったというふうに伺っております。

こういった点も含めて、まだまだHACCPの衛生管理の普及やそういった情報が共有されていないという課題もあるというふうに現場からも伺っておりますので、引き続き、衛生管理の普及につきまして取り組んでいただきますよう求めまして、私の質問を終わります。

○渡邊靖司委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

介護保険制度がスタートして四半世紀となりますが、現在、介護を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、介護に関わる職員の実質賃金は上昇せずに、十分な報酬が得られず、介護従事者の不足が続いているのが実情です。特に、2024年度の報酬改定では訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況となっており、昨年度、全国の訪問介護事業所の休廃業件数は過去最多となっています。

このような中、国では、介護保険制度の見直しについて検討が行われていますが、以下、道内の状況などについて伺ってまいります。

2024年度の報酬改定では、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、東京商工リサーチによると、2024年度の全国の訪問介護事業所の倒産は86件と過去最多となっており、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況にあることがうかがえます。

道内の訪問介護事業所数と廃止数について、これまで3年間、どのように推移しているのか、お伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 介護運営担当課長樋口知己君。

○樋口介護運営担当課長 道内の訪問介護事業所の推移についてでございますが、直近3年間の年度末における道内の訪問介護事業所数は、令和4年度1724か所、5年度1737か所、6年度1726か所と、総数に大きな差はございませんが、一方で、廃止数は、4年度54か所、5年度73か所、6年度82か所と増加しております。

○新沼透委員 訪問介護事業所数はあまり変化しない中で、廃止数は年々増加しているという状況でございます。

訪問介護は、地域で暮らす高齢者の方々の生活を支える重要なサービスですが、事業所の廃止が増加傾向にある中、道では、訪問介護サービス提供体制確保に向けてどのように取り組んでい

るのか、お伺いいたします。

**○樋口介護運営担当課長** 訪問介護サービス提供体制の確保についてでございますが、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、広域分散で訪問介護事業所が偏在する本道におきましては、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保が重要と認識しております。

このため、道では、これまで、介護職員の負担軽減に効果がある介護ロボットの導入促進、職場環境改善に関する介護事業者向け相談窓口の開設や事務の協働化を促進するための支援を行うほか、処遇改善加算未取得の事業所に対する個別相談に加え、計画書作成から取得までの伴走支援を行い、加算取得の促進に努めております。

また、国に対しましては、本道の地域特性や事業所規模をはじめ、介護職員等の適切な給与水準が確保される介護報酬を設定するよう要望しているところでございます。

**○新沼透委員** 国の令和6年賃金構造基本統計調査によると、令和5年の介護職員の平均給与は月額30万3000円となっており、全産業平均の38万6000円と比較して約8万円以上も少ない状況となっています。

また、国が昨年12月に公表した介護職員数の推移によると、令和5年の介護職員数は全国で約212万6000人となっており、前年よりも約2万9000人減少し、調査開始以来、初めて減少に転じたとされています。

こうした状況にある中、今後需要が高まることが見込まれる介護サービスを担うケアマネジャーやホームヘルパー、介護職員などの人材確保は喫緊の課題であり、処遇改善の取組はもとより、多様な人材の参入促進や職場環境改善、介護職員等の負担軽減など、実効性ある取組を進めていく必要があるものと考えます。

また、物価高騰や人材不足による道内の厳しい介護事業所の現状を踏まえ、国に対しても必要な要望を行っていく必要があるものと考えますが、道は、今後どのように介護人材の確保に向けて取り組んでいくのか、伺います。

**○渡邊靖司委員長** 保健福祉部次長山谷智彦君。

**○山谷保健福祉部次長** 介護人材の確保についてでございますが、全国を上回るスピードで高齢化が進行し、広域分散で介護サービス基盤が偏在する本道においては、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保が重要であり、とりわけ人材の確保は重要かつ喫緊の課題でございます。

このため、道では、昨年度からスタートした第9期介護保険事業支援計画の下、介護助手としての地域の人材の活用や外国人介護人材を受け入れる事業所への支援など、多様な人材の参入促進に加え、介護職員の負担軽減に効果がある介護ロボットの導入や事務の協働化を促進するための支援に取り組んでいるところでございます。

また、国に対しては、介護職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう、全国知事会とも連携して要望しているところであり、道といたしましては、引き続き、介護を必要とされる道民の皆様が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

○新沼透委員 訪問介護のサービス提供の体制を確保していくということにおいては、人材確保というものが喫緊の課題であるということでありますが、それを確保するためには介護職員等の給与水準を維持していく、上げていくということが必要となれば、介護報酬の設定ということが必要になってきますので、ぜひ、国に対して強い要望をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

国では、要支援者に対する訪問介護、通所介護については平成30年3月末までに地域支援事業に移行させており、さらに、要介護1と要介護2を軽度者と位置づけ、保険適用から除外し、地域支援事業に移行させるなど、介護保険制度の見直しを行うことが検討されています。

道内の要介護・要支援認定者数と要介護1と要介護2の認定者数の状況について伺います。

○渡邊靖司委員長 高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長 要介護・要支援認定者数についてでございますが、道内の認定者総数は、令和7年8月末現在、36万5000人で、うち、要介護1が8万4000人、要介護2が5万6000人、合計で14万人となっております。

○新沼透委員 認定者総数が36万5000人に対して、要介護1、要介護2を合わせて14万人ということで、多くの方々が要介護1や要介護2の認定を受けているわけですが、介護保険は認定を受けた人に個別給付する制度であり、要介護1や2の認定を受けたにもかかわらず、訪問介護と通所介護の給付を保証しないのは制度の後退と言わざるを得ません。

骨太方針2024では、軽度者への生活援助サービスやケアマネジメントに関する給付の在り方のほか、利用者負担が2割となる判断基準の見直しを求めています。全ての高齢者が尊厳を保って自立した生活を送ることが介護保険の基本的な理念であり、2027年度の制度改正は利用者にも事業者にも持続可能な制度となることが重要と考えます。

介護費用の増加を介護保険料や利用者負担に転嫁するのは限界があり、公費を含めた手当てが必要と考えますが、道の対応について、最後にお伺いいたします。

○山谷保健福祉部次長 介護保険制度についてでございますが、国では、現在、要介護1と要介護2の方への訪問介護や通所介護など、軽度者へのサービスを、地域の実情に合わせ、多様な人材を活用しながら地域支援事業で提供することが効果的、効率的ではないかとの観点から、給付の在り方について検討しているところでございまして、一昨年12月に決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」では、ケアマネジメントに関する給付の在り方や利用者負担の見直しなども併せて、令和9年度からの第10期計画の開始までの間に結論を出すこととされたものと承知しております。

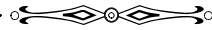
道では、高齢者人口の増加に伴い介護費用の増大が見込まれる中、介護保険料の上昇を抑えつつ、制度が持続できるよう、国に対し、国費の負担割合の引上げと保険料や利用者負担の軽減などについて要望してきたところであり、引き続き、介護を必要とする方が、心身の状況や環境に応じ、適切なサービスを利用できるよう、適切に対応してまいります。

○新沼透委員 終わります。

○渡邊靖司委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩



午後3時15分開議

○木葉淳副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

前田一男さん。

○前田一男委員 2024年4月に施行されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援法は、生活困窮や性暴力、性犯罪、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対し、孤独・孤立対策、民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築し、適切な支援を包括的に提供することにより、人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指すものと承知しております。

道においても、こうした法の理念を踏まえ、法施行に合わせて基本計画を策定し、これまで様々な施策に取り組まれています。法の施行から1年半が経過したことから、道内におけるこれまでの取組の状況などについて、以下、伺います。

まず、道内における困難な問題を抱える女性への相談や一時保護などの支援について、道としてはこれまでどのような取組をしているのか、伺います。

○木葉淳副委員長 子ども家庭支援課長中村浩さん。

○中村子ども家庭支援課長 取組状況についてであります。道では、昨年4月のいわゆる困難女性支援法の施行を受け、警察や司法、市町村や女性支援団体等の関係機関が参画する支援調整会議を設置し、情報共有や連携を強化するとともに、市町村や民間シェルターなど、支援を実施する者にハンドブックを作成、配付し、対応能力の向上に取り組むなど、関係機関との協働による支援体制の強化を図っております。

また、道立女性相談支援センターでは、電話や面談のほか、メールによる相談窓口を新たに開設し、相談体制の充実を図るとともに、一時保護に当たって、中学生以上の男児がいる場合など、センター利用が難しい場合には、道が委託する民間シェルターへの入所も含めて調整を行うなど、居住地域や生活状況など、支援対象者の事情に応じた支援に取り組んでいるところです。

○前田一男委員 道では、基本計画に基づき、各般の施策をこれまで推進していますが、これら取組を進めていく上でどのような課題があると認識しているのか、伺います。

○中村子ども家庭支援課長 施策の推進における課題についてであります。近年、地域社会における人とのつながりが希薄化する中、困難に直面する女性の背景には、DVなどの暴力被害や経済的困窮、家庭関係の破綻など、当事者が自ら声を上げにくく、相談機関につながりづらい状況にあることや、一時保護等を行う道立女性相談支援センターの利用に当たっては、共同生活を敬遠する方も多いほか、通信機器の使用制限があるため、安全で自立した生活に向けた支援に移

行する際に、新たな居住地探しや求職活動時に外部との連絡に支障を来すケースもあり、困難な問題を抱える女性が気軽に相談できることに加え、当事者が置かれている状況に応じた柔軟な支援方法を検討することが必要であると考えております。

○前田一男委員 生活困窮や性暴力、性犯罪、配偶者暴力など、様々な困難を抱える女性への支援をさらに充実強化していくことが求められていると考えますが、道として今後どのように困難女性支援に取り組む考えか、伺います。

○木葉淳副委員長 子育て支援担当局長桑原知己さん。

○桑原子育て支援担当局長 今後の取組についてでございますが、DV被害や経済的困窮、家庭関係の破綻による孤立、孤独など、女性が直面する問題は複雑化、多様化、複合化しておりますことから、困難な問題を有する女性に対しましては、本人の意思を最大限に尊重し、個々の事情を踏まえた支援を行うことが重要であります。

道といたしましては、今後とも、道立女性相談支援センターを中心に、メールを活用した相談機能の充実を図るなど、困難を抱える女性が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、支援調整会議を活用し、警察、司法、市町村、民間支援団体等、関係機関との情報共有や、より一層の連携強化に努め、困難な問題に直面している女性の方々ができるだけ早期に希望する地域で安心して自立した生活ができるよう、一人一人に寄り添った切れ目のない支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○前田一男委員 次に、今後の戦没者追悼の在り方について伺います。

さきの戦争から80年となる今年、私は有志の方々とフィリピンの慰問に行ってまいりました。十数か所を慰問させてもらったのですが、その中で、特にフィリピンの中でも大きな戦いであったスリガオ海峡海戦というものがあまして、そこでは、日本も相手の国もそうですが、多くの方が亡くなりました。その戦いが終わった時間が朝の4時何分とかなのですが、5時から追悼式を行ったのです。

地元からは、ボーイスカウト、ガールスカウトの方、小さいお子さんからお年寄りの方まで、朝5時に七百数十名が集まってくださったのです。日本からは大使館の方も行かれましたが、アメリカ、フィリピン、オーストラリアの大使の方々も来られて、一堂に会しての追悼式が行われました。

そのときはいろいろな事情があったのでしょうけれども、それぞれに、自分の国、そして、家族を思って命を落とした方々に対し、英雄であるという気持ちを持って戦没者への追悼、そして、平和への誓いというものをした、そのような場に立ったわけでありまして、80年たって、戦没者の慰霊というものがこれからどうあるべきなのかということについて深く考えたところがあります。そこで、こういった問題意識を持ちながら、以下、伺っていきたいと思います。

まず初めに、さきの戦争から80年たった今、北海道連合遺族会、また、市町村遺族会、やめたところも幾つかあるようですが、会員数がどのように推移してきたのか、それについてお答えく

ださい。

○木葉淳副委員長 地域福祉課長鹿野なほみさん。

○鹿野地域福祉課長 遺族会の会員数等についてでございますが、北海道連合遺族会の会員数は市町村遺族会の会員総数となっており、設立した昭和21年当時、約3万人の会員がいたと推測されておりますが、本年4月1日現在では約3600人まで減少しているところです。

また、過去には、道内全ての市町村にあった市町村遺族会は、北海道連合遺族会が各遺族会に行ったアンケート結果によりますと、令和5年7月1日現在、142市町村となっています。

○前田一男委員 3600人まで、10分の1近くまで減ってしまったという見方もあれば、80年たった今でも御遺族の方が3600人もおられるのだなという見方もできるのかなというふうにお話を聞いて思いました。

こういった会員数が減少していく中で、北海道連合遺族会や市町村遺族会の活動ができる範囲とか役割、そういったものも変わっていくのではないかな、変わってきているのかなと思うのですが、この辺りはどうでしょうか。

○鹿野地域福祉課長 遺族会の活動などについてであります。北海道連合遺族会は、定款に基づき、戦没者の慰霊に関する事業や遺族の福祉増進に関する事業などを行っており、その役割は、戦没者の慰霊や戦没者遺族の福祉増進などですが、会員の減少とともに負担金収入が減少し、遺族会の継承自体が最重要課題となっているものと承知しているところです。

また、市町村遺族会もおおむね同様の活動を行っていると思っておりますが、高齢化や会員数の減少などによって慰霊碑の管理が困難となり、市町村に移管するなどの動きがあるものと承知しているところでございます。

○前田一男委員 北海道連合遺族会、また、市町村遺族会なども事務局を設置しておるのでしょうか、そこでは、当然、人件費もかかってきます。会員数が減るということは会費も減るということですから、なかなか厳しくなっていると思うのですが、今後の運営についてどのような考え方をしているのか、何かあれば教えていただければと思います。

○鹿野地域福祉課長 遺族会の運営についてであります。北海道連合遺族会では、さきの大戦の犠牲を忘れず、戦争体験者である遺族の記憶を地域の戦争の歴史とともに伝える語り部活動に取り組むため、遺族会継承に向けて会員勧誘を継続し、青年部の育成強化に努めていると承知しております。

また、市町村においては、できる限り存続することや複数のまちでの遺族会の設置、後継者育成のための青年部設立など、組織強化のための事業を検討している遺族会がある一方、解散は自然な流れと捉え、高齢化の状況を踏まえた遺族の在り方を検討しているところもあると伺っているところでございます。

○前田一男委員 これまで帰還、奉還された御遺骨は約127万柱と聞いております。

さきの戦争で亡くなられた軍人、軍属の方は約210万人と言われておりますから、これからも遺骨収集事業というものは続いていくのだというふうに思いますが、遺族会の活動が縮小してい

【第1分科会 12月5日 第2号】

くことによって当事業への影響というものはないのでしょうか。

○鹿野地域福祉課長 戦没者の遺骨収集事業についてであります。戦没者の遺骨収集の推進に係る法律に基づき国が実施しているこの事業は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を実施法人と指定し、各戦域における現地調査や遺骨の収集などを行っているところでございます。

○前田一男委員 私も、世代的には戦後教育の中にどっぷりとつかってきた世代であるのですが、そういった中で、戦前の日本人、また、戦後の日本人が分断されたような、教育界もそうですし、マスコミのいろいろな報道もそうですし、そういった中にあったなというふうには、60歳近くになって感じるころなのです。

ですから、その分、英霊の顕彰とか平和への誓いとか、そういったものを大切にしなければいけないというふうには思いますし、そのためにも戦没者への追悼というものは大切であるし、これから直接の遺族がいなくなっていくということにおいては、より大切になってくるのではないかなというふうには思うのです。

先ほど申し上げたスリガオ海峡での慰霊式においても、そこにいらっしゃる七百数十名の多くは直接の御遺族ではありませんけれども、その場に対面することによって、平和の尊さ、また、先人への感謝というものを確認するというところであります。

今後、道として英霊の顕彰や平和への誓いを継続していくことが重要と考えますが、道の考え方をお聞かせください。

○木葉淳副委員長 保健福祉部次長山谷智彦さん。

○山谷保健福祉部次長 戦没者の追悼についてでございますが、さきの大戦を体験された方が少なくなり、戦没者御遺族の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことは大変重要であります。

このため、道では、戦争で亡くなられた方々に敬意と感謝の念をささげ、平和への誓いを新たにするため、毎年、北海道戦没者追悼式を開催し、戦争犠牲者を忘れず、平和で希望あふれる北海道を目指す式典としているところでございます。

道といたしましては、今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを心に刻み、次の世代に引き継いでいく努力を続けていくことが今を生きる私たちの使命であると考えております。

○前田一男委員 今おっしゃっていただいたようなお気持ちを持ちながら施策を進めていただければというふうに思います。

これでおしまいとします。

○木葉淳副委員長 前田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で委員の通告の質疑並びに質問は終わりました。

これより委員外議員の発言を許します。

山崎真由美さん。

○山崎真由美議員 それでは、通告に従いまして、向陽学院について質問をさせていただきます。

私は、先日、北海道立向陽学院を視察してまいりました。

向陽学院は、様々な事情を抱えた女子児童が安心して生活を整え、自分の力を取り戻していくための大切な自立支援施設であり、女子のみの施設は全国でも3か所しかないという貴重な施設であります。

これまで、多くの子どもたちが、家庭環境や生活習慣、学校との関係などで難しい状況に置かれる中、この学院において、寄り添った支援や丁寧なケアを受けて、再び社会へ踏み出す力を身につけてきたと承知しております。

近年、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、以前のような、昭和時代の不良少女みたいな形の時代もありましたが、近年は、虐待ですとか、不登校、生活の乱れ、家庭の困難など、従来の学校や家庭だけでは解決が難しい問題が増えてきていると承知しております。

その中で、向陽学院のように、生活と学習の両面で子どもに寄り添い、自立の基礎を築いていく施設の存在はこれまで以上に重要性を増しているとの考えから、以下、質問してまいります。

まず初めに、これまでの取組について伺います。

令和4年度から令和6年度の3年間で何人が入所したのかを含め、向陽学院のこれまでの成果について、道としてどのように受け止め、評価しているのか、お伺いいたします。

○木葉淳副委員長 虐待防止対策担当課長柿本英敏さん。

○柿本虐待防止対策担当課長 向陽学院の実績についてでございますが、向陽学院は、児童福祉法に定める児童自立支援施設として、不良行為をした、または、そのおそれがある児童や家庭環境などから生活指導を要する児童を入所させ、必要な指導を行って自立を支援するために設置をした児童福祉施設でございます。過去3年間で新たに入所した児童は、令和4年度が8人、5年度が9人、6年度が9人となっております。

本施設では、個々の児童の能力や家庭の状況などを勘案して自立支援計画を策定し、主体性を尊重しながら、児童の心身の健やかな成長と自立を促すための支援を行っておりまして、退所した児童が家庭復帰し、高校等へ進学するなど、児童の自立に加え、保護者、家族との信頼関係の再構築といった重要な役割を担っているものと認識しております。

○山崎真由美議員 次に、支援体制についてお伺いいたします。

向陽学院は大きな役割を担っており、支援の充実や環境整備が非常に重要になると考えております。

施設では、寮生活を通じて、基本的な生活習慣を習得するための生活支援、分校を設置して基礎学力の向上を図る学習支援、農作業等を通じて働くことの意義や喜びを育成する作業支援を行っており、それぞれ寮勤務の職員や学校の教員などが配置され、子どもたちの支援を実施しているものと承知しております。

その中で、生活支援として、家庭に当たる寮において、今までは夫婦制で運営していたところ、令和5年4月からは職員の交代制での運営を導入しているとお伺いいたしました。これにより、経験年数の少ない職員も寮の対応をしていると聞いております。

現在のこの体制における課題やそれに対する職員の育成について、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

**○柿本虐待防止対策担当課長** 寮舎の運営についてでございますが、近年、寮を運営する夫婦職員の確保が難しい状況にあるとともに、虐待経験や発達障がいなどを有する入所児童が増加してきており、個別対応に苦慮する場面が多くなったことなどを踏まえ、令和5年4月より、従来の夫婦による運営から交代制による運営に移行してきたところでございます。

交代制につきましては、担当する職員が日々入れ替わりますことから、共通の認識を持って子どもに関わることに一定の難しさがありますほか、職員の力量や経験によって対応が異なり、子どもの不満が生じる要因となることなどの課題もありますことから、本施設においては、職員同士がチームとして連携し、処遇会議などにより、情報共有を図っておりますほか、新任職員への研修や専門的な知識の習得や資質向上を図る職員研修を実施しているところでございます。

**○山崎真由美議員** 今、御答弁いただきましたが、交代制になってから従事する職員が増えている、それによって、最近採用された職員がこの現場に多くいらっしゃるということでした。

この間、私が視察をしたとき、ちょうどその日に新しい入所のお子さんが入ってきたばかりでしたが、新しい子が入ってくると、環境が変わるということで、やっぱり、子どもたちの心理的な面での動揺というか、そういうような動きが見受けられるというふうにお伺いいたしました。

今までは夫婦制で、家庭のように、家に帰ると、お父さん、お母さんのような役割で、例えば、今日はこうだったよ、ああだったよというような話が継続してできたと思うのですが、やはり、その都度、寮に帰ったときに対応する職員が替わったとしても、子どもたちが安心していろいろ話ができたりする環境づくりが必要だなと私は感じています。

ただ、夫婦でこの役職に就くというのなかなか厳しい状況がありますので、それに対応できるような職員体制ですね。現在、入ってすぐの若い子たちがそういった寮母的な役割を担うというのは厳しい部分も実際にはあるのじゃないかなと。これは私の勝手な推測ですけども。

年数を重ねていって皆さんが対応に慣れていけば、よりいい環境にはできるのかなと思うのですが、そういった体制づくりを早急に構築して、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりをまず進めていただきたいと思います。

次に、施設における環境整備についてです。

現在の学院は、築36年が経過し、設備等の改修工事が必要と考えられますが、現在の課題と整備は計画的に進んでいるのか、お伺いいたします。

**○柿本虐待防止対策担当課長** 施設や設備の整備状況などについてでございますが、本施設は、平成元年に北広島市の現在の所在地に移転改築したところでございますが、建物の雨漏りや外壁のひび割れ、給湯設備などの劣化が進んだことから、令和7年度から8年度にかけて、計画的に庁舎や体育館、寮舎の改修工事などを実施しているところでございます。

**○山崎真由美議員** 視察した際にも外壁の工事をされていました。

子どもたちが学んだり、過ごす空間は、クーラーですとか、そういったものはきちんと整備さ

れておりましたが、これだけ急激に職員数が増えているということで、執務室、特に、事務の方が事務作業をしている事務室が物すごく狭くて、そこにぎゅうぎゅうになって職員の方がお仕事されているのを拝見して、この環境で大丈夫なのかなとちょっと私も思ったぐらいの狭さの事務室でした。

また、女性の職員が多いということですが、女子トイレも少ないので、現場の声ですとか、執行部の方たちもしっかりとそういった環境を確認して、早急に整備できるものがあれば、そういったものも含めて整備を進めていただきたいと思います。

次に、アフターケアです。

学院での支援が終了して、退所後のアフターケアも大きな課題になると思います。

施設を出た後、子どもたちは学校や地域社会の中で新たな環境で再び生活を続けていくこととなりますが、その過程で不安やつまづきを抱えるケースも少なくありません。必要に応じて継続的な支援につなげられる体制、関係機関との連携の強化が重要であると考えます。

退所後の生活について、どのような課題があり、道はどのような取組を進めているのか、お伺いいたします。

**○柿本虐待防止対策担当課長** 退所後の支援についてでございますが、進学や家庭復帰することによって生活環境が大きく変化することで、児童が精神的に不安定になり、問題行動を起こしたり、家族関係が不調になる場合もありますことから、退所後も、当分の間、児童と家族を支援していくことが必要でございます。

このため、学院では、退所後1年未満の児童や、保護者などから援助の要請のあった児童に対し、アフターケアの担当職員が家庭訪問や来所時の面会の場で必要な助言を行いますほか、電話連絡により生活状況を確認するとともに、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会に参画して、市町村や学校などの関係機関と連携しながら、自立に向けた支援が途切れないよう取り組んでいるところでございます。

**○山崎真由美議員** 最近、虐待があつてこの施設に来るといふことでもありますので、退所後、子どもの家に帰ったときの不安感ですとか、その後の様子というのにも注意深く見ていかないとはいけません。

今おっしゃられた協議会などで皆さんが連携しながら取り組んでいるということですので、この取組はしっかりと行っていただきたいと思います。

最後に、今後、子どもたちの安心と成長を支える場として機能し続けるために、職員の働きやすさにも十分な配慮が必要だと思います。人数の限られた中で24時間体制の支援を続けるということは心身ともに大きな負担となります。

個々の職員に対する相談支援体制など、道として今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○木葉淳副委員長** 子育て支援担当局長桑原知己さん。

**○桑原子育て支援担当局長** 職員支援に向けた今後の取組についてでございますが、様々な課題

【第1分科会 12月5日 第2号】

を抱える児童の自立支援に取り組む向陽学院にあって、職員のワーク・ライフ・バランスが確保されることが児童の最善の利益を実現するために大変重要であります。

昨年度に実施した学院に関する第三者評価では、職員の勤務状況を把握、検討、改善する仕組みを構築していることや、管理職員と部下職員が定期的に対話する「1 on 1 ミーティング」を実施し、風通しのよい職場づくりに向けた組織マネジメントを実践していることについて高い評価を受けたところでございます。

道といたしましては、今後とも、職員間のコミュニケーションを密にし、困難事例への対応力を高めるための技術的助言をはじめ、職員の悩みや不安を解消できる体制の充実を図るなど、組織として支え合う環境づくりを進め、職員が安心して子どもたちに向き合うことで入所児童が安定した生活を送ることができるよう努めてまいります。

○山崎真由美議員 ありがとうございます。

子どもたちは、環境によって、心の面でも体的にも一番成長する時期にあり、その生活において、朝、しっかりと起きて、朝食を取って、学校に行って学ぶ、そういう基本的なことを構築する大事な時期だと思います。そういったものを見守る環境というのを、職員が交代で替わったとしても、この子は今日はこうだったよというような引継ぎも含めて、しっかりと支える環境づくりに努めていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

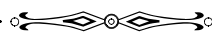
ありがとうございました。

○木葉淳副委員長 山崎議員の質疑並びに質問は終了いたしました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩



午後3時50分開議

○木葉淳副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔梅尾主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐々木大介議員の委員辞任を許可し、林祐作議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

## 1. 環境生活部所管審査

○木葉淳副委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

前田一男さん。

○前田一男委員 まず初めに、野生鳥獣対策について伺います。

初めに、エゾシカについてです。

エゾシカの個体数の増加に伴う被害の拡大を受けて、道が令和6年1月から3年間取り組んでいる緊急対策期間が残すところあと1年となりました。被害の現状や対策の実施状況、さらには、今後のエゾシカ対策について、どのように取り組んでいくのかについて、以下、伺います。

近年のエゾシカによる農林業被害の状況について、地域別の傾向も含めて伺います。

○木葉淳副委員長 エゾシカ担当課長嶋本祐幸さん。

○嶋本エゾシカ担当課長 農林業被害の状況についてであります。農林業被害額については、データのある直近3年間では、令和3年度が45億円、4年度が48億円、5年度が51億円となっております。

地域別では、オホーツク、十勝、釧路、根室管内を含む東部地域は、3年度が26億8000万円、4年度が28億3000万円、5年度が31億4000万円、石狩、胆振、日高管内を含む中部地域は、3年度が8億2000万円、4年度が8億5000万円、5年度が8億7000万円で、空知、上川、留萌、宗谷管内を含む北部地域は、3年度が7億7000万円、4年度が9億6000万円、5年度が9億5000万円、後志、渡島、檜山管内を含む南部地域は、3年度が2億1000万円、4年度が2億1000万円、5年度が1億9000万円となっております。

○前田一男委員 次に、近年のエゾシカとの交通事故、列車運行への支障の状況などについて、これもまた地域別の傾向も含めて伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 交通事故などの状況についてであります。交通事故発生件数については、直近3年間では、令和4年が4480件、5年が5287件、6年が5460件となっており、地域別では、東部は、4年が1553件、5年が1955件、6年が2055件、北部は、4年が1162件、5年が1293件、6年が1345件、中部は、4年が1441件、5年が1639件、6年が1688件、南部は、4年324件、5年が400件、6年が372件となっております。

また、列車運行の支障件数については、令和4年度が4273件、5年度が4450件、6年度が3910件で、地域別では、東部は、4年度が1530件、5年度が1524件、6年度が1323件、北部は、4年度が1330件、5年度が1482件、6年度が1213件、中部は、4年度が988件、5年度が993件、6年度が885件、南部は、4年度が425件、5年度が451件、6年度が489件となっております。

○前田一男委員 次に、エゾシカの捕獲に当たっては、繁殖を抑制するため、雌を重点としていることではあります。近年のエゾシカの捕獲数の推移について、雄と雌それぞれ伺いたいと思います。

○嶋本エゾシカ担当課長 捕獲数についてであります。捕獲数は、平成24年度に14万4000頭とピークになった後、13万頭前後で推移していましたが、平成30年度に発生した国有林内での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度には10万7000頭まで減少しました。

その後、入林規制の解除などにより捕獲数は増加し、令和4年度には、雄6万5000頭、雌8万頭、計14万5000頭、5年度は、雄7万頭、雌8万7000頭、計15万7000頭、6年度は、雄7万1000

【第1分科会 12月5日 第2号】

頭、雌8万7000頭、計15万8000頭と、捕獲数の合計は、3年連続で過去最多を更新しております。

なお、雌の割合は、いずれの年もおおむね55%程度で推移しております。

○前田一男委員 道では、毎年度の捕獲目標数を設定していますが、その達成状況と未達成の場合の要因についてどのように分析しているのか、伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 捕獲目標の達成状況についてであります。道では、適正な個体数管理や地域ごとの捕獲を推進するため、エゾシカ捕獲推進プランを策定し、毎年度の捕獲目標数を定めており、令和6年度については、捕獲目標の18万5000頭に対しまして、実績は、過去最多とはなったものの、15万8000頭にとどまっております。

捕獲の内訳としては、狩猟については、3万2000頭と、目標の3万頭を2000頭上回ったものの、許可捕獲については、12万6000頭と、目標の15万5000頭を2万9000頭下回っており、市町村や道が活用している国の鳥獣被害防止総合対策交付金の道内への配分額が、地域からの要望額の8割程度となり、目標に向けた十分な活動に至らなかったことや、高齢化などにより、捕獲従事者が十分に確保できなかったことなどが要因と考えております。

○前田一男委員 道は、11月26日に道庁を訪れた農林水産省の副大臣と鳥獣被害対策の強化について意見交換を行ったと承知しています。

この意見交換の中で、国からどのような提案を受けたのか、伺います。

○木葉淳副委員長 野生動物対策担当局長三ツ木寛史さん。

○三ツ木野生動物対策担当局長 国からの提案についてであります。道では、先月26日に来庁された農林水産省の方々と鳥獣被害対策の強化等について意見交換を行ったところであります。

国からは、全国の野生鳥獣による農業被害額の約4割を占める北海道において、エゾシカなど、野生鳥獣による被害が著しい市町村を対象に、鳥獣被害防止総合対策交付金の優先的な予算配分に加えて、国及び道、市町村、関係団体などが一体となって、専門家の派遣など、重点的な支援を実施する北海道鳥獣被害対策タスクフォースの設立について提案があったところであります。

○前田一男委員 令和6年1月からの3年間とする緊急対策期間について、残り1年となりましたが、目標には届いていない状況を踏まえ、手法や範囲など、これまで以上の取組の強化が必要と考えます。

今後、道ではエゾシカ対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○木葉淳副委員長 環境生活部長谷内浩史さん。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。近年、推定生息数や農林業被害の増加が続く、交通事故が多発していることを踏まえ、道では、令和6年1月から8年12月までの3年間を緊急対策期間に設定し、捕獲や被害防止対策を強化しているところであり、国の交付金を最大限活用いたしました市町村による一層の捕獲促進を図るとともに、道自らも捕獲困難地や越冬期集中捕獲などの捕獲事業を実施し、それらの事業で得られる技術や知見を道内各地へ展開して

いくなど、捕獲の上積みに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組を今後さらに進めるとともに、捕獲事業に必要な予算の確保を国に強く働きかけるほか、国から提案のございました北海道鳥獣被害対策タスクフォースの設立に向けまして、庁内関係部局や市町村、関係団体などと協議を進めるなど、捕獲目標の達成に向けまして、関係機関と緊密に連携を図りながら、エゾシカ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○前田一男委員 次に、ヒグマ対策について伺います。

道は昨年改定したヒグマ管理計画の中で捕獲の目標数を掲げていますが、今年度は、各地の出没が相次ぎ、捕獲数も前年以上となる見込みとなっています。

捕獲数の前提となる生息数の推計について、より精度を高めることが必要と考えますが、道の今後の対応について伺います。

○木葉淳副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩さん。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマの生息数についてであります。道では、道総研の協力により、全道域の調査として、捕獲された全ての個体から得られる年齢や性別などの情報の把握、分析を行っておりますほか、森林管理署や大学演習林などに協力をいただき実施しております広域痕跡調査により、生息状況を把握するとともに、生息状況が異なる地域で、順次、生息密度を推定するヘアトラップ調査を実施しており、これらの調査と各地域の捕獲数の情報を組み合わせて、有識者の御意見も伺い、必要な改善も行いながら、地域個体群ごとに生息数を推定しているところでございます。

また、今般、国のクマ被害対策パッケージでは、中期的な取組として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定が示されており、こうした国の動向も注視しながら、適切な個体数管理のため、さらなる生息数推定の精度向上に取り組んでまいります。

○前田一男委員 市街地等へ出没を繰り返す問題個体を特定し、迅速に駆除につなげるが必要となっており、ドローンやAIなどを活用した個体把握や駆除に取り組むべきと考えますが、道の対応について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ドローンなどの活用についてであります。道では、本年度、人の生活圏へのヒグマ出没に対するドローンの活用手法の在り方を検討するため、農地周辺におけるヒグマの出没に際し、ドローンによる情報収集を行い、出没個体の特定や出没経路、被害状況などを把握する手法や、農業被害を引き起した問題個体を捕獲従事者の安全を確保しながら速やかに捕獲するための手法を検討する実証事業を実施しているところでございます。

また、国の対策パッケージでは、ICTやドローンなどを活用した出没情報の収集、提供、熊被害対策や効果的な捕獲方法等の技術開発の支援などが掲げられており、道といたしましては、こうした国の支援策も活用しながら、ICTやAIなどを用いた捕獲手法の検討を進めてまいります。

○前田一男委員 渡島管内の福島町では、7月に新聞配達員がヒグマに襲われて亡くなった事故

【第1分科会 12月5日 第2号】

の検証結果をまとめたとの報道がありましたが、その概要と今後のヒグマ対策にどのように生かしていくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 福島町での人身事故についてであります。本年7月に福島町で発生した人身事故について、渡島総合振興局と福島町が、地域の安全、安心の向上につなげていくため、対応経過を振り返り、住民等への情報提供・注意喚起、捕獲対策、町と振興局との連携などに関する検証結果を取りまとめ、12月2日に振興局と管内の市町で構成する渡島ヒグマ対策情報共有会議で報告しております。

本検証では、今後の対応として、福島町においては、出沒対応マニュアルの整備や関係団体との連携強化、安全確保体制の構築、渡島総合振興局においては、住民の安全意識の向上や、資機材貸与や人員派遣など、効果的な支援体制に取り組んでいくことなどがまとめられたところでございます。

道といたしましては、検証結果を各振興局にも情報共有するとともに、現在、見直しを進めているヒグマ注意報等の運用にも反映してまいります。

○前田一男委員 国では、先月、新たにクマ被害対策パッケージを取りまとめたところですが、道でも、今定例会に国のパッケージを踏まえた補正予算を提案しています。

補正予算の具体的な内容について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算についてであります。このたびの補正予算については、熊類の出沒や人身被害の急増に伴い、他県で自衛隊や警察官の派遣が行われていたことを踏まえ、今後、道内で同様の派遣が行われる場合を想定し、自衛隊の派遣に要する旅費や燃料費などの地元負担や、資機材の準備のほか、警察官へのヒグマの生態などの事前研修など、緊急時に必要となる体制を整備するものでございます。

また、令和5年より実施している春期管理捕獲について、市町村職員などを対象に、さらなる実施市町村数や参加者の拡大を図るための研修会などを開催するものでございます。

○前田一男委員 補正予算では、自衛隊や警察の出動を伴うヒグマの駆除活動を想定した経費が計上されているとのことですが、予算計上だけではなくて、自衛隊や警察とのさらなる連携強化が必要と考えます。

今後、どのように対応していくのか、道の見解を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 警察や自衛隊との連携についてであります。道では、これまで、ヒグマ対策推進会議を2回開催し、道警察や北部方面総監部などとも国の対策パッケージの情報共有を行うとともに、今後の取組を確認したほか、今定例会には、自衛隊の出動を想定した体制整備や警察官へのヒグマの生態などの事前研修等の補正予算を提案させていただいたところでございます。

また、道警察や自衛隊のOBの方々への狩猟免許取得に向けた説明会の速やかな開催についても検討を進めており、道といたしましては、引き続き、ヒグマ対策推進会議の場などを通じて、警察や自衛隊との情報共有や連携強化を図ってまいります。

○前田一男委員 さきの第3回定例会予算特別委員会において、道からは、総合的な射撃場の整備について、射撃場の運営、利用状況に係る実態調査やハンターの確保育成に係る市町村や猟友会等との意見交換を行う旨の答弁がありました。進捗状況について伺います。

○木葉淳副委員長 野生動物対策課長小島圭介さん。

○小島野生動物対策課長 捕獲従事者の確保育成についてでございますが、道では、担い手の確保や育成環境の充実に向けた検討のため、道内21か所の射撃場を対象に、営業形態や利用者数のほか、運営上の課題など、施設の管理運営等に係る実態調査を行うとともに、利用者が多い釧路市と浦臼町のライフル射撃場につきまして現地調査を実施しており、現在、取りまとめを行っているところでございます。

これまでのところ、道内では、15以上の射座や射距離300メートルの射場、20人以上を収容できる研修室を有するなど、十分な機能を備えた施設が存在する一方で、設置から40年以上となる施設が多く、老朽化や利用者減少等の課題や設備投資への支援などの要望があったところでございます。

また、現在、市町村や猟友会など、関係者の方々と意見交換を行っておりまして、この中で、銃弾や火薬の価格高騰による負担の増加やヒグマの捕獲技術の伝承などが課題として挙げられたほか、捕獲従事者の捕獲経費への支援や法的な身分の保障、射撃・捕獲技術の研修が必要といった意見も出されており、今後も、順次、各振興局で実施し、地域の課題やニーズの把握に努めてまいります。

○前田一男委員 ハンターの報酬についてでございますが、各市町村において、猟友会など捕獲従事者の方々との協議を経て決められていると承知しておりますが、地域間において報酬などで格差が生じていると聞いています。

国のパッケージでも、捕獲単価の増額等、捕獲に必要な経費を支援することや、低水準の自治体が増額するなどにより、可能な範囲で平準化するよう要請するとされてはいますが、ハンターの報酬等について、道の考え方を伺います。

○小島野生動物対策課長 捕獲従事者の報酬などについてでございますが、ヒグマ出没時の捕獲対応に係る報酬などについては、市町村において、関係者間での協議などにより、捕獲報酬のほか、出勤経費や捕獲個体の処理費を上乗せするなど、それぞれの地域の実情に応じて設定されているものと承知しております。

こうした中、先月、国が新たに取まとめたクマ被害対策パッケージには、捕獲単価の増額への支援や低水準の自治体の増額等による可能な限りの平準化など、捕獲従事者の処遇改善につながる事項も盛り込まれており、道としては、国が示す具体的な支援制度等を踏まえながら、捕獲従事者が活動しやすい環境づくりに向け、必要な検討を進めてまいります。

○前田一男委員 さきの決算特別委員会において、道からは、春期管理捕獲に関するアンケート調査の結果を踏まえて、春期管理捕獲の趣旨について、より一層の周知を図りながら参加者の拡大につなげていくことが必要と答弁がありました。

【第1分科会 12月5日 第2号】

国の新たなパッケージにおいても、春期の熊捕獲の推進が掲げられており、積極的な対応が求められていると考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 春期管理捕獲についてであります。令和5年から実施しております春期管理捕獲につきましては、本年は47の市町村に御参加いただいた中、道では、参加市町村のさらなる拡大に向けまして、本年10月に各市町村に春期管理捕獲に関するアンケート調査を行っておりまして、これまで参加できなかった理由といたしましては、従事者が確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことが挙げられたところでございます。

このため、道では、先月、ヒグマ対策推進会議におきまして、取組の趣旨や実施に当たっての支援制度を共有するとともに、改めて各市町村に周知を図っているほか、今定例会には、春期管理捕獲の人材確保のための研修等の補正予算を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、引き続き、制度の趣旨や支援制度について、市町村や捕獲従事者の方々により一層の周知を図っていくとともに、多くの市町村の参加と捕獲頭数の増加につながる効果的な制度となるよう、必要な対策の検討を加速してまいります。

○前田一男委員 新たなパッケージの策定を踏まえて、今後、国では、補正予算や来年度当初予算で必要な財源を確保していくとされています。

人とヒグマのあつれきが高まっている本道においては、早急に実効性ある対策が求められますが、道として今後どのようにヒグマ対策に取り組んでいくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。国の新たなクマ被害対策パッケージでは、道や市長会、町村会が要望しておりました、警察、自衛隊との連携強化やガバメントハンターの確保育成に向けた取組のほか、人の生活圏への出没防止対策の強化等が盛り込まれており、こうした取組を着実に推進していくことが重要でございます。

道では、先月17日にヒグマ対策推進会議を開催いたしまして、パッケージの情報共有を行い、今後の取組を確認するとともに、今定例会には、自衛隊の出動を想定した体制整備や警察官へのヒグマの生態などの事前研修、さらには、春期管理捕獲の人材確保に向けた必要な補正予算を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、今後、国の支援策も活用しながら、春期管理捕獲やゾーニング管理を改めて市町村に働きかけるほか、捕獲従事者の人材確保や育成に取り組んでいくなど、関係機関と連携いたしまして、道民の皆様の安全、安心の確保につながる実効性の高いヒグマ対策を迅速かつ着実に進めてまいります。

○前田一男委員 ヒグマ対策については喫緊の重要な課題でありまして、改めて知事にお伺いしたいと考えますので、委員長、取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、縄文世界遺産に係る拠点形成について伺います。

道も、登録までは、地域活性化のためにも、一年も早く一日も早く急いでほしい、そういうふうな姿勢でおられました。登録されてからの動きというものは遅々としているなというふうには感じられるのです。

もう今年で登録から4年がたちました。4年というと、ほかの世界遺産の地域では、基本構想から様々な計画が動いていって、そして、拠点施設が出来上がって開設するような時期です。

4年たって、ようやく、道では、令和7年度に拠点形成に向けた関連計画等の策定事業として1955万8000円の予算が計上されておりますが、これはどのような内容なのか、まず伺います。

○木葉淳副委員長 縄文世界遺産推進室長木内武雄さん。

○木内縄文世界遺産推進室長 拠点形成に係る今年度の予算事業についてであります。昨年12月に取りまとめた「北海道における縄文世界遺産の拠点形成方針」においては、拠点機能を発揮するための関連事業の全体計画の策定や道南エリアにおける新たな拠点形成に向けた検討を進めることとしており、関係者との意見交換や有識者からの意見聴取に際し必要となる費用として236万2000円を、拠点形成において必要となる調査費として1719万6000円を計上しているところでございます。

○前田一男委員 手元にある令和7年度の縄文世界遺産関連予算の概要という横長の紙ですが、これを見ますと、1955万8000円は全体事業計画を策定するということと道南エリアの拠点形成基本計画を策定するというふうに書かれていますが、では、全額が道南エリアの拠点形成基本計画を策定するものであるということなのですね。もし違うなら言っていただければいいです。

そして、令和7年度も、もう12月です。これまで、基本計画を外注したとか、入札が始まったとか、そういった話は聞いておりません。

年度内に成果物を出すということが本当にできるのかなというふうに私は心配するところなのでありますけれども、道南拠点施設の進捗状況について伺いたいと思います。

○木内縄文世界遺産推進室長 まず、予算の額についてですが、関連事業の全体計画のものの費用も含まれてございます。

次に、道南拠点に係る検討状況についてでございますが、道では、縄文世界遺産の保全と活用を推進していくため、教育や普及、情報発信等の機能を持った拠点形成を進めており、道南エリアの拠点については、遺産と地域資源を組み合わせた情報発信や多様な観光形態に対応する受入れ体制づくり、周辺の地域資源をフィールドとした人材育成などに地域と一体となって取り組むこととしております。

このため、道では、地元・函館市はもとより、地域で活動されている団体の方々と、地域での取組状況や遺産の魅力を高める地域資源の活用などについて意見交換を行ってきているところであり、引き続き、地域の方々の意見も伺うなどしながら、道南エリアの拠点形成に向け、必要な調査も含め、検討を進めてまいります。

○前田一男委員 検討を進めていくということでもありますけれども、もう基本計画も上げていくということですから、動き出さないといけないというふうに思います。

全体計画の中では、この計画の期間、令和8年度から令和12年度までの5年間でありますけれども、この中には、道南エリアにおける新たな拠点の設置というふうにあります。

後ろのほうを決めているのかどうか、ちょっと定かではありませんけれども、そうだとすれ

ば、基本計画の後、基本設計とか実施設計とか、そういうふうに徐々に具体的な形に動いていくわけでありませけれども、開設されるまでの時間軸をどう考えているのか、お聞かせください。

**○木内縄文世界遺産推進室長** 道南の拠点施設についてであります。南茅部地域への設置を予定している道南エリアの拠点施設については、情報発信や受入れ体制づくり、人材育成などに地域と一体となって取り組むことができるよう、現在、地元・函館市はもとより、地域で活動されている団体の方々と、地域での取組状況や遺産の魅力を高める地域資源の活用などについて意見交換を行ってきており、引き続き、地域の方々の御意見も丁寧に伺いながら、具体的な開設時期なども含め、検討を進めてまいります。

**○前田一男委員** 地元の御意見を丁寧に伺っていくということは大切なことだというふうに思います。しかし、仮に計画期間内の令和12年度に開設できたとしても、登録からもう10年です。その頃に頑張っていた方もだんだん年を重ねていきます。中には、もう亡くなってしまった方もおられるし、もう前線では活動できないよというふうに言っておられる方もいます。あまり待たせるべきではないというふうに思うのですよ。

次に、拠点施設の規模について伺います。

一般的には、基本計画の後、基本設計、実施設計があつて、その中で、規模イコール金額というところにもつながっていきましようから、具体的なものが金額ベースで出てくるというふうに思うのですけれども、それはどのようなタイミング、時期に、そして、どのような場で示されていくことになるのでしょうか。

**○木内縄文世界遺産推進室長** 拠点施設の規模についてであります。道南エリアの拠点施設については、現在、地元・函館市はもとより、地域の方々と意見交換などを行ってきているところであり、施設の規模等も含め、具体的な内容については、引き続き、現地に赴き、地域の方々の意見交換を重ねるなどしながら検討を進めてまいります。

**○前田一男委員** 先ほども申し上げましたが、地域の意見を聞くということは大切なことだというふうに思います。ただ、これは道の施設ですよね。道が自前で建てていくということですから、やはり、その規模感については、聞くというよりも、道として示していくという考え方も必要なのではないのでしょうか。

次に、拠点施設の名称について伺います。

ほかの世界遺産を見ると、世界遺産センターという名称だったり、ガイドンスセンターという名称だったり、インフォメーションセンターと言ったり、それぞれ呼び方、呼称は違います。これは、規模と名称に何らかの連関性があるのでしょうか。

**○木内縄文世界遺産推進室長** 施設の名称についてであります。世界遺産に係る拠点施設に関し、ユネスコの世界遺産条約などでは、名称に係る特段の規定はないものと承知しております。

一方で、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を守り、後世へ伝えることを目的として、北東北3県や14市町と設置している縄文遺跡群世界遺産本部においては、青森県が世界遺産登録に果たしてきた本部機能を基本に、資産の包括的な保存や管理はもとより、調査研究や情報発信などを担う

拠点の整備について検討が進められていることから、各道県が拠点施設を整備するに当たっては、その名称については、こうした拠点との区別ができるよう配慮することを申し合わせているところでございます。

○前田一男委員 平たく言えば、青森県がつくる拠点施設と区別がつくようにすることが必要であるということですね。それは、利用者からしてみたら、当然、必要なことだというふうに思います。よく分かりました。

4道県の司令塔としての世界遺産本部においては、各道県がつくる施設に対して、規模とか名称などについて、ほかにどんな制約があるのか、この本部はどんな権限を有しているのか、それについてお聞かせください。

○木内縄文世界遺産推進室長 縄文遺跡群世界遺産本部についてであります。当該世界遺産本部では、4道県や関係市町がそれぞれの地域において拠点施設を整備することに関し、名称については、包括的な保存管理や情報発信などを行う本部の拠点との区別ができるよう配慮する申合せがあるものの、施設の規模などについては特段の申合せはなく、各自治体の判断とされているところでございます。

○前田一男委員 私の理解では、本部の事務局を有する青森県が、イコモスとか文化庁とか、そういったところとの連絡窓口であるというふうに理解しています。

それで、青森県がつくる施設があつて、その下に北海道や岩手や秋田ですか、そういったものがあるのではなくて、青森も含めて、それぞれの県や道がそれぞれの考え方でもつてつくるといふことでありますから、それほど制約されるものはないと思うし、名前に同じものがついても、利用者が分からなくなるということはないと思います。ただ、申し上げておきたいのは、道が自ら何らかの制約をつくるということはないようにしていただきたいなと思っています。

ちなみに、ほかの3県は拠点施設の整備について今どんな考えを持っているのでしょうか。

○木内縄文世界遺産推進室長 北東北3県における拠点施設の整備についてであります。北東北3県とは、縄文遺跡群世界遺産本部の下に設置されている実務者による協議会などを通じ、毎年度、情報交換等を行っておりますが、本部において整備が検討されている包括的な保存管理や情報発信などを担う拠点を除き、各県における拠点施設の整備やそれに向けた検討については、現時点において承知してございません。

○前田一男委員 恐らく、今年度内に4道県の会合もあるのだろうというふうに思います。これから北海道がどう進めていくかということを考える上では、ほかの三つの県の方向性とか考え方とか、そういったことも重要だというふうに思いますので、ぜひ確認していただきたいなと思います。

一方、道では、全体計画において、道央エリアと道南エリア、それぞれに拠点づくりをしていくということですが、その考え方について確認しておきたいと思います。

○木内縄文世界遺産推進室長 拠点形成についてであります。昨年12月に策定した拠点形成方針では、構成資産が広域に分散しているという道内の縄文遺跡群の特性を踏まえ、全体を統括す

【第1分科会 12月5日 第2号】

る拠点機能を縄文世界遺産推進室を中心に強化するとともに、道内資産を中心とした周遊の促進や地域活動などを支援する機能の発揮、強化に向けて、道央エリアと道南エリアを設定し、道央エリアは、縄文世界遺産推進室を中心に拠点機能を強化し、道南エリアは、函館市南茅部地域を候補地として、新たな拠点を設置することとしたところでございます。

○前田一男委員 道央では、既存の道立施設や交通拠点を活用して、一方、道南では、国宝・中空土偶が発掘された南茅部を新たな拠点として設置していくということですね。

ですから、施設の名称ということでは、道南の施設の名称ということになるのでしょうか、これは、これからどんなプロセスを経て、どのように決まっていくのでしょうか。

○木内縄文世界遺産推進室長 道南の拠点施設の名称についてであります。道南エリアにおける拠点については、地元・函館市はもとより、地域で活動されている団体の方々と、地域での取組状況や遺産の魅力を高める地域資源の活用などについて意見交換を行ってきているところであり、施設の名称も含め、具体的な内容については、引き続き、地域の方々の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

○前田一男委員 これまで長年にわたって地域の方々と様々な協力をして進めてきた本事業であります。ぜひ、これからも地域の方々の意見をよく聞いて進めていっていただきたいと思いません。

地域との信頼関係を大切にしていって道庁の考え方といいますか、決意といいますか、そういったことを最後にお聞かせください。

○木葉淳副委員長 文化局長越田習司さん。

○越田文化局長 地域の意見についてでございますが、道南エリアにおける拠点形成に向けては、地域資源と組み合わせた情報発信や受入れ体制づくり、人材育成などに地域と一体となって取り組むこととしているところでございます。

このため、現在、地元の函館市はもとより、地域で活動されている団体の方々と意見交換を行ってきているところでありまして、引き続き、地域の方々の御意見も丁寧に伺うなどしながら、道南エリアにおける拠点形成に関する検討を進め、縄文世界遺産の保全と活用の好循環を図り、地域のにぎわいの創出につなげるよう取り組んでまいります。

○前田一男委員 縄文遺跡の展開については、私も、これからもずっと見ていきますので、心を込めて進めていただきたいと思いません。

ありがとうございました。

○木葉淳副委員長 前田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

清水敬弘さん。

○清水敬弘委員 それでは、私からも野生鳥獣対策について伺ってまいりたいと思いません。

前田委員と重複する部分も多々ありますが、会派横断的に喫緊の課題でありますので、順次伺ってまいります。

まず初めに、ヒグマ対策における補正予算について伺います。

今年度、北海道では、直近の11月末までに6名がヒグマに襲われ、そのうち、2名が亡くなるという凄惨で悲惨な事件が発生いたしました。

また、道警に寄せられましたヒグマの出没に関する通報件数も過去最高となっており、道民は不安な日々を送っていることは御案内のとおりであります。

全国におきましても、先月10月末現在で197名が熊に襲われ、道内2名を含む計12名が亡くなっており、史上空前の被害状況から、災害レベルの状況、もう戦争だとの声も聞かれるところがあります。

人とヒグマのあつれきのかつてないほどの高まりを終息させるため、対策の強化は喫緊の課題ではありますが、まず、今定例会に提出しましたヒグマ対策に関する補正予算の目的や事業内容について伺います。

○木葉淳副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩さん。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算についてであります。このたびの補正予算については、熊類の出没や人身被害の急増に伴い、他県で自衛隊や警察官の派遣が行われていたことを踏まえ、今後、道内で同様な派遣が行われる場合を想定し、自衛隊の派遣に要する旅費や燃料費などの地元負担や資機材の準備のほか、警察官へのヒグマの生態などの事前研修など、緊急時に必要となる体制を整備するものでございます。

また、令和5年より実施している春期管理捕獲について、市町村職員などを対象に、さらなる実施市町村数や参加者の拡大を図るための研修会などを開催するものでございます。

○清水敬弘委員 続けて伺ってまいりたいと思います。

推定生息数の調査の在り方についてであります。

本道のヒグマの推定生息数につきましては、おおむね1万2000頭程度と認識しております。その推定生息数を補正する手法がヘアトラップ法ですが、これまで、ヒグマ生息地に有刺鉄線などを設置して、ヒグマが通った後の体毛を採取し、DNAを抽出して個体識別を行うことで、捕獲や目視せずに生息個体数を調査してきたものと認識しておりますが、かねてより、生息域の広さのみならず、本道の森林の深さに起因する個体数測定の難しさに加えて、ヘアトラップの設置エリアによっては、ヒグマの体毛採取量に濃淡があり、コントラストがあり、設置点の採取量の偏りが結果に影響を与える可能性もあるとされてきました。

ヒグマのように警戒心が強く、人の気配でも逃げやすい野生動物に対しましては、ヘアトラップとDNA法は、非侵襲かつ精度の高い個体識別法として期待されてきました一方で、現状の爆発的な出没件数に触れ、推定した数よりもずっと多くの生息があるのではないかとの声も聞かれるところでもあります。

実効性ある個体数確保については、精度の高い個体数推定が求められると考えますが、その認識や考え方についても伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマの生息数についてであります。道では、道総研の協力により、

【第1分科会 12月5日 第2号】

全道域の調査として、捕獲された全ての個体から得られる年齢や性別などの情報の把握、分析を行っておりますほか、森林管理署や大学演習林などに協力をいただき実施している広域痕跡調査により、生息状況を把握するとともに、生息状況が異なる地域で、順次、生息密度を推定するヘアトラップ調査を実施しており、これらの調査と捕獲個体の情報を組み合わせて、有識者の御意見も伺い、必要な改善も行いながら、地域個体群ごとに生息数を推定しているところでございます。

また、今般、国のクマ被害対策パッケージでは、中期的な取組として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定が示されており、このような取組の動向も注視しながら、適切な個体数管理のため、さらなる生息数推定の精度向上に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 室長、御案内のとおり、現段階では最も正しい、いえ、中央値を測定するには最もふさわしいやり方であるという認識はあるのですが、市民感情としては、これほどまでに多くなってきたことに対して、ヘアトラップ法でよいのかというような課題、そして、懸念もあるということだけは受け止めていただければと思います。

続けて伺ってまいります。

国のクマ被害対策パッケージであります。10月30日の閣僚会議の開催を受け、本道がすぐさま市長会や町村会と3者において国への要望を行っていたことは一定の評価をさせていただきたいと思っております。

その後、政府は、クマ被害対策パッケージを取りまとめ公表しましたが、同パッケージの中身に対する認識、そして、それが3者の求める内容となっていたのか、所見と、そして、御部の評価を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 クマ被害対策パッケージについてであります。先月14日に国が示したクマ被害対策パッケージは、これまで、道や北海道市長会、北海道町村会が要望してきました、出沒を防止するための捕獲強化や人材の確保育成、緊急銃猟における捕獲者の不安の払拭、自衛隊や警察OBの狩猟免許取得の推進、春期管理捕獲の推進、個体数管理のための支援などの内容が反映されており、本道のヒグマ対策の推進に当たって必要な対策が盛り込まれたものと受け止めているところでございます。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

国の対策パッケージにおける、広域連携の助成という部分に関して伺いたいと思っております。

この国の対策パッケージでは、熊の行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進するとされておりますが、こうした広域連携にも助成が上乘せされますと、地元ハンターへのインセンティブにもつながるといふ声を伺いますが、道の認識を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 関係機関との連携についてであります。道では、各振興局ごとに市町村や猟友会などの関係機関を構成員とした地域協議会を定期的で開催しまして、ヒグマ対策に関する情報共有や意見交換を行いながら、関係機関が一体となった取組を進めているところでございます。

また、国の対策パッケージにおいては、熊の個体数管理の強化として、被害のある市町村単独の捕獲でなく、熊の行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進すると盛り込まれたところであり、今後、国から示される具体的な方策や支援策などを注視しながら、必要な取組を進めてまいります。

**○清水敬弘委員** 国から示される具体的な方策や支援策、あるいは、広域的な捕獲を推進するという言葉も盛り込まれたところではありますが、あくまでも広域的な捕獲というのはこれから実施されるというものでありますので、ぜひ、動向を注視し、そして、国の出方を待ちながら、道の有効な対策を講じていただければと思っております。

ガバメントハンターについても伺ってまいりたいと思います。

自治体の規模などによっては、ハンターを採用することが困難な場合があるのではないかと考えられ、本道におきましては、ハンターを直接採用することも検討すべきであると思っておりますが、認識とそのガバメントハンターにおける課題について所見を伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** ガバメントハンターについてであります。道内では、三笠市や森町などにおいて、地域おこし協力隊の方が鳥獣対策業務に当たっており、協力隊としての任期終了後に地元で継続して有害駆除に従事している事例のほか、占冠村では、野生鳥獣専門員として採用された職員がヒグマ対策を担うなど、いわゆるガバメントハンターとして活動されているものと承知しております。

こうした方々は、道内ではまだ少数ではあるものの、地域の捕獲体制の中核を担う存在になっているものと認識しており、こうした事例を広く紹介しながら、幅広い層の方々に狩猟の魅力を周知するなど、地域で野生鳥獣の捕獲を担う人材の育成確保に努めているところでございます。

また、先月示された国のクマ被害対策パッケージでは、自治体が雇用するガバメントハンターの人件費の支援制度を創設するとされており、道といたしましては、今後、国が示す具体的な支援制度等を注視していくこととしているところでございます。

**○清水敬弘委員** 室長、御案内のとおり、国の対策パッケージでもう一つ対象となりました、警察による駆除などについても伺ってまいります。

警察官によるヒグマの駆除が可能となったことは、ハンターの皆様や道民の皆様にとって歓迎すべき進展であると考えております。この先、警察官によるヒグマ駆除を速やかに進めるため、道は、道警や関係者との調整を進めているものと考えますが、検討の進捗状況並びに課題などについて伺います。

また、警察官のみならず、派遣を要請する可能性もある自衛隊員についても、ヒグマの習性や駆除する上での注意点などの知識がなければ、非常に危険であると考えますが、道の認識と対応について併せて伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** 警察や自衛隊との連携についてであります。道では、これまで、ヒグマ対策推進会議を2回開催し、道警察や北部方面総監部などとも国の対策パッケージの情報共有を行うとともに、今後の取組を確認したほか、今定例会には、自衛隊の出動を想定した体制整備

【第1分科会 12月5日 第2号】

や警察官へのヒグマの生態などの事前研修等の補正予算を提案させていただいたところでございます。

また、道警察や自衛隊OBの方々への狩猟免許取得に向けた説明会の速やかな開催についても検討を進めており、道といたしましては、引き続き、ヒグマ対策推進会議の場などを通じて、警察や自衛隊との情報共有や連携強化を図ってまいります。

**○清水敬弘委員** 第1分科会におられる委員の先生方はもとよりであります。私も北海道猟友会の皆様と交流する機会に恵まれております。猟友会のベテランハンターの皆様のお言葉を借りれば、ガバメントであろうと、警察官であろうと、しっかりとヒグマに対応できるようになるまでに3年から5年はかかるのではないかという見通しもあります。しっかりと取組をし、そして、進化させていただくよう、求めておきたいと思っております。

次に、熊用スプレーの正しい啓発普及などについても伺います。

徳島県阿南市の企業では、国産品の熊用スプレー、商品名は「熊一目散」というのでありますが、3年がかりで開発し、注文が殺到しているものと認識しております。

かねてより、熊用スプレーは、ネット通販サイトでは効果がなかったり、うまく操作ができない不良品が出回ることなどが課題となっております。

他方、米国の環境保護局——EPAにおきましては、熊用スプレーを法律に基づき登録する仕組みがあり、その審査に当たって、ラベルに記載された内容が機能として満たされているかどうかの確認などが行われているものと認識しております。

そのため、補正予算に新たに項目立てをいたしました熊用スプレーにつきましても、ヒグマを撃退できるという保証が必要であり、これに対し、熊用スプレーの需要が高まる中、国が品質を保証する仕組みを設けていくべきと考えますが、道の認識について伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** 熊用スプレーについてであります。道では、国の交付金などを活用しながら、市町村を通じて、捕獲従事者の方々や農林業現場における作業者等の安全確保のため、熊用スプレー購入を支援しておりますとともに、野山に入る際などの身を守る手段として、熊用スプレーの携行のほか、使用方法などの啓発に取り組んでいるところでございます。

こうした中、国では、熊対策の商品の効果などについて、消費者向けの情報発信など、どのような対応ができるかを検討していくこととされており、道といたしましては、国の動向を注視してまいります。

**○清水敬弘委員** 室長、ヒグマ対策室の方々には言うまでもありませんが、熊用スプレーは、ヒグマ対応において、カプサイシンの濃度でありますとか、噴射距離、噴射濃度、あるいは距離というものが様々あるというふうに認識しておりますので、国産品が出たことを契機に、国に対する認証制度、そして、保証を求めていくようなやり方があっていいのではないかというふうに強く求めておきたいと考えております。

今後の対応について伺います。

連日、ヒグマの出没が報じられ、道民の生活を脅かしているヒグマに関して、秋田県などの被

害の拡大などもあり、ようやく国も本腰を入れてきたように感じております。道庁ヒグマ対策室の不断の努力には心から敬意を表したいと思っております。

ハンターの身分保障など、まだまだ課題は山積しております。

クマ被害対策パッケージにつきましては、今後、国において、閣議決定された補正予算や次年度当初予算で必要な財源を確保した上でさらなる対策が進むものと認識しておりますが、一刻を争う事態であることは論をまちません。

引き続き、国や自治体、猟友会など、関係者と緊密に連携したヒグマ対策を確実に進めていくべきと考えますが、この設問の最後に環境生活部長の決意を伺います。

○木葉淳副委員長 環境生活部長谷内浩史さん。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。国の新たなクマ被害対策パッケージでは、道や市長会、町村会が要望しておりました、警察、自衛隊との連携強化やガバメントハンターの確保育成に向けた取組のほか、人の生活圏への出没防止対策の強化等が盛り込まれており、こうした取組を着実に推進していくことが重要でございます。

道では、これまで、ヒグマ対策推進会議を2回開催し、関係機関と国の対策パッケージの情報共有やそれぞれの今後の取組を確認したほか、今定例会には、春期管理捕獲の人材確保や、自衛隊や警察の出動を想定した体制整備のための補正予算を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、今後、国の支援策も活用しながら、緊急銃猟の実施に向けた準備や春期管理捕獲の実施について改めて市町村に働きかけていくほか、捕獲従事者の確保や育成に取り組んでいくなど、市町村や捕獲従事者など、関係者との一層の連携を図りながら、ヒグマ対策の充実強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 次に、エゾシカ対策についても伺ってまいります。

現状の認識について、まず伺いたいと思っております。

エゾシカ政策に関する様々な課題整理や政策立案を行うため、立憲道連では、国会議員と道議会議員で構成する立憲民主党北海道エゾシカ政策対策本部を本年6月に設置いたしました。対策本部では、北海道としての総合的な政策展開を目指し、調査や検討を行いながら、活動を本格化させております。

本道におきましては、エゾシカによる農作物被害が2023年度で約51億円に上り、野生動物による被害全体の8割以上を占め、こちらも極めて深刻な状況であります。

道は、エゾシカ管理計画を策定し、適正な個体数管理と捕獲個体の有効活用をエゾシカ対策の両輪として推進しておりますが、推定生息数や農業被害額は増加の一途をたどり、自動車や列車との事故は過去最多となるほど、人とのあつれきの深刻さが進んでおります。

また、有効活用に関しましては、徐々に進んできてはいるものの、本日の道新にも記載がありましたが、15万7000頭という過去最多の捕獲に対して、4万3000頭と、3割にも満たない状況にあります。

【第1分科会 12月5日 第2号】

そのため、エゾシカ管理計画でうたっております個体数管理と有効活用が進んでいないことに対する道の認識を伺うとともに、課題などをどう捉えているのか、併せて伺います。

○木葉淳副委員長 エゾシカ担当課長嶋本祐幸さん。

○嶋本エゾシカ担当課長 エゾシカの捕獲についてであります。道では、適正な個体数管理に取り組むため、エゾシカ捕獲推進プランにおいて毎年度の捕獲目標数を定めており、令和6年度の目標は18万5000頭としていたところです。

一方、6年度の捕獲実績は、狩猟については3万2000頭と、目標の3万頭を2000頭上回ったものの、許可捕獲については、目標の15万5000頭を2万9000頭下回る12万6000頭となったところです。

許可捕獲が目標に達しなかった要因としましては、市町村や道が捕獲に活用している国交付金について、要望額の8割程度の配分となったことや、高齢化などにより、捕獲従事者が十分に確保できなかったことなどが考えられます。

また、有効活用については、処理施設での食肉等の割合は増加傾向にあるものの、捕獲数の3割弱となっており、捕獲したエゾシカの処理施設への搬入数の増加のほか、家庭や飲食店での認知度の向上や利用拡大に向けた取組が必要と考えております。

○清水敬弘委員 緊急対策期間について伺います。

道内におけるエゾシカの生息数は、平成23年度の77万頭をピークに、一時は減少しましたが、現在は、今御案内のとおり、増加傾向にあります。

一時的な減少は平成22年から平成26年までの緊急対策期間における取組が効果的だったと推測されますが、道では、令和6年1月から再び3年間の緊急対策期間を設定し、エゾシカの捕獲などを重点的に推進しておりますが、生息数や捕獲数の推移を伺うとともに、その結果についての受け止めも併せて伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 生息数などについてであります。南部地域を除いた道内の推定生息数は、平成23年度に77万頭と過去最多となった以降、平成30年度には65万頭まで減少しましたが、令和元年度から増加に転じ、令和5年度は73万頭となっております。

また、捕獲数は、平成24年度に14万4000頭とピークとなった後、13万頭前後で推移していましたが、平成30年度に発生した国有林内での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度には10万7000頭まで減少しました。

その後、入林規制の解除などにより、捕獲数は増加し、令和4年度には14万5000頭、5年度は15万7000頭、6年度は15万8000頭と、3年連続で過去最多を更新しましたが、目標数18万5000頭を下回っており、目標達成に向けたより一層の取組が必要と考えております。

○清水敬弘委員 課長、ありがとうございました。

私は、適正な現状把握が必要だと思っているのです。伺ってまいりたいと思います。

エゾシカの捕獲数につきましては、現在の最新データが令和5年度となっております。令和7年11月時点で、令和6年度の捕獲数が集計されておられません。これで適切にフィードバック管

理ができているのかということがそもそもの疑問であります。

予算を適切に執行するためには、最新の捕獲数を把握して、事業効果の検証を行う必要があります。検証の結果を次年度の取組につなげていくことが極めて重要であると考えます。

そのため、事業効果を適切に検証するため、実態を速やかに把握できるよう、集計方法などの見直しが必要であると考えますが、道の認識を伺います。

**○嶋本エゾシカ担当課長** 捕獲数の集計についてであります。捕獲数については、狩猟者や捕獲許可を受けた市町村や農協などからの報告を基に集計しており、狩猟は、おおむね10月から3月末までの狩猟期間満了後に、また、許可捕獲は、多くの市町村が許可を受けている年度末までの期間の満了後に、いずれも30日以内に報告することとされております。

また、その報告内容は、雌雄別の捕獲数のほか、捕獲した月日や場所、使用した猟具の種類など多岐にわたっており、こうしたデータの収集や集計作業に一定の時間を要することから、捕獲数の確定時期は、例年、翌年の12月頃となっているところでございます。

一方で、毎年度、前年度上半期の速報値による捕獲数を基に、道総研の協力の下、個体数指数や雌の捕獲数を算出し、エゾシカ対策有識者会議で議論いただきながら、翌年度の捕獲目標数などの検討を行っているところでございます。

今後とも、狩猟者の方々や許可を受けた市町村等に対しまして、報告期限の遵守や報告漏れがないよう、指導の徹底をするほか、作業の効率化や改善を図るなど、早期の捕獲数確定に努めてまいります。

**○清水敬弘委員** 現状認識としては理解を示します。しかし、推定生息数については、ヒグマもエゾシカも、皆さんの非常に強い関心が寄せられていると思います。

ハンターの育成に関連して伺ってまいります。

エゾシカ対策、また、エゾシカの増加がヒグマの増加にもつながっているとの関係者の話もあります。ヒグマ対策を進めていくためにも、地域単位におけるハンターの育成確保は重要であります。ハンターは、近年、少しずつ増えてきているとは認識しておりますが、人手不足、高齢化の進行が解決してはいない状況にあります。そのため、現状をどう捉えているのか、認識を伺います。

また、ハンターの育成確保に向けて取組のさらなる強化が必要であると思います。この機運を逃すことなく、取組のさらなる強化が必要と考えますが、併せて認識を伺います。

**○木葉淳副委員長** 自然環境局長新井田順也さん。

**○新井田自然環境局長** 捕獲従事者の確保育成についてでございますが、道内の狩猟免許所持者数は、平成21年に約8700人と、過去最少となった以降は増加傾向にあり、直近の令和5年度末では1万3167人となり、比較的若い世代の割合も増加している一方で、60代以上が約40%となるなど、高齢化等により従事者の確保が難しくなっている市町村もあり、人材の確保育成に向け、狩猟免許取得を促進いたしますとともに、捕獲技術力の向上や技能の継承を図っていくことが重要と認識しております。

【第1分科会 12月5日 第2号】

このため、道では、免許取得に関心ある方に向けたセミナーの開催や、試験回数や定員の増加など、試験機会の拡大を行いますとともに、初心者を対象とした講習会や射撃研修のほか、ヒグマの春期管理捕獲の場を活用した実践研修などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした取組の継続に加えまして、各振興局で現在実施しております市町村や猟友会の方々との意見交換におきまして、地域の課題やニーズを把握いたしますほか、国のクマ被害対策パッケージを踏まえた実効性の高い取組を早急に検討するなど、捕獲従事者の確保育成に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 私は、生産現場の人間でしたので、どうしても駆除ありきで物事を見てしまうのですが、地域資源としての物事の考え方の観点も必要であると思います。

エゾシカの食肉としての活用について伺います。

エゾシカ肉は、鉄分が豊富で低カロリーであることから、ヘルシーな食材として取り扱われておりますが、現時点では、流通量の少なさ、価格の高さが課題となっております。

捕獲されました15万7000頭のうち、ジビエとしての流通量の現状を伺うとともに、流通量を増加させ、適正な価格にするなど、食肉としての活用を進めていくための道の取組状況、現状認識について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 エゾシカ肉の活用についてであります。農林水産省の野生鳥獣資源利用実態調査によりますと、道内の食肉処理施設が令和6年度に食肉として販売したエゾシカ肉は586トンとなっており、過去3年間と比較すると、令和3年度は537トン、4年度は466トン、5年度は631トンであり、増加傾向にあるものの、前年度から45トン減少しております。

道では、エゾシカ肉の流通拡大のため、国の交付金を活用し、食肉処理施設の整備などの支援や衛生管理アドバイザー派遣を通じた道認証施設の増加に取り組むとともに、狩猟者の方々には、認証施設への搬入経費の支援や食肉としての活用に適した捕獲方法などを周知し、施設への搬入数の増加を図っているところでございます。

また、道認証肉の認知度の向上や利用拡大に向けて、シェフや飲食店経営者などを対象とした料理セミナーや、道内の飲食店等で肉や料理を提供するエゾシカフェアなどに取り組んでいるところでございます。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

エゾシカは、食肉以外にも皮や角といった部位が工芸品などに活用でき、一定のニーズがあると認識しておりますが、食肉同様に流通の少なさや価格の高さが課題であります。

有効活用を進めるためには、ニーズや市場調査を実施する必要があると考えますが、皮革素材の製品などについて活用を進めるための道の取組状況について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 皮革素材等への活用についてであります。道では、これまで、東京都内や札幌などで開催しております皮革関係事業者や宿泊事業者などを対象としたセミナーの中で、鹿皮の魅力や商品開発に関する講演や、革や角を使用した商品の展示会を行ってきておりますほか、道内の小中学校などを対象とした出前講座において、皮革製品への活用状況や角を使っ

たクラフト体験によるエゾシカの多面的な価値を伝えるなど、鹿皮や角の有効活用について、認知度向上や利用拡大に取り組んできたところでございます。

また、食肉処理事業者などには、随時、皮や角の流通量や流通先などについて聞き取りを行っておりますほか、今月、道内で開催するエゾシカフェアでは、参加される飲食店やお客様に対し、食肉のほか、皮革製品に関する商品ニーズなどについてもアンケート調査を実施することとしているところでございます。

**○清水敬弘委員** エゾシカについてもるる伺ってまいりましたが、増え過ぎたエゾシカは4000件の列車事故や5000件の交通事故、約51億円にも上る農作物被害といった道民の生活の安全、安心にも直結する問題を生じさせております。この状況を放置すれば、長期的には地域の経済活動の妨げや生態系のバランス崩壊といった重大なリスクが高まるおそれがあります。

そもそも、エゾシカ被害は、広範囲、そして、広域的に波及することから、道における総合的かつ計画的な対策が不可欠であります。

エゾシカは、繁殖力が高く、個体群の増減が、地域経済や農林業、生態系に連動して動くため、区域を横断した広域的な捕獲計画と管理体制が不可欠であり、道の果たす役割は極めて大きいものと考えます。

適正な個体数管理と捕獲個体の有効活用を進め、計画を達成させるためには、一層の捕獲対策の強化、流通の見直しが必要であります。

従来を取組から、さらにもう一段フェーズを上げた、一步踏み込んだ取組を実施すべきであると考えますが、この設問の最後に、エゾシカ政策の中樞を担う環境生活部長に伺います。

**○谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。近年、エゾシカの生息数増加や生息域の拡大によりまして、農林業被害の増加や交通事故が多発していることから、道では、令和6年1月から8年12月までを緊急対策期間として設定し、捕獲の強化とさらなる有効活用に取り組んでいるところでございます。

こうした中、令和6年度の捕獲数は過去最多となったものの、目標には達していない状況にありますことから、交付金の確保や国有林内での入林規制緩和につきまして国に要望を行うとともに、国の交付金を最大限活用し、市町村による有害捕獲の一層の促進や狩猟者への支援に加え、道事業による越冬地での集中捕獲事業を拡充するなど、捕獲目標の達成に向けて、捕獲数の上積みを図っているところでございます。

また、有効活用につきましては、エゾシカ肉の認知度向上をはじめ、流通拡大のための認証施設への支援や認証肉の販路拡大に加えまして、さらなる利用拡大に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を緊密にし、あつれきの低減に向けて、捕獲対策を充実していくとともに、有効活用の推進を図りながら、捕獲と有効活用を両輪といたしまして、エゾシカ対策を一層強化してまいります。

**○清水敬弘委員** 続けて、アライグマ対策についても伺ってまいりたいと思います。

【第1分科会 12月5日 第2号】

特定外来生物でありますアライグマの被害が年々増加し、深刻化しております。特に絶滅危惧種や希少種にとって大きな脅威となり得るわけであります。

また、アライグマも同様に繁殖力が非常に高いことから、一度定着すると、その拡大抑制が難しく、生息範囲が拡大し続けている現状と認識、そして、特定外来生物でありますから、完全排除に向けたより実効性のある対策を講じていくことが自治体から強く求められております。

そこでまず、本道の農業被害の状況などを含めた現状認識について伺います。

○木葉淳副委員長 野生動物対策課長小島圭介さん。

○小島野生動物対策課長 アライグマによる農業被害などについてであります。道内でアライグマの生息が確認された市町村は、令和7年1月時点で167市町村に上り、道南や道東の一部を除き、ほぼ全道に生息域が拡大しており、捕獲数につきましては、平成27年度に1万頭を超えた以降、令和3年度は2万5371頭、4年度は2万6425頭、直近のデータであります5年度は過去最多の3万5785頭となっております。

また、道内における農業被害額は、平成30年度に1億円を超え、令和3年度は約1億4700万円、4年度は約1億3400万円、直近の5年度は約1億7400万円と過去最高となっており、捕獲数は年々増加しておりますが、農業被害額の増加には歯止めがかかっていない状況となっております。

さらに、在来の生物を捕食するといった直接的な影響のほか、生息場所や餌を奪うことなども問題とされており、本道の生態系への影響についても懸念されているところでございます。

○清水敬弘委員 全道167市町村で生息が確認されているアライグマであります。

アライグマを効率的に減らしていく上では、春の集中的な捕獲が有効とされており、春期捕獲推進期間というものがあります。

本道でこの期間の捕獲推進に取り組んでいるものと認識しておりますが、今春も含めたこれまでの取組実績、そして、課題認識について所見を伺います。

○小島野生動物対策課長 春期捕獲についてであります。道では、アライグマの個体数削減に向け、捕獲効果の高い出産や子育て時期の3月から6月までの4か月間を春期捕獲推進期間として、市町村に集中的な取組を呼びかけながら、積極的な捕獲を促進しているところでございます。

この期間中の捕獲数は、平成27年の2904頭以降、増加傾向にあり、令和7年の速報値では、1万4815頭で過去最多となり、この10年間で5倍以上増加しておりますが、繁殖力が強いアライグマの生息域が拡大し、農業被害額も増加していることから、春期に捕獲することの意義や効果等につきまして一層の周知を図り、春期捕獲に取り組む市町村を拡大していくことが重要となっております。

○清水敬弘委員 令和5年3月であります。道は、地域での効果的、効率的な捕獲を支援するための北海道アライグマ捕獲プログラムを策定したものと認識しております。

春期管理捕獲も極めて大切であります。今後、アライグマの根絶に向けて、同プログラムを

生かし、どのように対策を進める考えか、伺います。

また、アライグマの捕獲は市町村単独で実施するよりも、アライグマこそ広域的に足並みをそろえた対策方法が必要であると考えておまして、関係自治体からもそういう要望があります。

現況の有効な取組は捕獲しかない状況の中で、より実効性のある捕獲を進めるためには、地域の実情を聞くことはもとよりであります。取組の検証と評価を適切に行い、かつ、洗い出した上で捕獲技術の向上などにつなげていくことが極めて必要であると考えますが、これまではどのように取り組んできたのか、道の対応と課題認識について伺います。

**○新井田自然環境局長** 捕獲プログラムの活用などについてでございますが、道では、より多くの市町村に、捕獲プログラムを活用し、生息実態の把握や捕獲目標の設定などを進めていただくよう、様々な機会を通じてプログラムの理解促進を図りますとともに、今年度は、市町村におけるアライグマ対策の実態調査を実施し、捕獲体制やプログラムの活用状況などを把握することとしております。

また、令和5年度から、プログラムを活用した広域展開モデル事業を実施しておまして、空知、日高、十勝の3振興局において、隣接する市町村による広域協議会を設置して、地域ごとの捕獲目標数等を設定し、それに基づき、専門家による捕獲技術の現地指導や効率的な捕獲手法の改善に取り組んできたほか、道自らも、市町村境界など、捕獲空白地帯での捕獲事業を実施してきたところでございます。

こうした取組を通じまして、捕獲効率の向上が図られましたほか、これまで捕獲が進んでいなかった地域での実施により、捕獲数の増加につながったものと考えますが、一方で、隣接する市町村であっても、被害の程度が異なり、捕獲従事者数や予算額などの体制やアライグマ対策への意識にも差がありますことから、道といたしましては、今後、こうした地域差の解消に向け、プログラムを活用しながら、効果的な防除体制の構築に努めてまいります。

**○清水敬弘委員** 今後の対応について伺います。

自治体がアライグマの捕獲を継続するためには、鳥獣被害防止総合対策交付金が必要不可欠ですが、生息数の増加や捕獲頭数の増加が著しく、捕獲のみに交付金を充当する今の状況では交付金の活用が効果的であるとは言えないと考えます。

対策に当たる自治体としては十分な交付金を維持してほしいとの思いがある一方で、より高度な防除・被害防止策を示してほしいとの思いが強くなります。

そのため、農業被害や生態系に侵略しているアライグマの完全排除を目的とした計画的な防除など、有効かつ持続可能な対策を的確に講じていく必要があると考えますが、この設問の最後に、アライグマ対策を担います環境生活部長の決意を伺います。

**○谷内環境生活部長** 今後のアライグマ対策についてであります。アライグマを本道から根絶するためには、複数市町村が広域的に連携し、効果的、効率的な捕獲を行うことが重要でございます。道では、各地域で捕獲プログラムを活用し、現状の把握や捕獲目標の設定、捕獲体制の構築を進めていただくよう、プログラムの内容や活用方法などの理解促進に努めながら、各地域

【第1分科会 12月5日 第2号】

での事業展開を進めるとともに、春期捕獲の推進のほか、効果的な捕獲方法の検証や道による捕獲などにも取り組んできたところでございます。

また、今年度は、越冬のためのねぐらとなる廃家屋等の周辺で道による捕獲実証を新たに実施することとしておりまして、道といたしましては、その効果を検証しながら、春期捕獲と併せ、通年での捕獲につなげていくとともに、国に対し、必要な交付金が十分に確保されるよう要望するなど、地域が一体となったアライグマの捕獲対策の充実強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 野生鳥獣対策は、その被害、緊急対策の大小を問わず、全道域に及ぶ喫緊の課題であります。とりわけ、ヒグマ対策におきましては、全国知事会、環境省や農水省などに対して省庁要請を繰り返し行ってきた知事の見解も直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願いし、最後の質問に移りたいと思います。

バックカントリースキーについて伺います。

近年、自然そのままにスキーやスノーボードで雪山を滑走し、パウダースノーやきれいな景色を堪能できるバックカントリースキーの人气が高まっております。しかし、この側面で、バックカントリースキーは、スキー場の管理区域外で、管理されていない自然を相手に行うものであり、外国人などのバックカントリースキーヤーの増加に伴い、スキーヤー自身の知識や技術などへの過信、北海道の山岳、気候、地域特性の理解不足や準備不足などから、雪崩や転倒負傷などによる遭難事故が相次ぐ状況となっております。

その防止や安全確保が課題となっているものと認識しておりますが、本道のこれまでの取組などについて、順次伺ってまいります。

まず初めに、道内における山岳遭難事故件数、遭難者数と、そのうち、バックカントリースキーによる遭難件数、遭難者数について状況を伺います。

○木葉淳副委員長 スポーツ振興課長清水直子さん。

○清水スポーツ振興課長 遭難状況についてであります。道警察の公表によりますと、道内におけるバックカントリースキーによる遭難状況は、令和5年は、山岳遭難発生件数144件に対し43件、遭難者数170人に対し61人、令和6年は、山岳遭難発生件数129件に対し41件、遭難者数163人に対し57人と、いずれの年も、発生件数も遭難者数も全体の約3割でありましたが、令和7年は、10月末現在で、山岳遭難発生件数138件に対し67件、遭難者数186人に対し89人と、それぞれ全体の約5割を占める状況となっております。

○清水敬弘委員 年々、増加の一途をたどっているということでもあります。

続けて伺います。

バックカントリースキーによる遭難件数、遭難者数のうち、外国人の遭難者数についても伺います。

○清水スポーツ振興課長 バックカントリースキーによる遭難者数についてであります。道警察の公表によりますと、外国人遭難者数を集計しております11月から翌年3月までの冬山シーズンにおきまして、令和5年シーズンの遭難件数は39件であり、遭難者数53人のうち、外国人が30

人で約5割、令和6年の遭難件数は70件であり、遭難者数94人のうち、外国人が76人で、約8割を占めております。

○清水敬弘委員 課長、御案内のとおり、8割であります。

さらに伺います。

外国人のバックカントリースキーによる遭難事故における主な原因を具体的に伺います。

○清水スポーツ振興課長 遭難事故の原因についてであります。道警察が公表している令和7年1月から10月末までの外国人バックカントリースキーヤーの遭難状況では、滑走中に下山方向が分からなくなるという道迷いや、転倒や流木への衝突等による負傷、深雪や悪天候による行動不能などが遭難の主な原因となっております。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

バックカントリーへの入山者数についても伺います。

○清水スポーツ振興課長 バックカントリースキーヤー数についてであります。バックカントリースキーは、各自が自然の雪山やスキー場の管理区域外を滑走するウインターレジャーであり、国や道警察などにおいても統計的な数値は把握していないところです。

○清水敬弘委員 るる伺ってまいりました。

本道を訪れる外国人の方たちが安全にバックカントリースキーを楽しめるよう、事故防止などの対策を講じていくことなどが重要であると考えております。

そのため、外国人のバックカントリースキーヤーによる事故防止や安全確保を進めていくに当たり、道としてどのような課題認識を持ち、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○清水スポーツ振興課長 これまでの取組についてであります。事故を未然に防ぐためには、外国人の方々を含め、スキーヤー自らが十分な安全対策を講じることが基本であり、登山届の提出、冬山に関する正しい知識や必要な装備、さらには、認定ガイドの活用について、広く周知を図っていくことが重要と認識しております。

このため、道では、これまで、道警察や行政機関、関係団体と連携しながら、天候、地形の事前把握や冬山装備の確認などを促す外国人にも対応した多言語リーフレットを作成し、ホテル、空港などに配付しますとともに、道のホームページやSNSにおきまして、英語による動画も活用しながら、冬山の危険性や必要な安全対策について情報発信を行ってきたところであります。

○清水敬弘委員 あわせまして、各市町村や観光協会などにより、これまで実施されてきました地元での取組の具体例についても伺います。

○清水スポーツ振興課長 地域における取組についてであります。道内の各地域では、外国人バックカントリースキーヤーの遭難防止に向けて、市町村などが中心となって、事前に雪崩講習を実施した上で、ガイド付きの安全なバックカントリーツアーを提供しているほか、ビーコンの電源の入れ忘れなどを確認できるチェッカーを山頂付近に設置している事例があるところがございます。

【第1分科会 12月5日 第2号】

また、スキー場管理者などにおいて、英語版のバックカントリーマップを作成し、ホームページ上で周知しているほか、スキー場管理区域内から区域外に出るゲートを指定し、区域外に出る場合には十分な冬山装備を呼びかけている事例があるなど、地域においてそれぞれの実情に応じた対策が実施されているものと承知しております。

○清水敬弘委員 遭難者数は増加しており、取組の効果は出ていないとする地元の皆さんの声もあります。

そのため、これまで御案内があった様々な対策、取組が、遭難者数の減少やスキーヤー自身の知識や技術の向上、地域特性の理解などについてどのような効果をもたらしてきたのか、道の認識を伺います。

○木葉淳副委員長 スポーツ局長近藤史郎さん。

○近藤スポーツ局長 これまでの取組についてでございますが、道では、これまで、道警察や行政機関、関係団体、民間事業者等と連携をしながら、外国人バックカントリースキーヤーに対しまして、多言語リーフレットの配付、SNSによる冬山の危険性や必要な安全対策についての情報発信を行ってきましてほか、地域においても、安全なバックカントリーツアーの提供や区域外に出る場合のルールの設定など、独自の取組が進められているものと承知をしてございます。

こうした中、近年、外国人の遭難者数が増加傾向にございますことから、事故を未然に防ぎまして、スキーヤーの安全が確保されますように、より一層、効果的な取組を進めていく必要があるというふうに認識をしてございます。

○清水敬弘委員 御案内のとおり、安全対策としてのニセコのルールなどがあるものと認識しております。

バックカントリースキーの人気の高まりは、遭難事故の増加のみならず、雪崩止めの滑走及び路上駐車問題、救急車や防災ヘリの出動過多のほか、地域住民とのトラブルなど、様々な問題が発生していると現場からの声が上がっておりますが、遭難事故以外の問題としてどのような問題が発生しているのか、道の認識を伺います。

○近藤スポーツ局長 遭難事故以外の課題についてでございますが、バックカントリースキーヤーが訪れる市町村におきましては、多くの観光客の来訪により、地域の活性化につながる一方で、路上駐車の問題、たばこのポイ捨てなどのごみの放置、トイレ以外で用を足すなどといった、ルールやマナーの違反による問題が顕在化しているものと認識してございます。

○清水敬弘委員 本道は、世界的に見ましても降雪量と雪質に恵まれており、今後も極上のパウダースノーを求め、世界中から多くのバックカントリースキーヤーが訪れることが見込まれます。

バックカントリースキーを地域の観光資源として生かし、地域の活性化につなげていくためには、地域の理解と事故防止や安全確保のみならず、バックカントリーに関わる諸問題の解決に向けた一層の取組が必要と考えます。

また、来年4月から導入される見込みの本道の宿泊税を活用するなどして対策の充実強化が見

込まれるものと思いますが、それまでには、これまでの効果の見えない取組ではなく、根本的なアナウンスの見直しや実効性の検証に取り組みなくてはならないと考えますが、道として、今後どのように取り組んでいくのか、最後に、観光資源活用の観点なども担う環境生活部長に伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。バックカントリースキーは、自然の雪山やスキー場の管理区域外を滑走するウインターレジャーとして人気があり、良質の雪を求めて海外からも多くの観光客が訪れているところでございます。

このため、道では、これまで、外国人の方に安心して楽しんでいただくよう、安全対策等に関する多言語リーフレットの作成、配付や、SNSを活用した冬山登山に関する英語による注意喚起動画の配信などを行ってきたところでございます。

こうした中、近年、外国人の方の遭難事故が増加し、また、一部の地域では、観光客の路上駐車やごみの放置などの問題も顕在化しておりますことから、道といたしましては、今後、遭難事故の発生原因等を踏まえた効果的な発信など、実効性のある取組に努めていくとともに、ルールやマナーの理解を呼びかける啓発活動を強化するなど、引き続き、関係機関と連携しながら、バックカントリースキーに関する様々な課題の解決に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○木葉淳副委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木葉淳副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、12月8日月曜日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時35分散会